

箱根町こども計画



箱根町

箱根町こども計画策定にあたって

本町では、令和2年度に「こどもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町」を基本理念とする「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援策に取り組んできました。

この間、幼児教育・保育の無償化の継続、中学生までの給食費無償化、小児医療費の高校生年代までの助成等県内トップクラスの経済的支援を充実させてきました。また、令和6年4月には、こども家庭センターを設置し、心理職を新たに配置するなど相談機能の強化を図り、妊娠を望んだ時から子育て期までの切れ目ない相談支援を行っています。

一方で、少子化や核家族化が進み、地域や保護者同士のつながりが希薄化するなど、子育ての負担感や不安を抱える保護者も少なくないといった課題もあり、社会全体でこども・若者・子育て当事者を支えることが求められています。そこで、本町では、子育てシェアタウン推進事業をスタートし、ゆるやかな繋がりや頼り合いの環境の構築、町全体で子育てをする機運の醸成を図っているところです。

このたび、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「箱根町こども計画」を策定しました。この計画は、子ども・子育て支援事業計画をはじめとした、こども・若者に関する計画を一体的にまとめたものです。基本理念を「こども・若者が自分らしく健やかに育ち、みんなで子育てするまち 箱根」と定め、引き続き、子育て世帯への切れ目ない支援に加え、新たに、若者の出会いや結婚支援にも取り組み、若者を巻き込みながらより良い環境づくりと地域の活性化を目指し、将来的には少子化の抑制につなげていきたいと考えています。

また、施策の実施にあたっては、こども・若者を含む多くの方から意見を聴くことや、意見を表明することができる機会の充実に努めながら、こどもまんなか社会の実現に向け、計画を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、話を聴かせてくれたこどもたちや、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、それぞれの専門分野や子育て世帯のお立場から貴重なご意見・ご提言をいただきました箱根町子ども・子育て会議の委員の皆様、また貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

箱根町長

勝俣浩行



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	2
3 子どもの権利条約との関係	2
4 計画の性格	5
5 計画の期間	6
6 SDGsに対応した計画推進	6
第2章 こどもと子育て当事者を取り巻く現状	7
1 統計データに見る現状	7
2 教育・保育施設等の現状	16
3 アンケート調査結果に見る現状	21
4 第2次子ども・子育て支援事業計画の検証	58
第3章 計画の基本的な考え方	61
1 基本理念	61
2 基本的な視点	64
3 基本目標	66
4 施策の体系	68
第4章 基本目標ごとの取組	71
基本目標1 結婚・家庭生活への支援の充実	71
基本目標2 出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と支援の充実 【健やか親子21（母子保健計画）】	75
基本目標3 子育て環境の整備	81
基本目標4 こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備	94
基本目標5 支援が必要な子ども・若者への対応などきめ細かな取組の推進	101
基本目標6 生活環境の整備と安全の確保	107
第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み	113
1 教育・保育提供区域の設定	113
2 こども数の推計	114
3 教育・保育の量の見込みと確保方策等	115
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	119
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	131
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	132
7 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	132
8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	132
第6章 計画の推進に向けて	135
1 計画の推進体制	135
2 計画の達成状況の点検及び評価	135
3 災害時をはじめとする緊急時の対応	136
資料編	137
1 箱根町子ども・子育て会議条例	137
2 箱根町子ども・子育て会議委員名簿	139

第1章

計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

近年の少子化・核家族化の進行、家庭の孤立、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出や働き方の変化など、こども・若者及び子育て当事者をめぐる様々な課題の対応が求められています。

このような中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。平成24年には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」「地域のこども・子育て支援の充実」を目指して「子ども・子育て関連3法」が制定されました。こどもの貧困対策においても、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されたことをはじめとして、令和元年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、令和6年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるなど、様々なこども・子育てをめぐる支援が展開されています。令和5年4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には「こども大綱」を策定しました。こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

箱根町では、これまで令和2年度からの5年間を計画期間とする「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」を基本理念としながら、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりの推進を図ってきました。

この度、令和6年度をもって箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終期をむかえ、次期計画を策定するにあたり、これまで推進・充実を図ってきた各施策に、こども基本法やこども大綱で推進すべきこども施策の視点を加え、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「箱根町こども計画」を策定しました。

【凡例】

本計画では、法令に根拠がある語を用いる場合、事業名や固有名詞などを用いる場合を除き、「こども」という表現を用いています。

2

計画の対象

本計画においては、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期とし、施策によっては40歳未満（ポスト青年期）の者も対象とします。

3

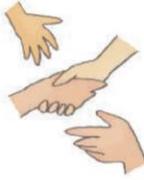
子どもの権利条約との関係

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意です。特に以下の4つは、あらゆるこどもの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

本計画においてもこの4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組みます。

- ・ 差別の禁止（2条）
- ・ 子どもの最善の利益（3条）
- ・ 生命、生存及び発達に対する権利（6条）
- ・ 子どもの意見の尊重（12条）

<参考：「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」>

<p>第1条【子どもの定義】</p> <p>18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】</p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】</p> <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】</p> <p>国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】</p> <p>親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】</p> <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】</p> <p>子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】</p> <p>国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】</p> <p>子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】</p> <p>国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れさらされない権利】</p> <p>国は、子どもが国の外へ連れさらされたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】</p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条【表現の自由】</p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】</p> <p>子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】</p> <p>子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名譽の保護】</p> <p>子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】</p> <p>子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どもたちにとって適切な情報が多く提供されるようにすなわ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】</p> <p>子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】</p> <p>どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】</p> <p>家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいる子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったりなど、国から守ってもらうことができます。</p> 

<p>第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだですこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなった、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買わされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p>第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」)

4

計画の性格

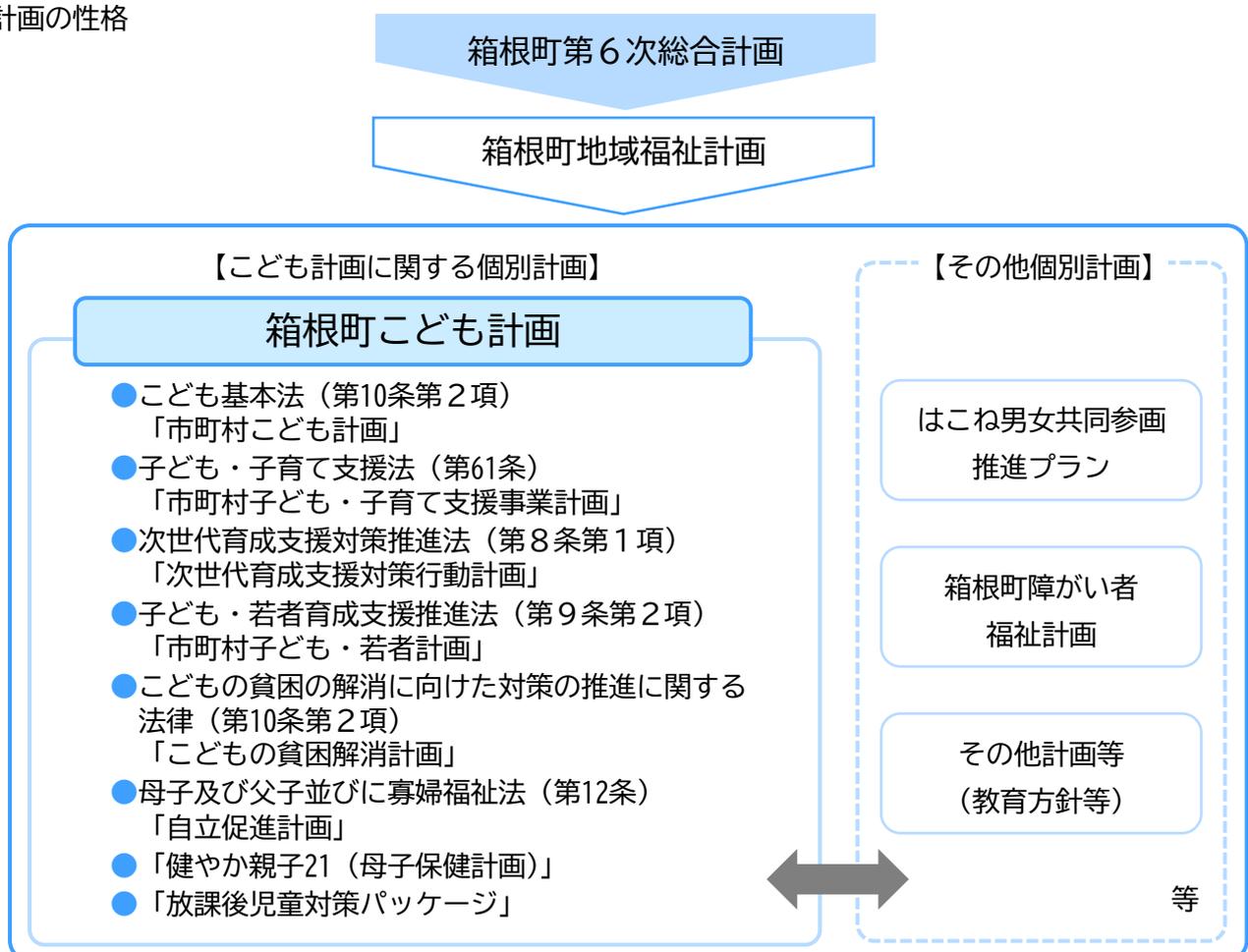
本計画は、こども基本法（第10条第2項）に定める「市町村こども計画」として策定するものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法（第61条）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、こども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。

さらに本計画は、次世代育成支援対策推進法（第8条第1項）に定める「次世代育成支援対策行動計画」、子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）に定める「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）に定める「こどもの貧困解消計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条）の「自立促進計画」、国の「健やか親子21（母子保健計画）」、「放課後児童対策パッケージ」について、本町の施策を盛り込んだものです。

なお、本計画の策定にあたっては、「箱根町第6次総合計画」や「箱根町地域福祉計画」、「はこね男女共同参画推進プラン」、「箱根町障がい者福祉計画」をはじめ、上位・関連計画等との整合性を図りながら定めています。

計画の性格



5

計画の期間

本計画は、「こども基本法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
本計画	→					
次期計画					見直し	→

6

SDGsに対応した計画推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。

SDGsについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。本計画においては、以下の9の目標と関連づけて施策を推進します。



第2章

こどもと子育て当事者を取り巻く現状

1

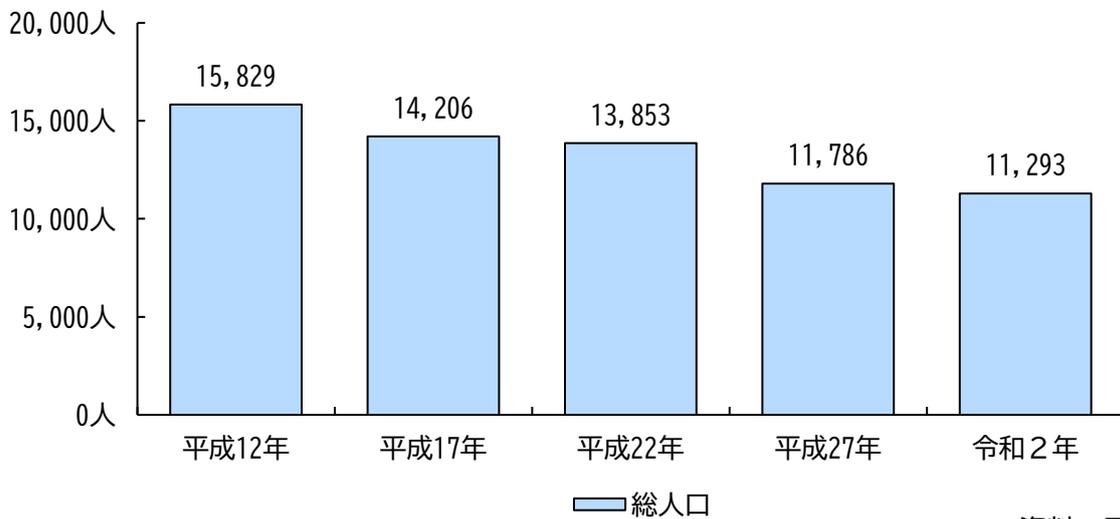
統計データに見る現状

1-1 人口及び世帯数

人口は減少傾向にあり、令和2年では、平成22年（10年前）に比べ2,560人減少し、平成12年（20年前）の人口の約71%です。

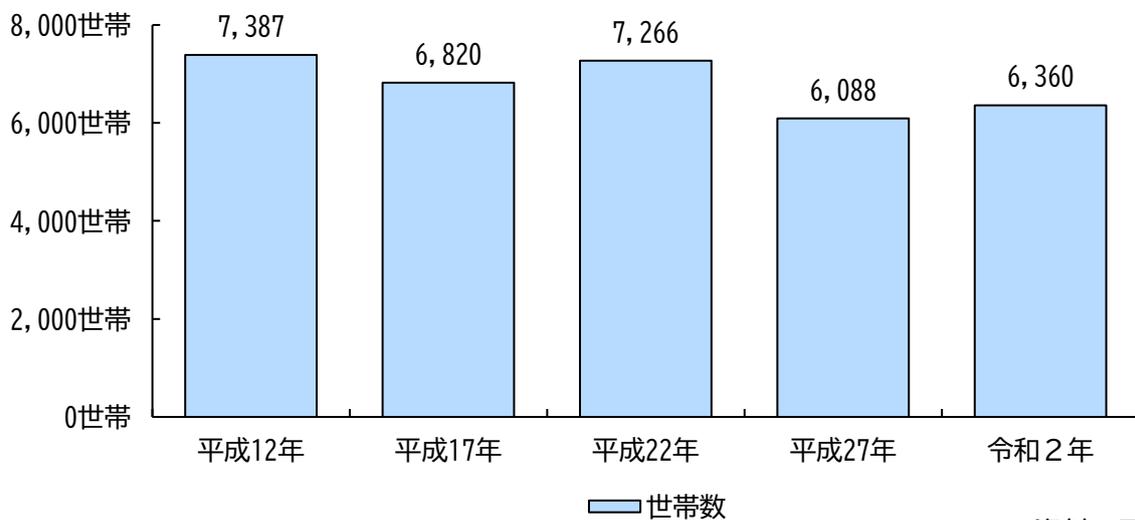
また、世帯数は平成22年（10年前）に比べ906世帯の減少となっています。

人口の推移



資料：国勢調査

世帯数の推移

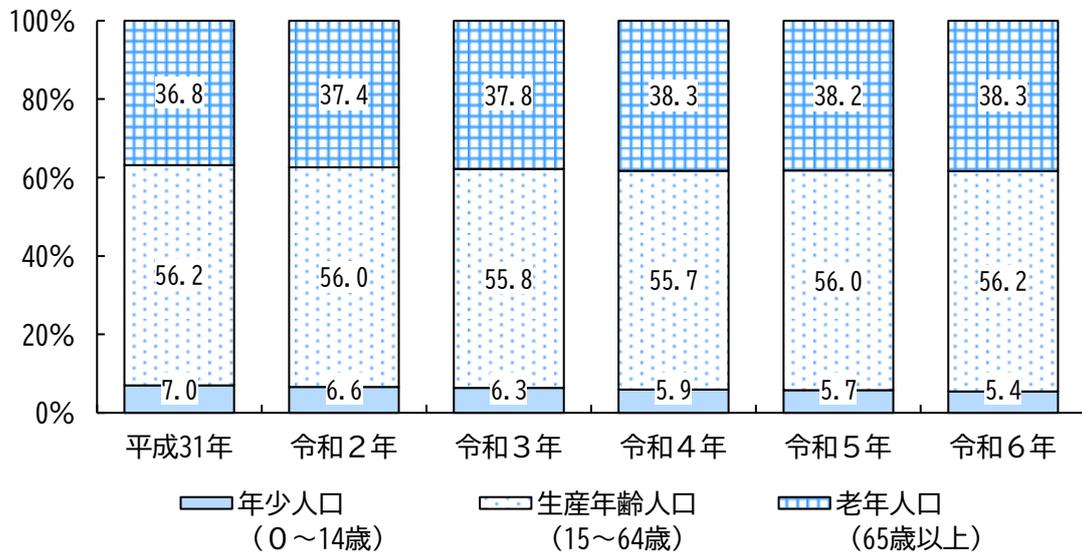


資料：国勢調査

1-2 年齢3区分別人口

人口を年齢3区分別に見ると、令和6年4月1日現在、年少人口(0~14歳)は588人(5.4%)となっており、平成31年と比べると、219人の減少となっています。

年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

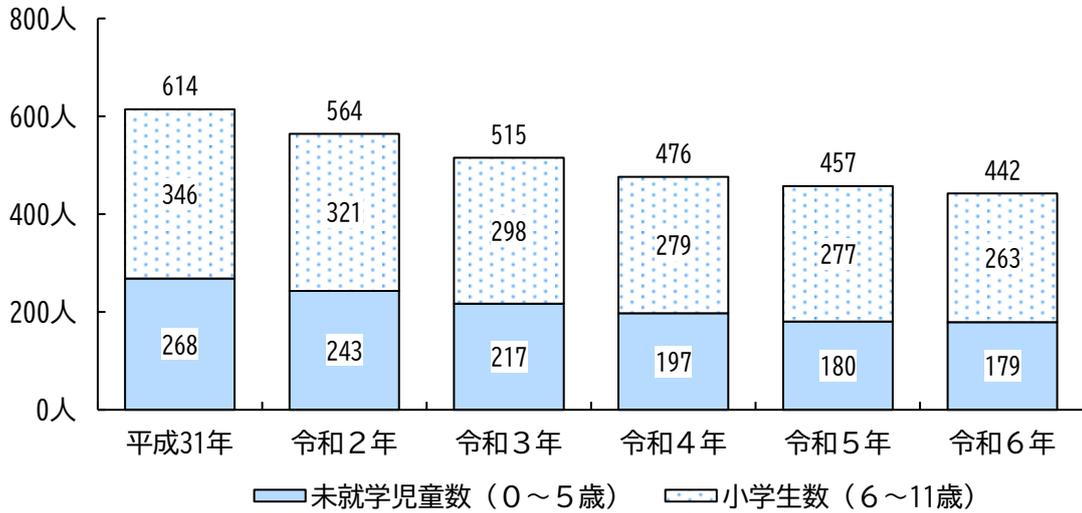
区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口 (0~14歳)	807 7.0	746 6.6	711 6.3	651 5.9	623 5.7	588 5.4
生産年齢人口 (15~64歳)	6,492 56.2	6,336 56.0	6,253 55.8	6,109 55.7	6,087 56.0	6,082 56.2
老年人口 (65歳以上)	4,258 36.8	4,237 37.4	4,239 37.8	4,198 38.3	4,150 38.2	4,146 38.3
総人口	11,557	11,319	11,203	10,958	10,860	10,816

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-3 児童数

児童数（0～11歳）は、令和6年4月1日現在442人となっており、平成31年と比べると172人の減少となっています。未就学児童数（0～5歳）は89人、小学生数（6～11歳）は83人の減少となっています。

0～11歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

各歳別0～11歳人口の推移

（単位：人）

区分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (平成31年～ 令和6年)
未就学児童	0歳	37	28	30	31	17	37	0
	1歳	39	36	27	28	32	21	△ 18
	2歳	42	41	36	25	28	28	△ 14
	3歳	48	39	41	31	31	27	△ 21
	4歳	56	44	41	41	31	32	△ 24
	5歳	46	55	42	41	41	34	△ 12
	小計	268	243	217	197	180	179	△ 89
小学生	6歳	59	40	53	41	40	41	△ 18
	7歳	55	55	36	48	40	42	△ 13
	8歳	47	55	54	35	52	37	△ 10
	9歳	53	43	57	52	34	52	△ 1
	10歳	73	53	49	55	55	37	△ 36
	11歳	59	75	49	48	56	54	△ 5
	小計	346	321	298	279	277	263	△ 83
合計	614	564	515	476	457	442	△ 172	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-4 世帯構成

一般世帯数は、令和2年で6,348世帯となっており、年によって増減が見られます。

これを世帯構成別に見ると、核家族世帯、その他の親族世帯、非親族世帯が減少する一方、単独世帯では年によって増減が見られます。

18歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数483世帯のうち、核家族世帯が74.5%を占めており、ひとり親家庭は男親と子どもからなる世帯が1.9%、女親と子どもからなる世帯が12.8%となっています。

なお、本町の場合は、単独世帯が一般世帯数の60.4%を占めており、会社などの独身寮の単身者の割合が26.1%と、県平均（0.9%）と比べて高いのが特徴です。

世帯構成の推移

(単位：世帯、%)

区分	全体			18歳未満の いる世帯
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
一般世帯数※	7,257	6,077	6,348	483
核家族世帯	2,543	2,222	2,075	360
	35.0	36.6	32.7	74.5
夫婦のみの世帯	1,158	1,054	988	-
	16.0	17.3	15.6	-
夫婦と子どもからなる世帯	918	770	678	289
	12.6	12.7	10.7	59.8
男親と子どもからなる世帯	68	68	73	9
	0.9	1.1	1.1	1.9
女親と子どもからなる世帯	399	330	336	62
	5.5	5.4	5.3	12.8
その他の親族世帯	541	458	358	119
	7.5	7.5	5.6	24.6
非親族世帯	92	67	54	2
	1.3	1.1	0.9	0.4
単独世帯	4,081	3,327	3,833	2
	56.2	54.7	60.4	0.4
(再掲) 会社などの独身寮の単身者	1,366	1,137	1,656	-
	18.8	18.7	26.1	-

資料：国勢調査

※不詳を含む

1-5 こどものいる世帯

こどもがいる世帯の推移を見ると、令和2年の一般世帯数は6,348世帯と、平成22年(10年前)に比べて約13%の減少となっています。

なかでも、6歳未満親族のいる一般世帯が148世帯で約47%の減少、18歳未満親族のいる一般世帯が483世帯で約39%の減少となっており、一般世帯数の減少率に比べてこどものいる世帯数が著しく減少しています。

こどものいる世帯の推移

(単位：世帯、%)

区分	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	7,257	6,077	6,348
6歳未満親族のいる一般世帯	281	202	148
	3.9	3.3	2.3
18歳未満親族のいる一般世帯	791	609	483
	10.9	10.0	7.6

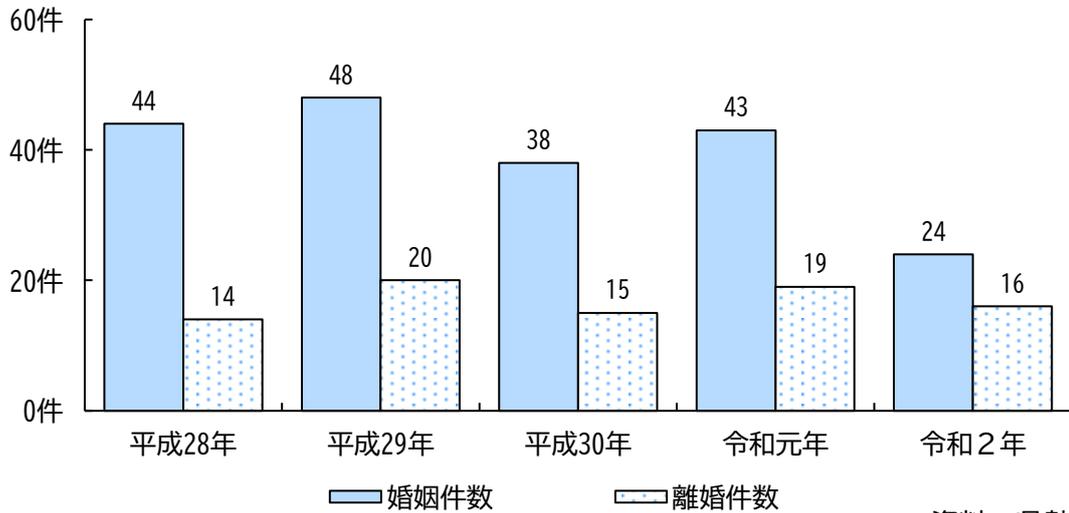
資料：国勢調査



1-6 婚姻動向

婚姻件数は、40件前後で推移していましたが、令和2年は24件となっています。
離婚件数は、令和2年は16件となっており、年によって増減が見られます。

婚姻動向の推移



資料：県勢要覧

(単位：件、人口千人当)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
婚姻件数	44	48	38	43	24
婚姻率	3.8	4.1	3.3	3.8	2.1
離婚件数	14	20	15	19	16
離婚率	1.2	1.7	1.3	1.7	1.4

資料：県勢要覧

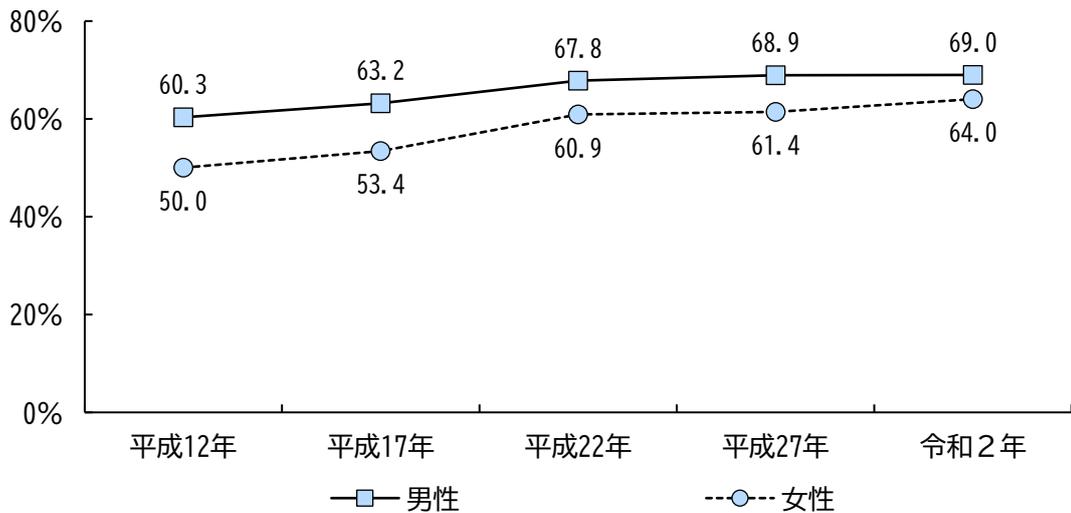
1-7 未婚率

15～49歳の未婚率は年々増加傾向にあり、令和2年では、男性69.0%、女性64.0%となっています。

平成22年（10年前）と令和2年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男女ともに20歳代までの未婚率は減少している一方、30歳代以降では増加しています。

なお、本町における未婚率の高さは、一般世帯における会社などの独身寮の単身者の割合の高さが大きな要因と考えられます。

15～49歳男女別未婚率の推移



資料：国勢調査

年齢階級別男女別未婚率の推移

(単位：%)

区分	本町				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成22年	令和2年	平成22年	令和2年				
15～19歳	99.6	97.3	99.3	97.3	99.2	99.2	99.1	99.1
20～24歳	95.2	90.9	94.4	91.3	89.1	88.5	88.5	87.1
25～29歳	83.8	80.7	79.6	75.6	66.3	60.6	65.4	58.2
30～34歳	68.8	71.7	50.3	59.0	43.9	33.9	43.7	33.6
35～39歳	54.4	59.6	33.8	44.5	32.1	22.3	32.4	22.8
40～44歳	42.1	46.8	29.3	31.9	27.2	18.0	27.6	18.8
45～49歳	35.8	37.2	19.9	20.7	26.3	16.4	25.8	17.0
合計	67.8	69.0	60.9	64.0	50.3	43.3	50.3	43.0

資料：国勢調査

1-8 人口動態

自然動態を見ると、過去5年間は自然減が続いており、令和5年度では、出生数36人、死亡数163人となっています。

社会動態を見ると、転入・転出ともに増減を繰り返しています。令和4年度以降は社会増となっています。

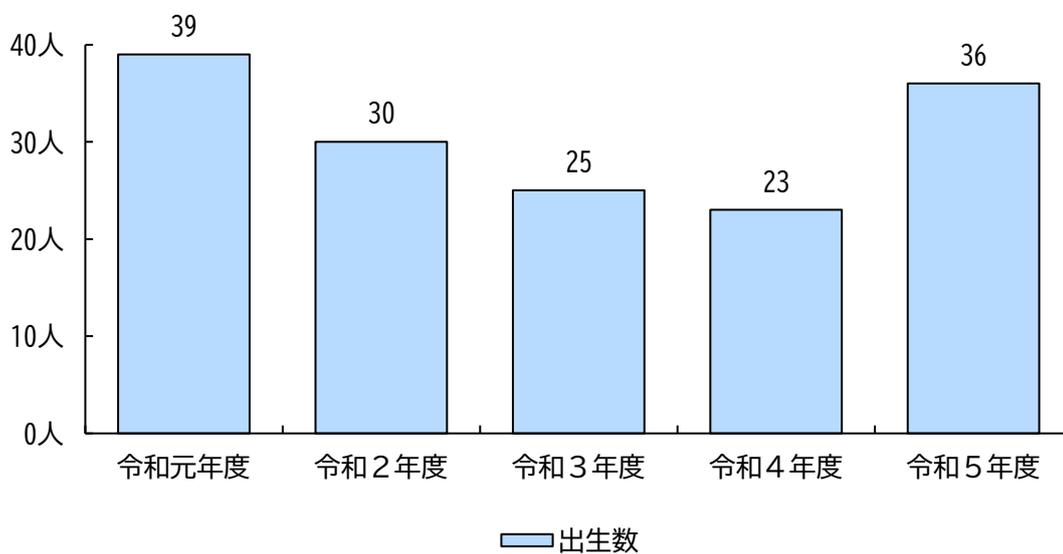
人口動態の推移

(単位：人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自然動態	出生	39	30	25	23	36
	死亡	196	185	177	213	163
	自然増	△157	△155	△152	△190	△127
社会動態	転入	1,477	1,595	1,020	1,198	1,530
	転出	1,507	1,297	1,031	1,195	1,341
	社会増	△30	298	△11	3	189

資料：人口動態統計

出生数の推移

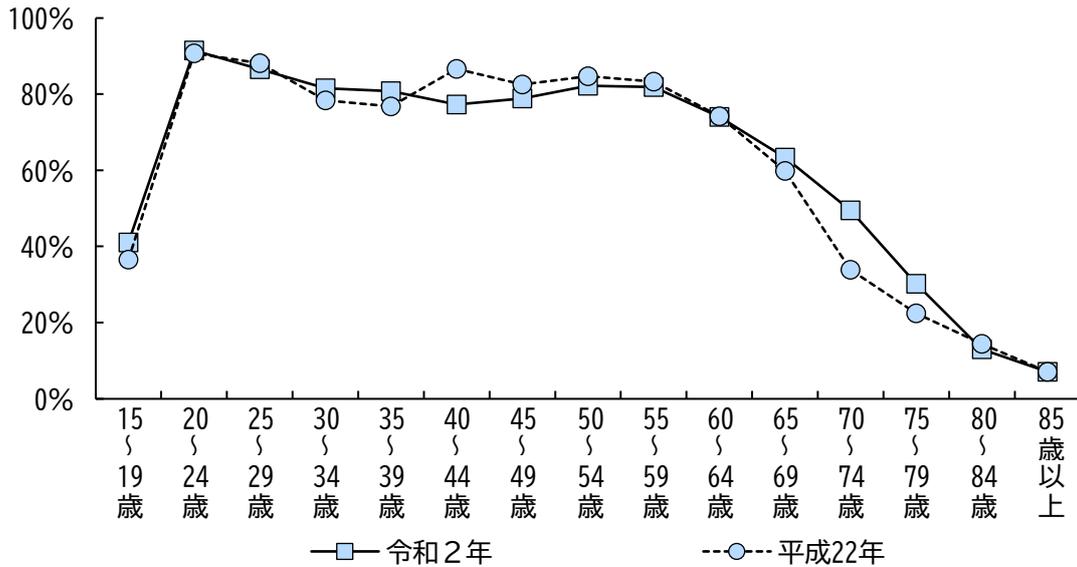


資料：人口動態統計

1-9 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いていましたが、近年M字の谷の部分の浅くなっており、30代の労働力率の上昇が見られます。令和2年では、平成22年（10年前）に比べて70代前半の上昇幅が最も大きくなっています。

女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

(単位：%)

区分	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	36.5	47.1	41.0
20～24歳	90.7	92.0	91.5
25～29歳	88.1	84.7	86.5
30～34歳	78.4	82.0	81.5
35～39歳	76.8	82.5	80.8
40～44歳	86.6	81.9	77.3
45～49歳	82.5	85.6	78.9
50～54歳	84.7	82.8	82.2
55～59歳	83.3	80.3	81.9
60～64歳	74.2	72.3	74.0
65～69歳	59.8	60.9	63.3
70～74歳	33.9	40.8	49.5
75～79歳	22.4	22.8	30.2
80～84歳	14.4	15.2	13.0
85歳以上	7.1	5.2	7.1

資料：国勢調査

2

教育・保育施設等の現状

2-1 認定こども園（幼児学園）・保育所

認定こども園は公立を2か所、保育所は公立を1か所設置しており、令和6年5月1日現在の定員は337人、入園児童数は147人で、定員に対する充足率は43.6%となっています。

入園児童数は、令和3年度以降減少傾向にあります。

入園児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	192	199	168	150	149	147

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

認定こども園・保育所の状況

(単位：人)

名称	定員	所在地	対象乳幼児	開所時間
湯本幼児学園	117	湯本392	5か月から就学前	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:30～16:30
宮城野保育園	100	宮城野140		
仙石原幼児学園	120	仙石原981		
合計	337	-	-	-

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

認定こども園・保育所の定員に対する充足率

(単位：人、%)

名称	定員	児童数	充足率
湯本幼児学園	117	54	46.2
宮城野保育園	100	37	37.0
仙石原幼児学園	120	56	46.7
合計	337	147	43.6

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

2-2 幼稚園

幼稚園は公立を1か所設置しており、令和6年5月1日現在の定員は30人、在園児童数は6人で、定員に対する充足率は20.0%となっています。

在園児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	6	6	6	3	3	6

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

幼稚園の状況

(単位：人)

名称	定員	所在地
箱根幼稚園	30	箱根561

資料：学校教育課

幼稚園の定員に対する充足率

(単位：人、%)

名称	定員	児童数	充足率
箱根幼稚園	30	6	20.0

資料：学校教育課（令和6年5月1日現在）

2-3 小学校・中学校

児童・生徒数は、令和6年5月1日現在464人と、令和元年度と比べて230人の減少となっています。

小学校・中学校の児童・生徒数の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 児童数	437	402	357	322	300	275
中学校 生徒数	257	238	250	227	213	189
合計	694	640	607	549	513	464

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

2-4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、放課後、保護者が就労や疾病、介護などにより昼間家庭にいない小学生に安心・安全な居場所を提供しています。

各小学校内に1か所、箱根幼稚園内に1か所、計4か所整備しており、令和6年度現在の在籍児童数は74人となっています。利用率は低学年が46.8%、高学年が18.7%となっています。

放課後児童クラブの状況

(単位：人)

名称	湯本こどもクラブ	箱根こどもクラブ	きんときクラブ	すぎのこクラブ
場所	湯本小学校内	箱根の森小学校内	仙石原小学校内	箱根幼稚園内
定員	32	29	27	17
対象	小学1年生～6年生			
開所時間	月～金曜日：放課後～18：30 土曜日・夏季・冬季・学年始末休業期間の平日：8：00～18：30			

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

放課後児童クラブ校区別利用率

(単位：人、%)

対象小学校区	低学年			高学年		
	児童数	在籍児童数	利用率	児童数	在籍児童数	利用率
湯本小学校	27	13	48.1	36	5	13.9
箱根の森小学校	38	23	60.5	50	14	28.0
仙石原小学校	44	15	34.1	37	4	10.8
合計	109	51	46.8	123	23	18.7

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

放課後児童クラブ学年別在籍児童数の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	19	14	19	18	17	22
2年生	21	18	12	16	16	13
3年生	10	20	11	7	17	16
4年生	14	6	14	8	5	17
5年生	8	10	2	7	6	3
6年生	0	7	4	1	4	3
合計	72	75	62	57	65	74

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

2-5 子育て支援センター等

子育て支援センター等については、町内2か所の認定こども園、1か所の保育所に子育て支援センターや子育てサロンを設置しています。

子育て当事者等に対する育児不安等について、子育てアドバイザーが相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び子育て情報ニーズに対応する施設で、対象者は、0歳から就園前までの児童がいる家庭です。

子育て支援センター等の状況

名称	仙石原子育て支援センター	湯本子育てサロン	宮城野子育てサロン
場所	仙石原幼児学園内	湯本幼児学園内	宮城野保育園内
対象	0歳から就園前までの児童がいる家庭		
開所時間	月～金：9：00～15：00 (12：00～13：00は閉所)		

資料：子育て支援課（令和6年6月1日現在）

子育て支援センター等延利用者数

(単位：人回)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター	2,090	904	871	529	1,792
子育てサロン	1,894	595	1,189	1,013	1,656

資料：子育て支援課

※令和2年度から令和4年度までは感染症拡大予防のため利用制限を設けて運営

2-6 障がい児の保育・教育・療育

町内の認定こども園、保育所、幼稚園においては、障がい児を可能な限り受け入れているほか、学校教育においては、特別支援学級を町内のすべての小学校、中学校に設置しています。

また、療育については、「児童言語訓練会（ことばの教室）」として、聴覚障がい児や発音の気になるこどもとその保護者の方に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行っているほか、「在宅心身障害児地域訓練会（なでしこ教室）」として、言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とそのこどもを対象に、機能回復と早期療育を目的として、相談や生活訓練を行っています。

児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスについては、町外の事業所を利用しています。

利用者の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童言語訓練会 (ことばの教室)	141	64	91	105	93
在宅心身障害児 地域訓練会 (なでしこ教室)	77	80	87	100	59

資料：福祉課

児童福祉法に基づくサービス利用者の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	5	6	5	5	9
放課後等デイサービス	9	10	6	3	3

資料：福祉課

3

アンケート調査結果に見る現状

3-1 調査概要

① 調査目的

町民の教育・保育、子育て、こども・若者支援に関する現在の状況や要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とするために実施しました。

② 調査対象

未就学児童	町内在住の未就学児童を持つ保護者
小学生	町内在住の就学児童を持つ保護者
16～39歳	町内在住の16歳から39歳 (令和7年3月31日までに上記の年齢になる方)

③ 調査方法

郵送配付・Web回収

④ 調査期間

未就学児童	令和6年5月18日(土)～令和6年6月7日(金)
小学生	令和6年5月18日(土)～令和6年6月7日(金)
16～39歳	令和6年6月26日(水)～令和6年8月9日(金)

⑤ 回収状況

	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	140件	73件	72件	51.4%
小学生	171件	76件	74件	43.3%
16～39歳	1,000件	161件	159件	15.9%

※有効回収数とは、回収数から回答数が著しく少ないなどの無効票を除いた数

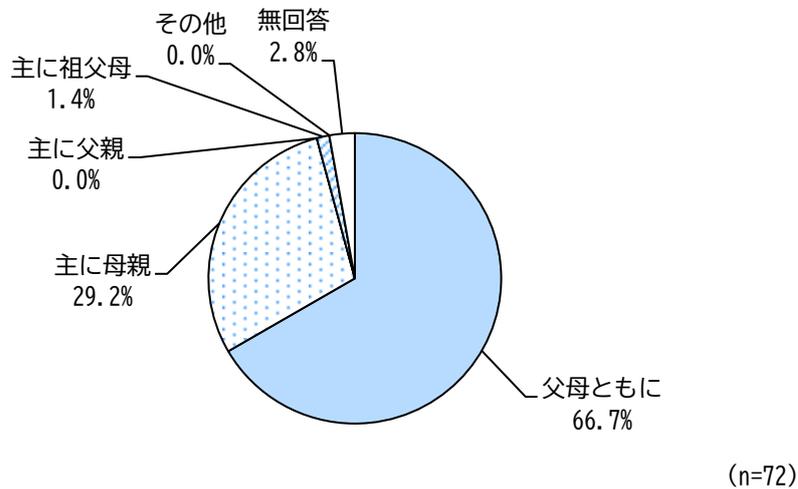
⑥ 報告書を見る際の注意点

- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) SAは1つの質問に1つのみ答える単数回答質問、MAは1つの質問に2つ以上答えられる複数回答質問を示します。
- (3) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (4) MAの設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

3-2 調査結果【未就学児童】

1. 子育てを主に行っている人

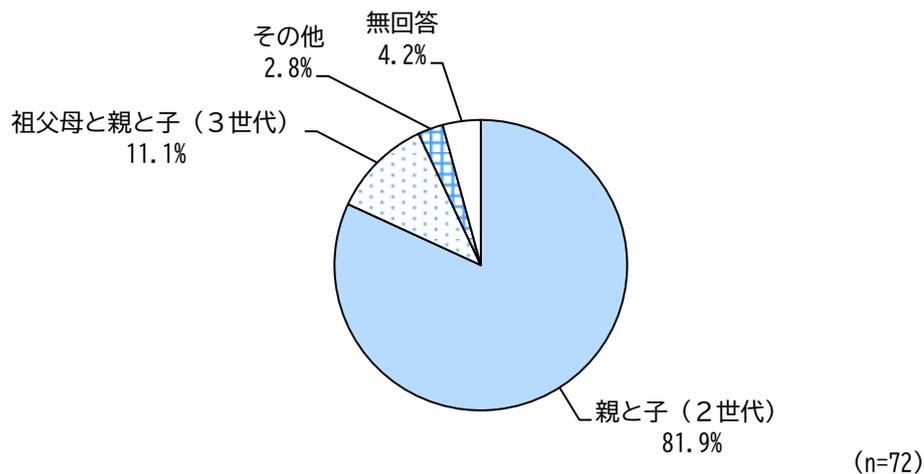
(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまるものを1つお選びください。



子育てを主に行っている人においては、「父母ともに」が66.7%と最も多く、次いで「主に母親」が29.2%、「主に祖父母」が1.4%となっています。

2. 世帯構成

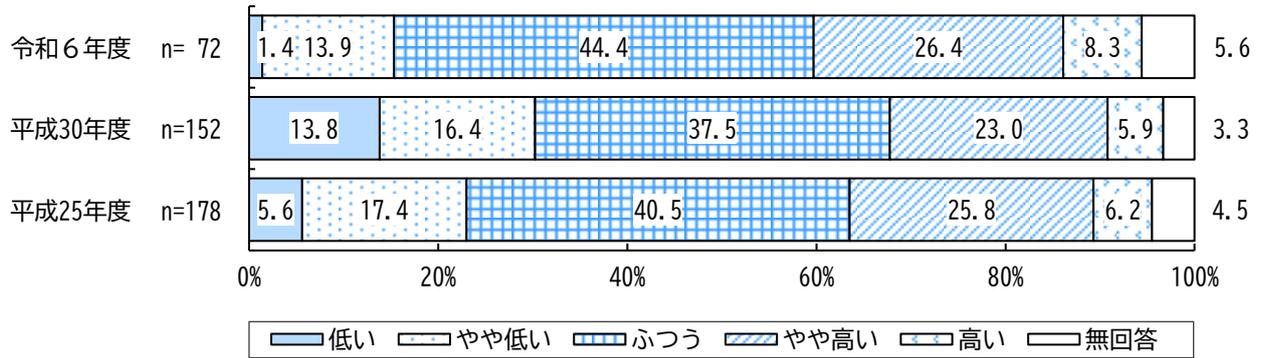
(SA)世帯構成をお選びください。当てはまるものを1つお選びください。



世帯構成においては、「親と子 (2世代)」が81.9%、「祖父母と親と子 (3世代)」が11.1%などとなっています。

3. 町における子育て環境や支援の満足度

(SA)箱根町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまるものを1つお選びください。

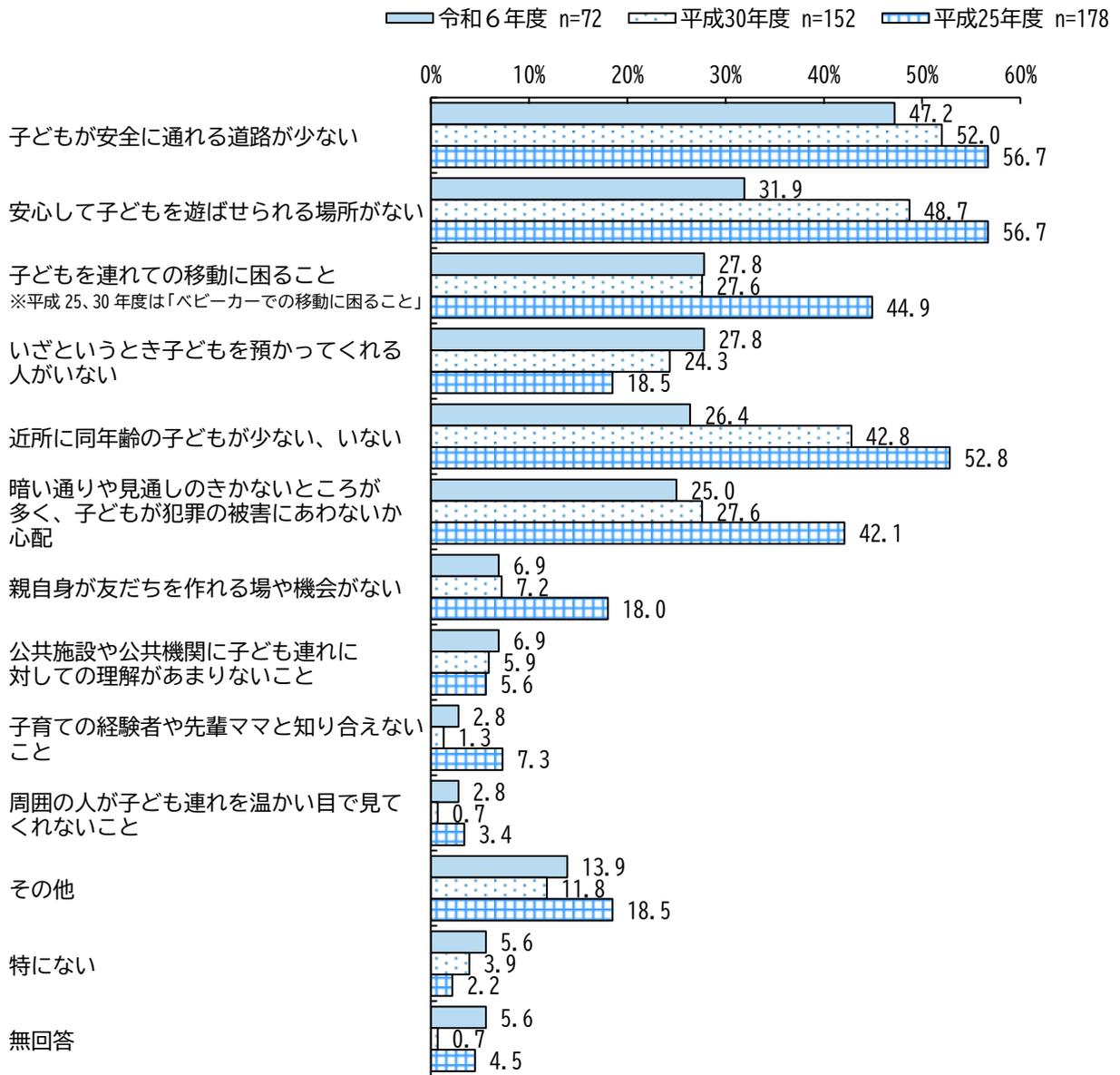


町における子育て環境や支援の満足度においては、令和6年度では「ふつう」が44.4%と最も多く、次いで「やや高い」が26.4%、「やや低い」が13.9%などとなっています。「やや高い」と「高い」を合わせた『高い』の割合が、平成30年度では28.9%で、平成25年度の32.0%と比べて少なくなりましたが、令和6年度では34.7%と平成25年度以降最も多くなっています。



4. 子育てで困ること、困ったこと

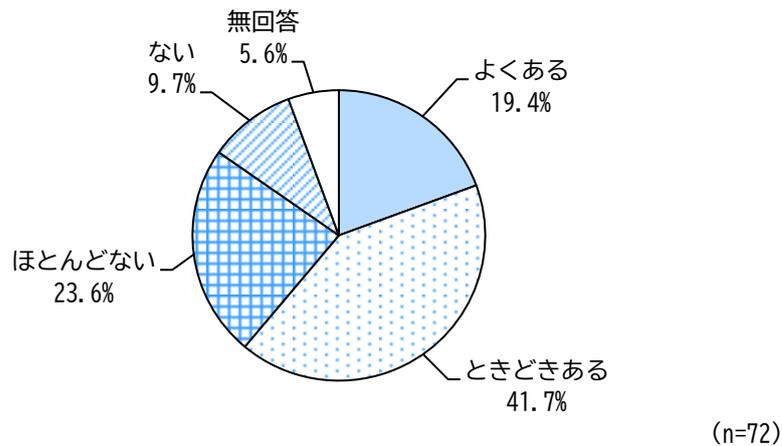
(MA)子育てを行っていて、困ること、困ったことはありますか。当てはまるものを3つお選びください。
(3つまで)



子育てで困ること、困ったことにおいては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が47.2%と最も多く、次いで「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が31.9%、「子どもを連れての移動に困ること」、「いざというとき子どもを預かってくれる人がいない」が27.8%などとなっています。平成25年度、平成30年度、令和6年度ともに「子どもが安全に通れる道路が少ない」が最も多くなっています。

5. 子育てでストレスを感じること

(SA)子育てを行っていて、ストレスを感じることはありますか。当てはまるものを1つお選びください。

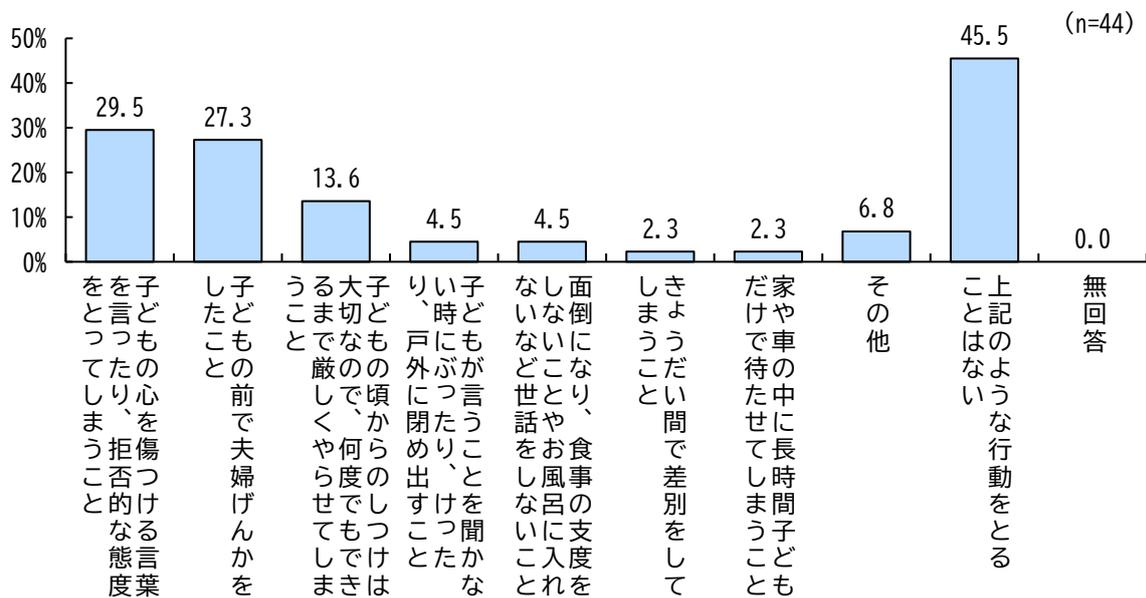


子育てでストレスを感じることにあつては、「よくある」が19.4%、「ときどきある」が41.7%、「ほとんどない」が23.6%、「ない」が9.7%となつています。

6. ストレスを感じたときにとる行動

〈5. 子育てでストレスを感じること〉で「よくある」「ときどきある」の方

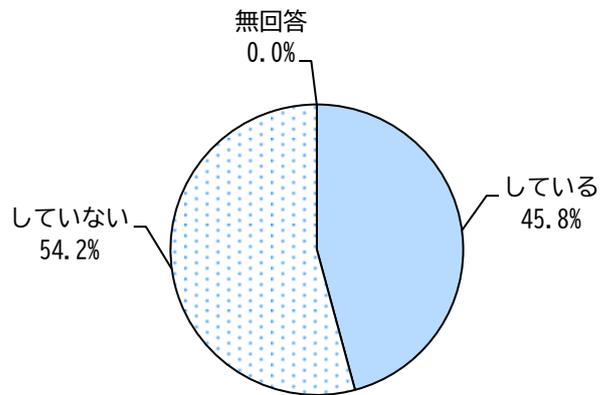
(MA)以下のような行動をとることがありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



ストレスを感じたときにとる行動にあつては、「子どもの心を傷つける言葉を言つたり、拒否的な態度をとつてしまうこと」が29.5%と最も多く、次いで「子どもの前で夫婦げんかをしたこと」が27.3%、「子どもの頃からしつけは大切なので、何度でもできるまで厳しくやらせてしまうこと」が13.6%などとなつています。また、「上記のような行動をとらないこと」が45.5%となつています。

7. 相談状況

〈6. ストレスを感じたときにとる行動〉で「上記のような行動をとることはない」以外の方 (SA) そのようなときは、誰かに相談していますか。当てはまるものを1つお選びください。

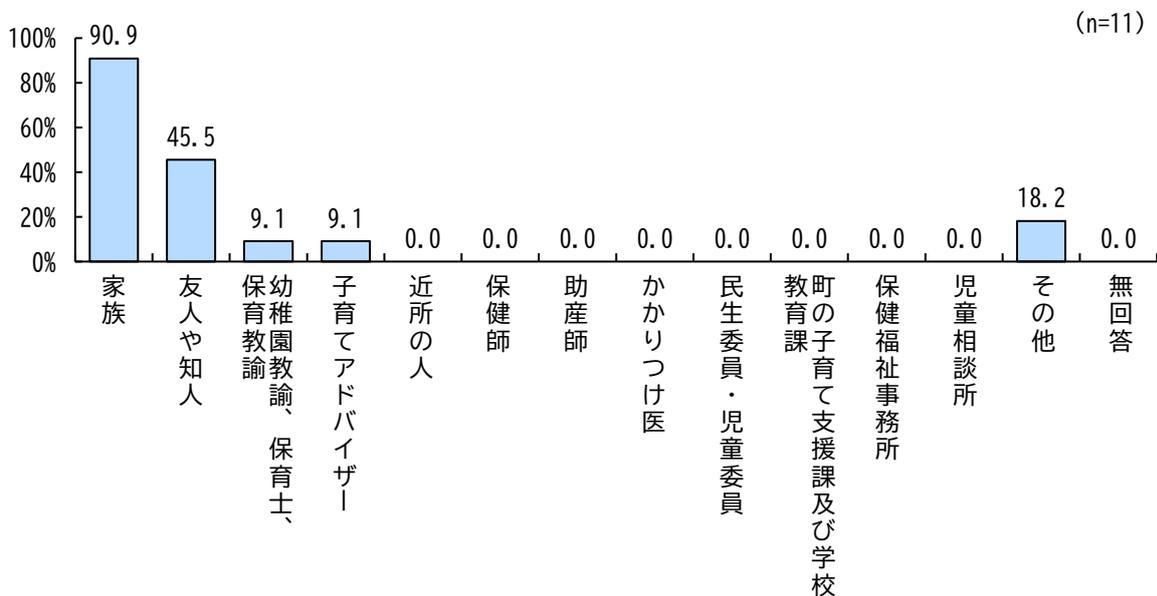


(n=24)

相談状況においては、「している」が45.8%、「していない」が54.2%となっています。

8. 相談先

〈7. 相談状況〉で「している」の方 (MA) 相談しているところはどこですか。当てはまるものをすべてお選びください。

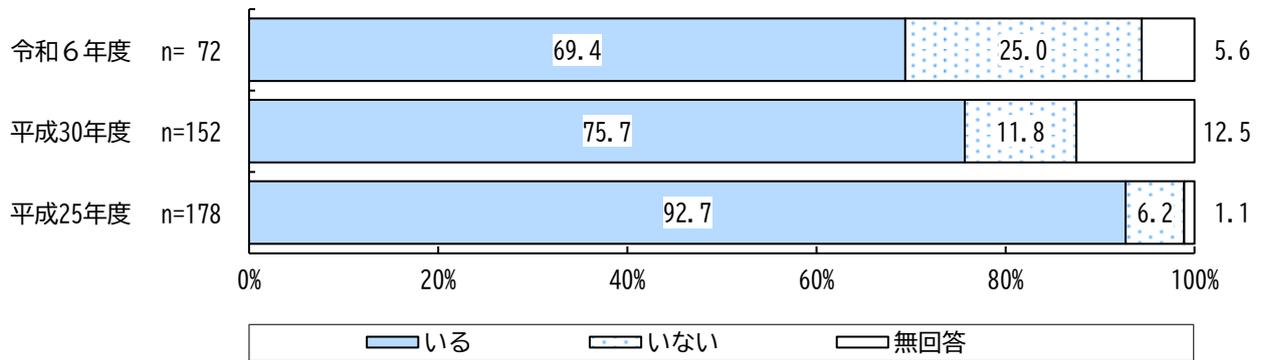


(n=11)

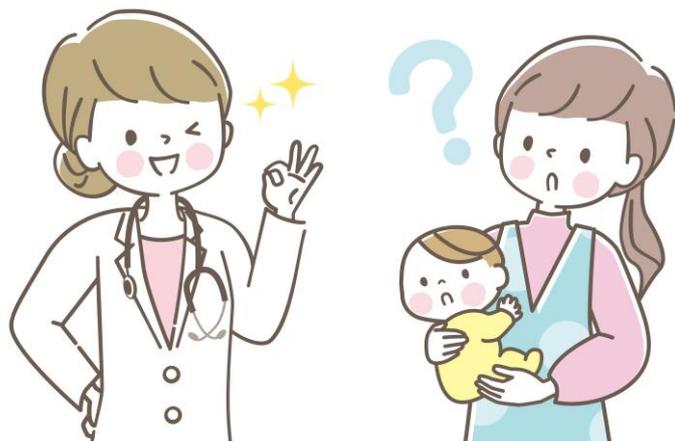
相談先においては、「家族」が90.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が45.5%、「幼稚園教諭、保育士、保育教諭」、「子育てアドバイザー」が9.1%などとなっています。

9. こどものかかりつけ医の有無

(SA)宛名のお子さんにかかりつけの（病気や発育について相談できる）医者がいますか。当てはまるものを1つお選びください。

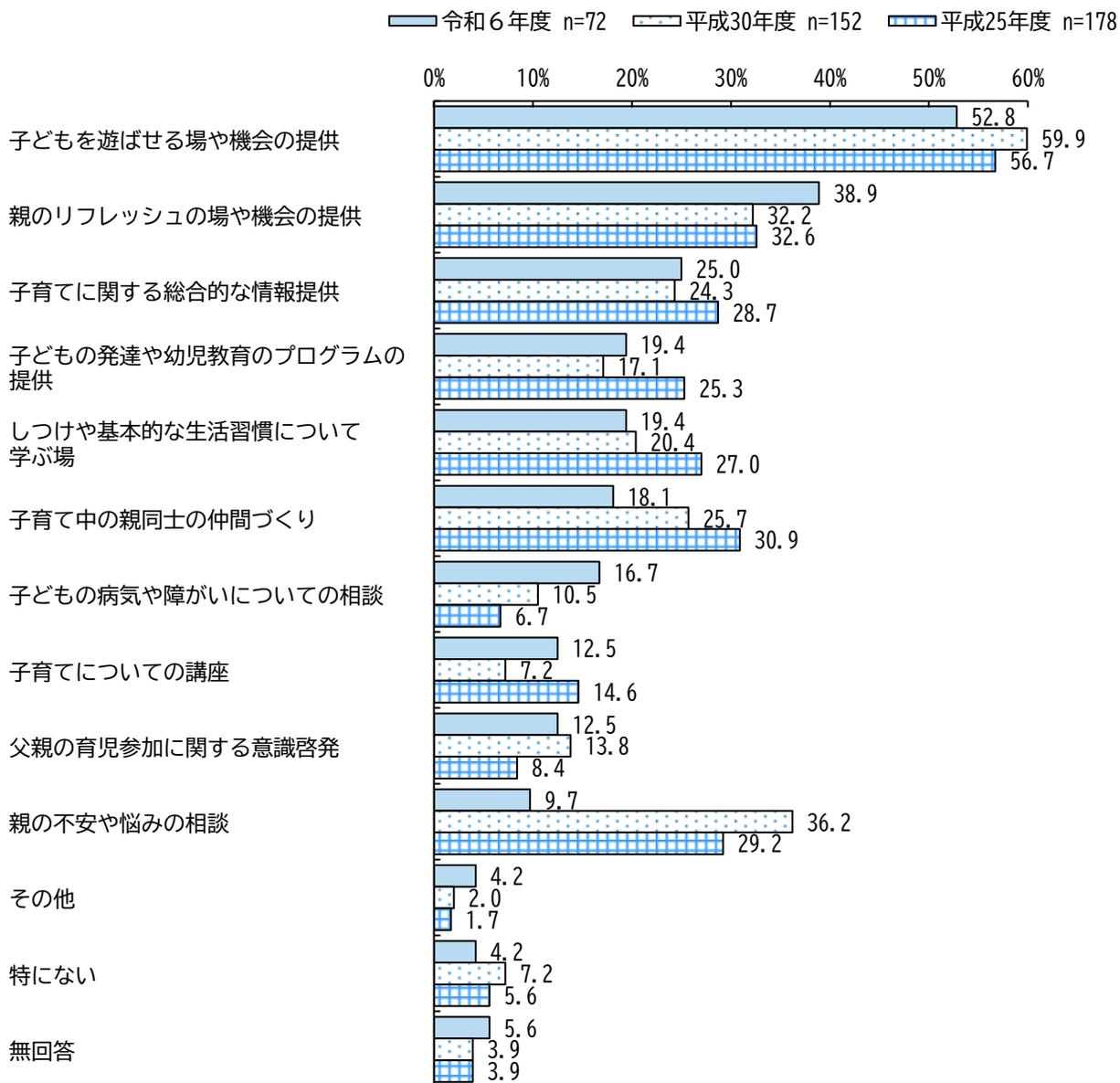


こどものかかりつけ医の有無においては、「いる」が69.4%、「いない」が25.0%となっています。平成25年度以降、「いる」は減少傾向にあります。



10. 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス

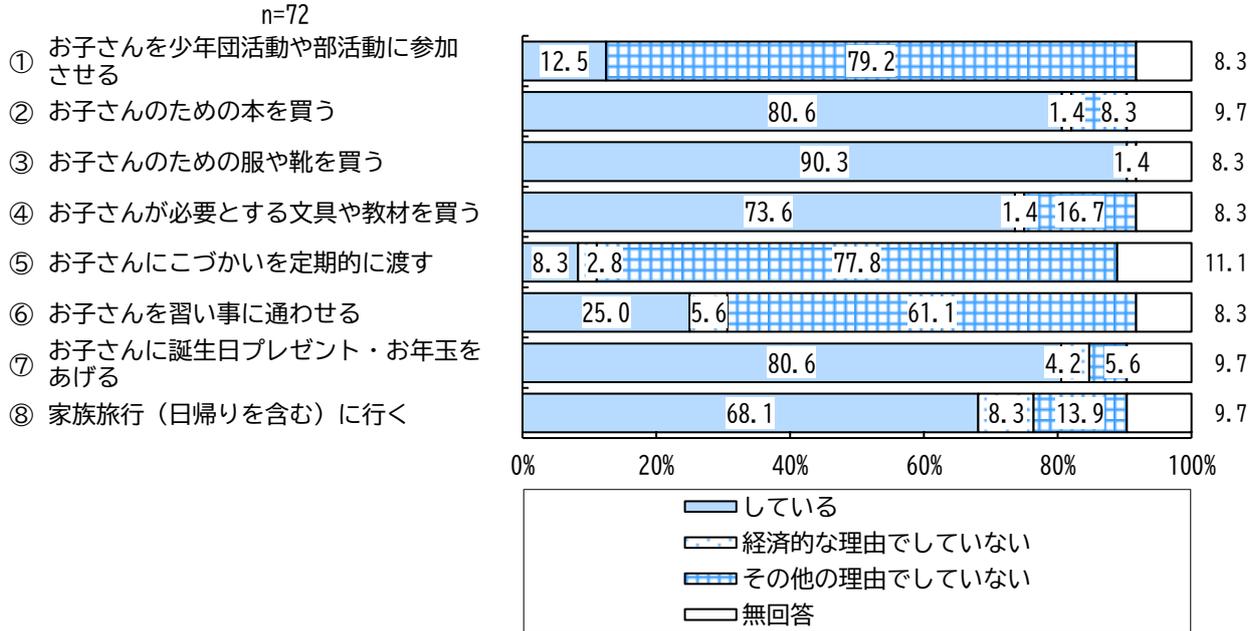
(MA)日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスはどのようなものだと思いますか。当
てはまるものを3つお選びください。(3つまで)



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスにおいては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が52.8%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が38.9%、「子育てに関する総合的な情報提供」が25.0%などとなっています。平成25年度、平成30年度、令和6年度ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多くなっています。

11. 概ね1年の間に世帯で経験をしたこと

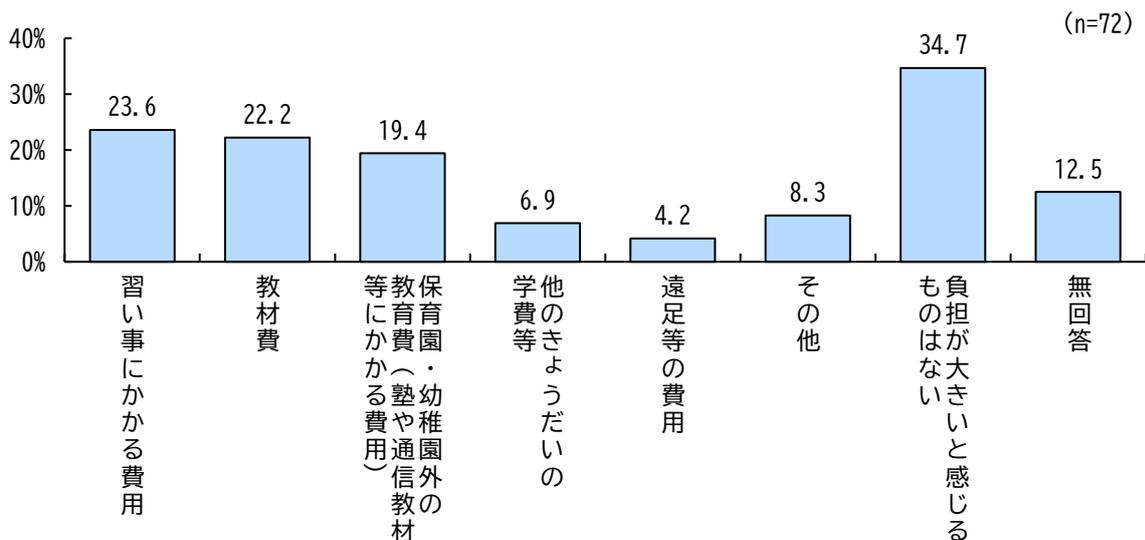
(SA)あなたの世帯では、概ね1年の間に、次のような経験をしたことがありますか。①～⑧のそれぞれについて1つずつお選びください。(それぞれひとつずつ)



概ね1年の間に世帯で経験をしたことにおいては、「している」が“③お子さんのための服や靴を買う”で90.3%と最も多く、次いで“②お子さんのための本を買う”、“⑦お子さんに誕生日プレゼント・お年玉をあげる”で80.6%、“④お子さんが必要とする文具や教材を買う”で73.6%などとなっています。

12. 負担が大きいと感じる教育・保育にかかる経費

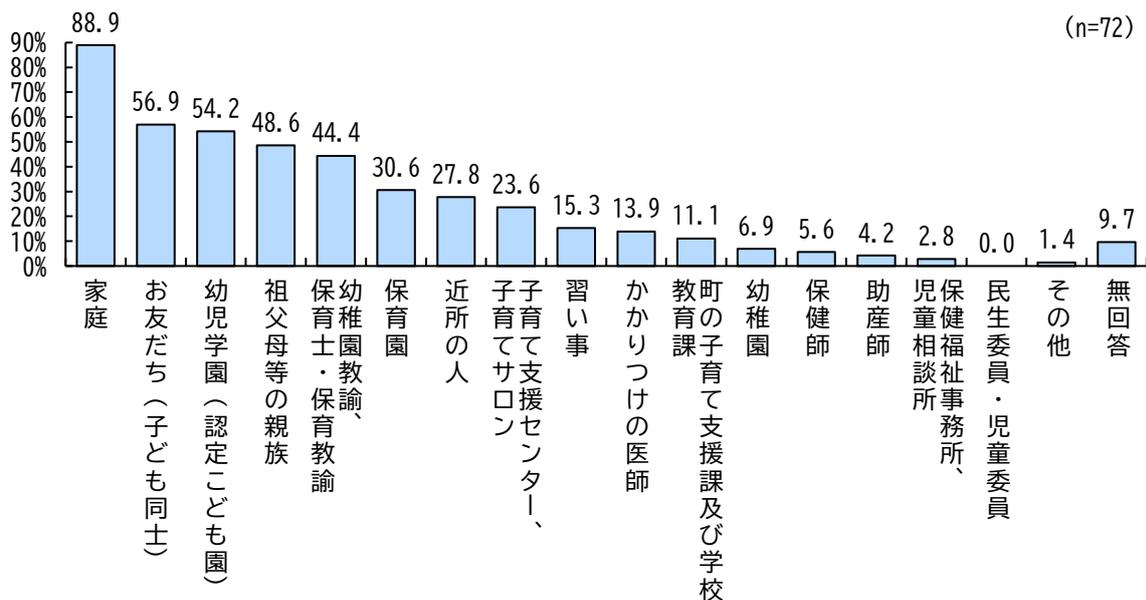
(MA)教育・保育にかかる経費について、負担が大きいと感じているものはありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



負担が大きいと感じる教育・保育にかかる経費においては、「習い事にかかる費用」が23.6%と最も多く、次いで「教材費」が22.2%、「保育園・幼稚園外の教育費(塾や通信教材等にかかる費用)」が19.4%などとなっています。また、「負担が大きいと感じるものはない」が34.7%となっています。

13. 子育てに影響すると思われる環境

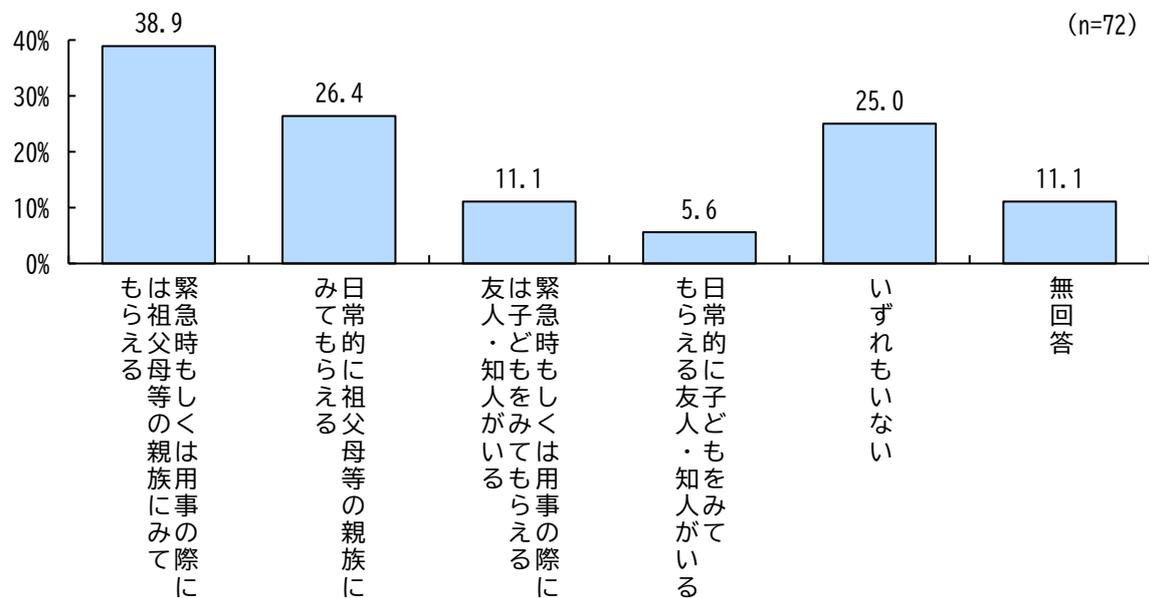
(MA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境をすべてお選びください。



子育てに影響すると思われる環境においては、「家庭」が88.9%と最も多く、次いで「お友だち (子ども同士)」が56.9%、「幼児学園 (認定こども園)」が54.2%などとなっています。

14. こどもをみてもらえる親族・知人の有無

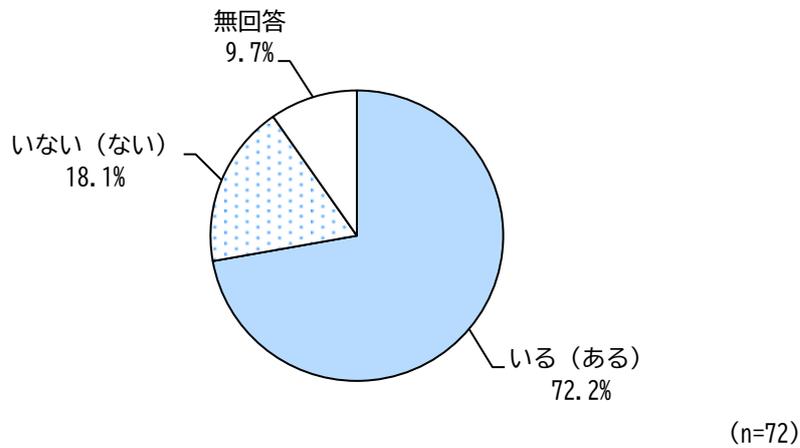
(MA)日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまるものをすべてお選びください。



こどもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が38.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が26.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が11.1%などとなっています。また、「いずれもない」が25.0%となっています。

15. 子育てをする上で相談できる人の有無

(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまるものを1つお選びください。

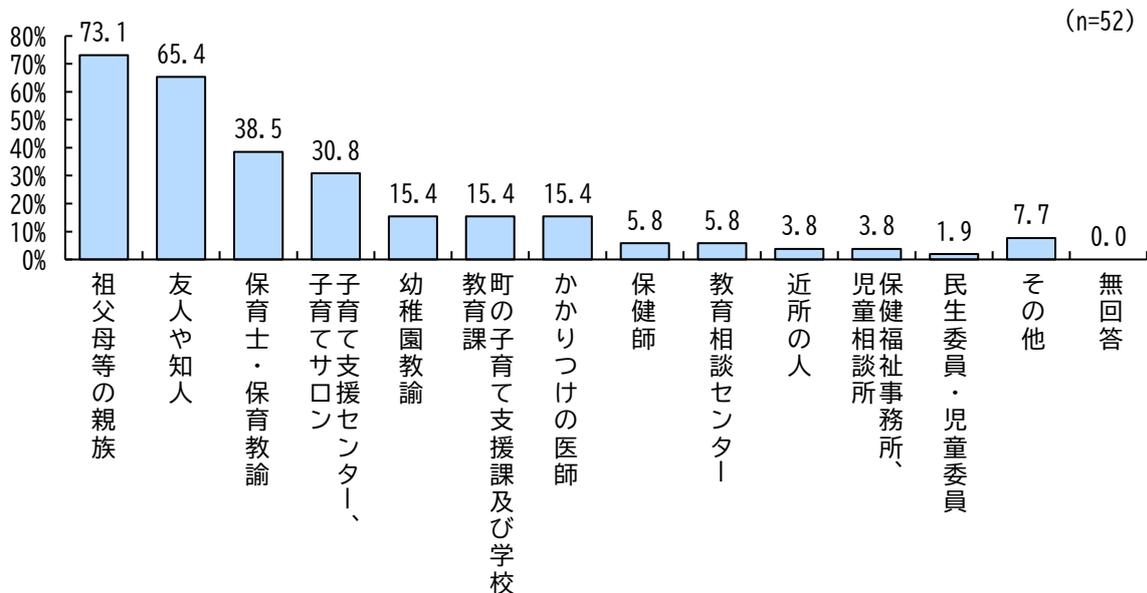


子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる（ある）」が72.2%、「いない（ない）」が18.1%となっています。

16. 子育てに関する気軽な相談先

〈15. 子育てをする上で相談できる人の有無〉で「いる（ある）」の方

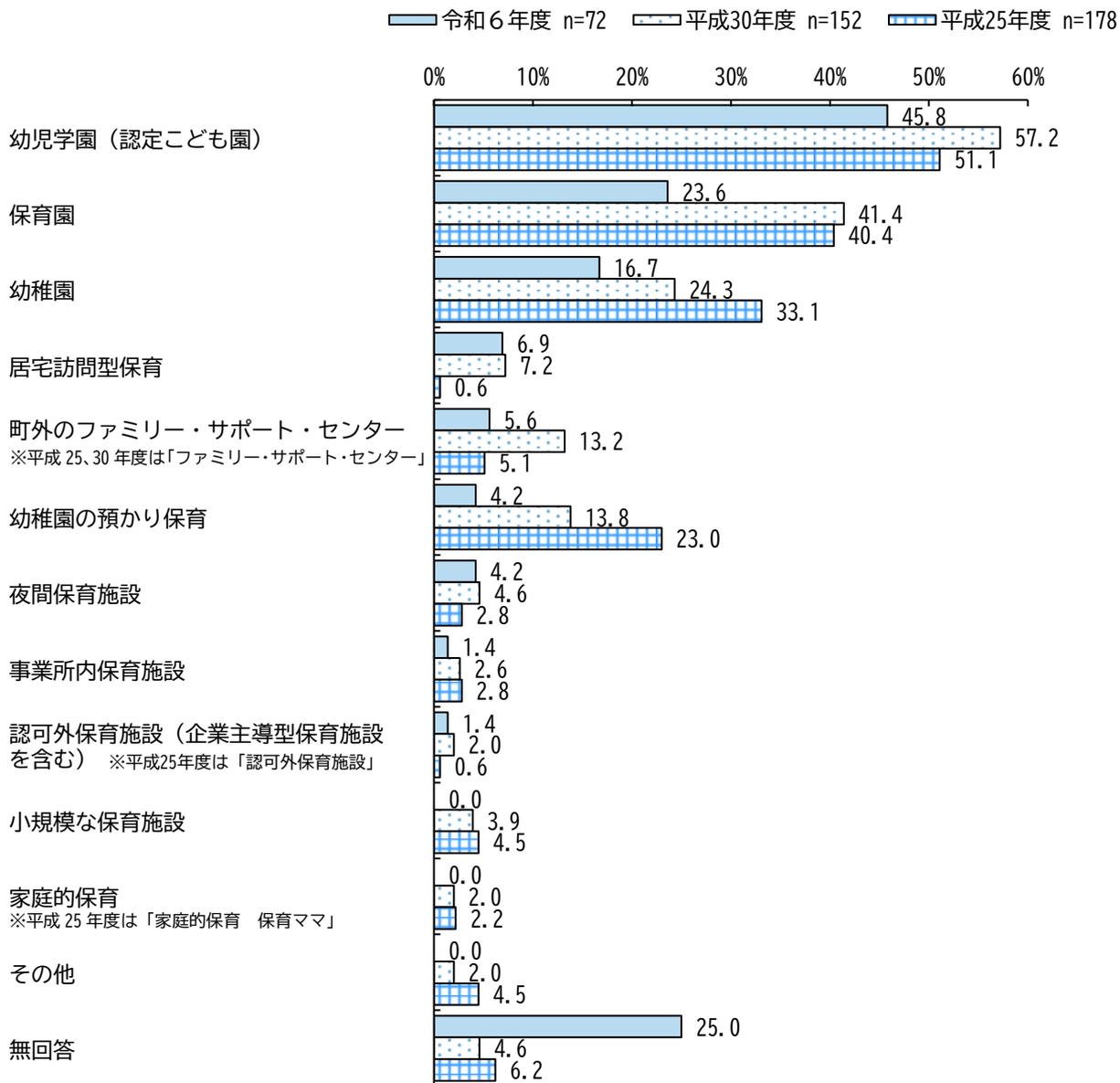
(MA)お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまるものをすべてお選びください。



子育てに関する気軽な相談先においては、「祖父母等の親族」が73.1%と最も多く、次いで「友人や知人」が65.4%、「保育士・保育教諭」が38.5%などとなっています。

17. 定期的に利用したい平日の教育・保育事業

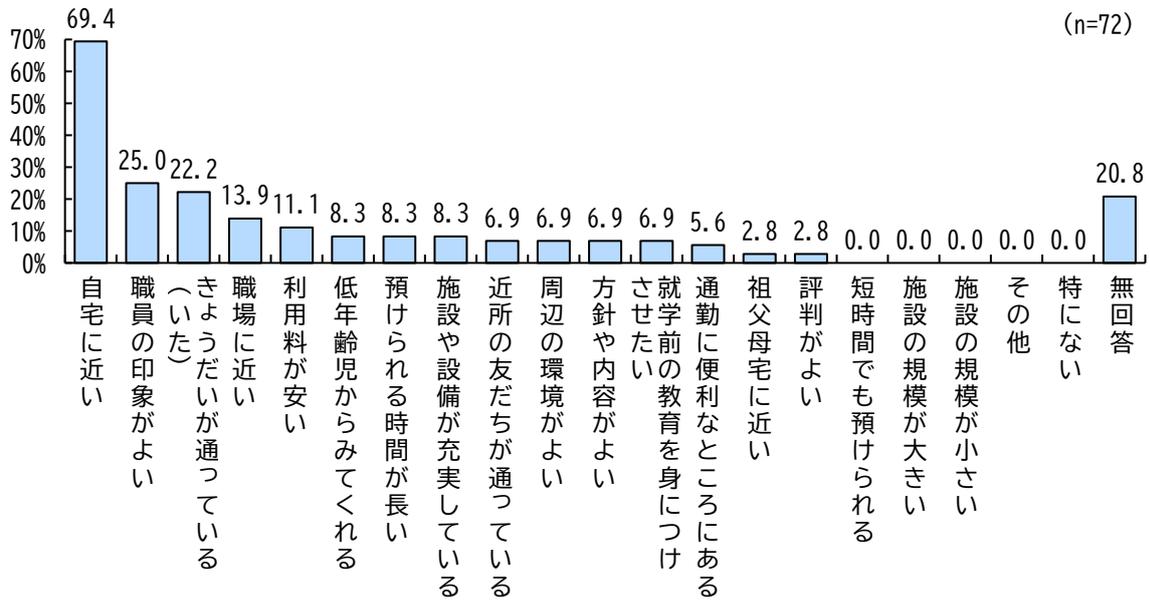
(MA)すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまるものをすべてお選びください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用料がかかります。認可保育園の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。



定期的に利用したい平日の教育・保育事業においては、「幼児学園（認定こども園）」が45.8%と最も多く、次いで「保育園」が23.6%、「幼稚園」が16.7%などとなっています。平成25年度以降、幼稚園の利用希望が減少傾向にあります。

18. 教育・保育事業を選ぶときに重視する点

(MA)教育・保育事業を選ぶとき、どのような点を重視しますか。当てはまるものを3つお選びください。
(3つまで)



教育・保育事業を選ぶときに重視する点においては、「自宅に近い」が69.4%と最も多く、次いで「職員の印象がよい」が25.0%、「きょうだいを通っている (いた)」が22.2%などとなっています。

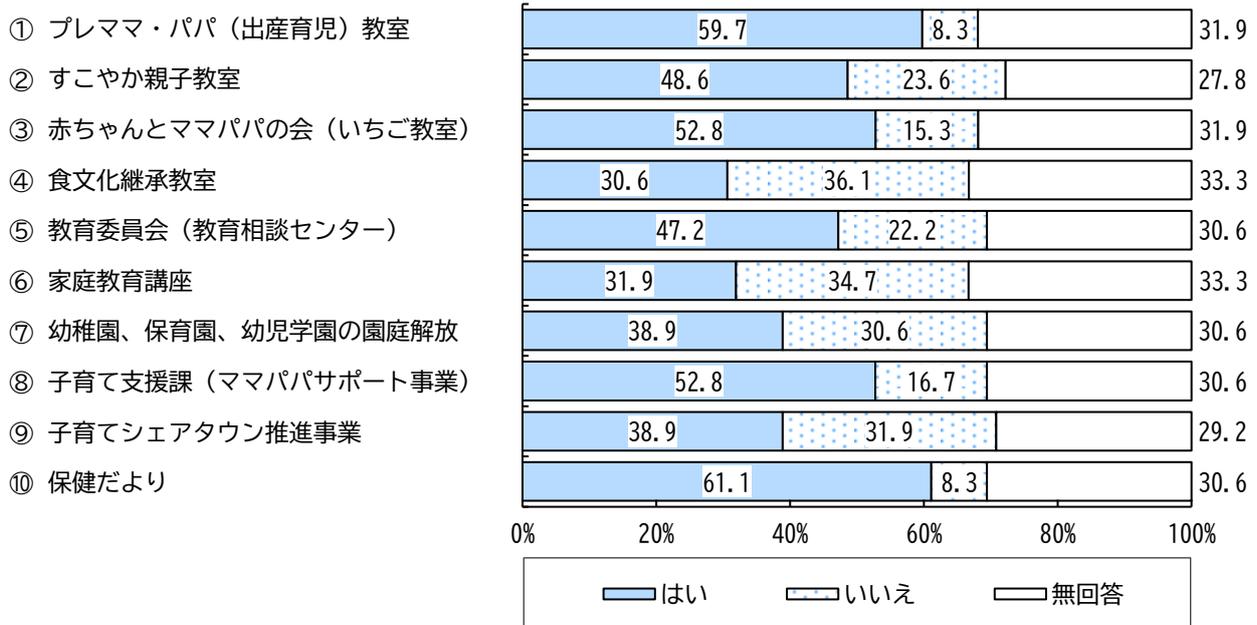


19. 事業の状況

(SA)次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑩の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかを選択してください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

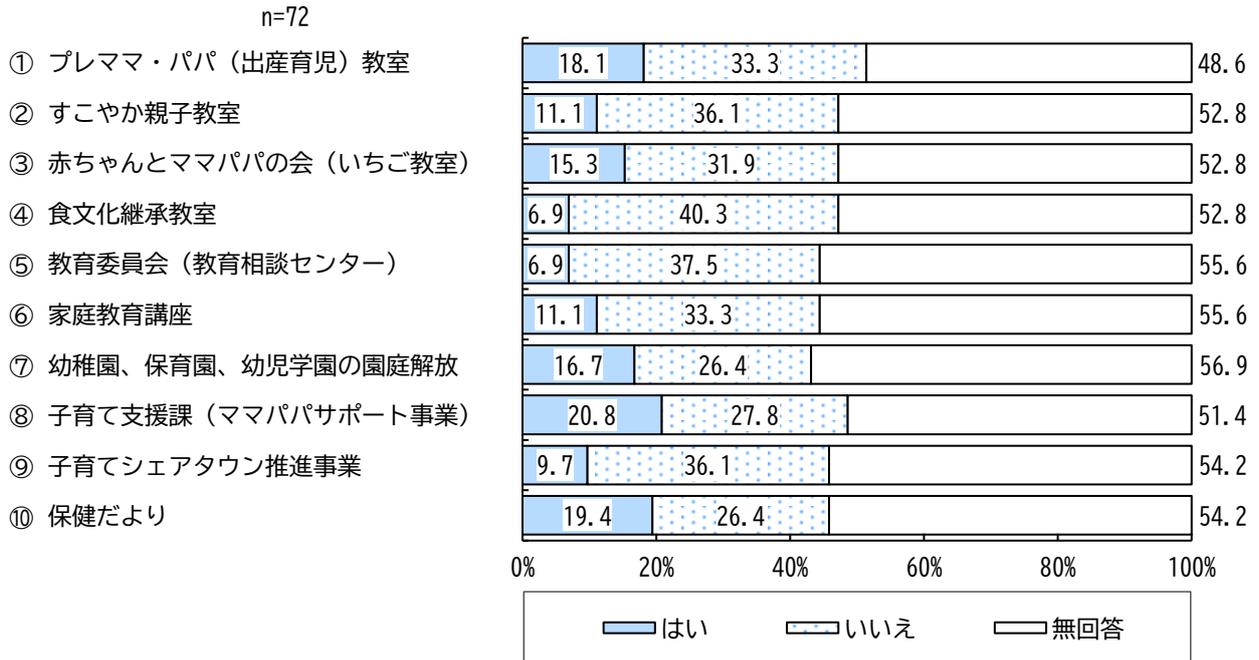
【A】認知度

n=72



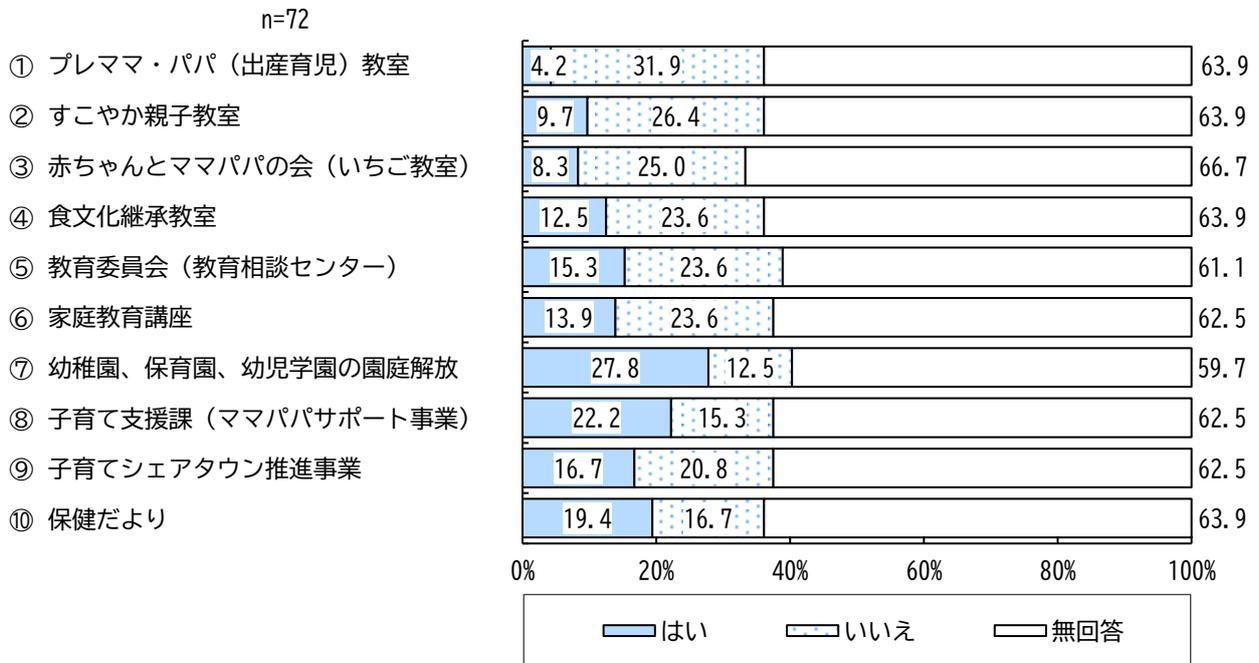
認知度においては、「はい」が“⑩保健だより”で61.1%と最も多く、次いで“①プレママ・パパ (出産育児) 教室”で59.7%、“③赤ちゃん和妈妈パパの会 (いちご教室)”、“⑧子育て支援課 (ママパパサポート事業)”で52.8%などとなっています。

【B】利用状況



利用状況においては、「はい」が“⑧子育て支援課 (ママパパサポート事業)”で20.8%と最も多く、次いで“⑩保健だより”で19.4%、“①プレママ・パパ (出産育児) 教室”で18.1%などとなっています。

【C】利用希望

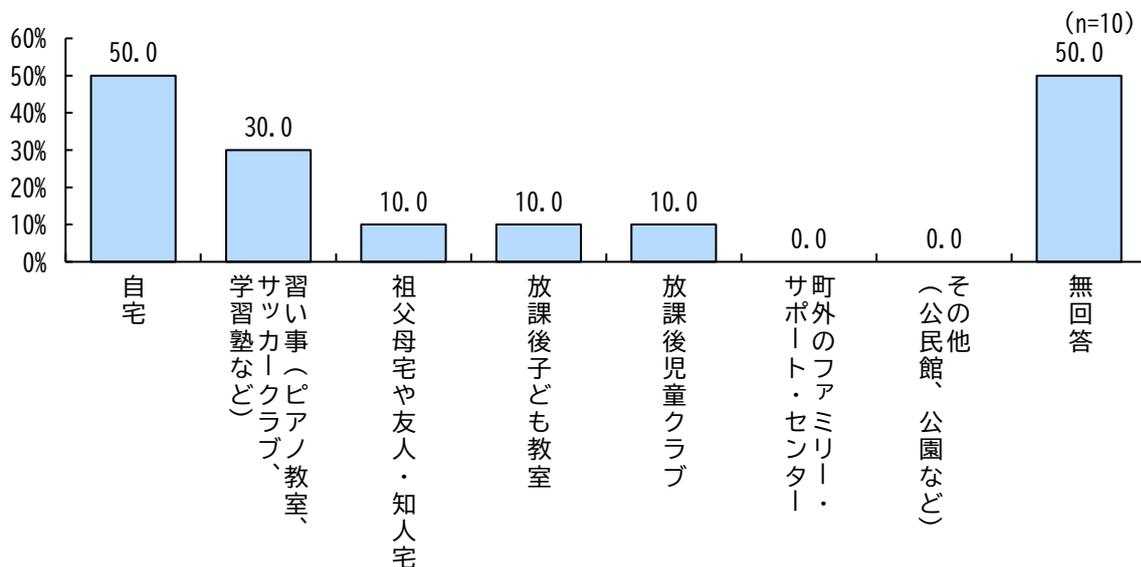


利用希望においては、「はい」が“⑦幼稚園、保育園、幼児学園の園庭解放”で27.8%と最も多く、次いで“⑧子育て支援課 (ママパパサポート事業)”で22.2%、“⑩保健だより”で19.4%などとなっています。

20. こどもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「5歳以上」の方

(MA)宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

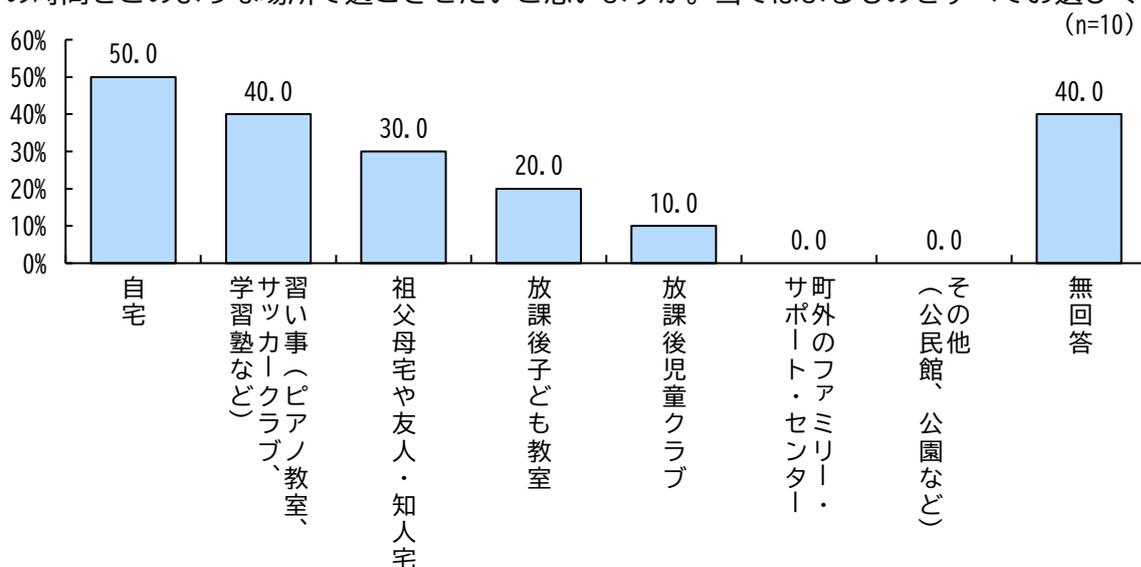


こどもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が50.0%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が30.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」が10.0%となっています。

21. こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「5歳以上」の方

(MA)宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

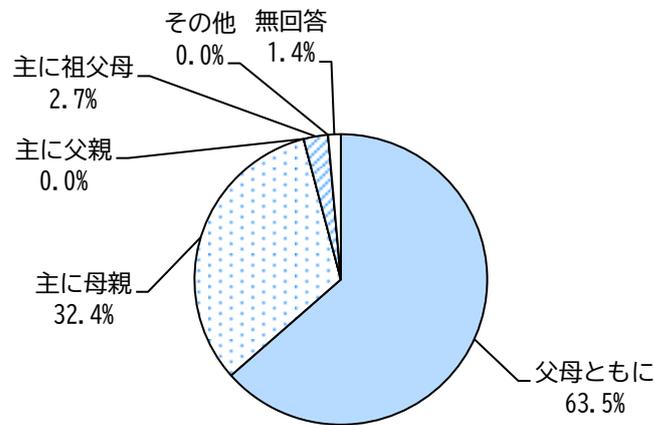


こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が50.0%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が40.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30.0%などとなっています。

3-3 調査結果【小学生】

1. 子育てを主に行っている人

(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまるものを1つお選びください。

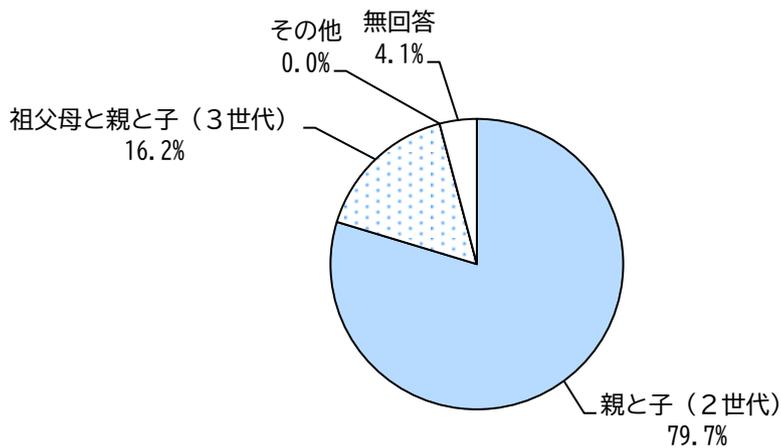


(n=74)

子育てを主に行っている人においては、「父母ともに」が63.5%と最も多く、次いで「主に母親」が32.4%、「主に祖父母」が2.7%となっています。

2. 世帯構成

(SA)世帯構成をお選びください。当てはまるものを1つお選びください。



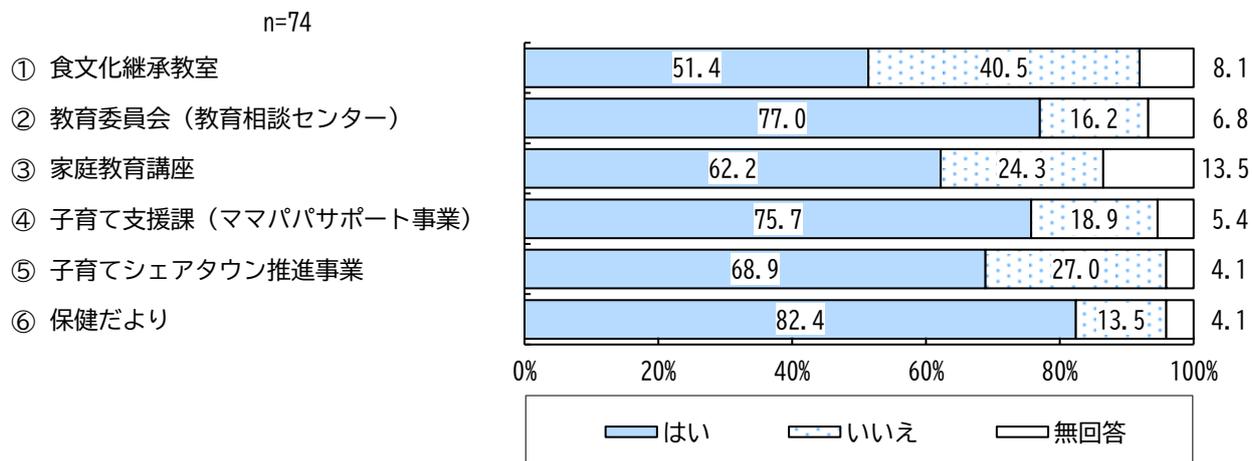
(n=74)

世帯構成においては、「親と子 (2世代)」が79.7%、「祖父母と親と子 (3世代)」が16.2%となっています。

3. 事業の状況

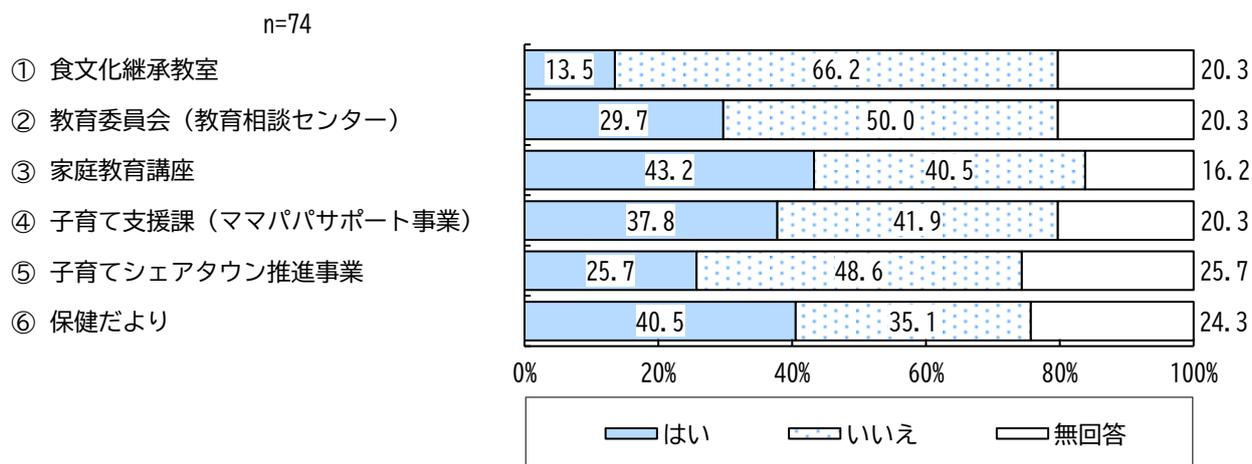
(SA) 次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑥の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかを選択してください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

【A】認知度



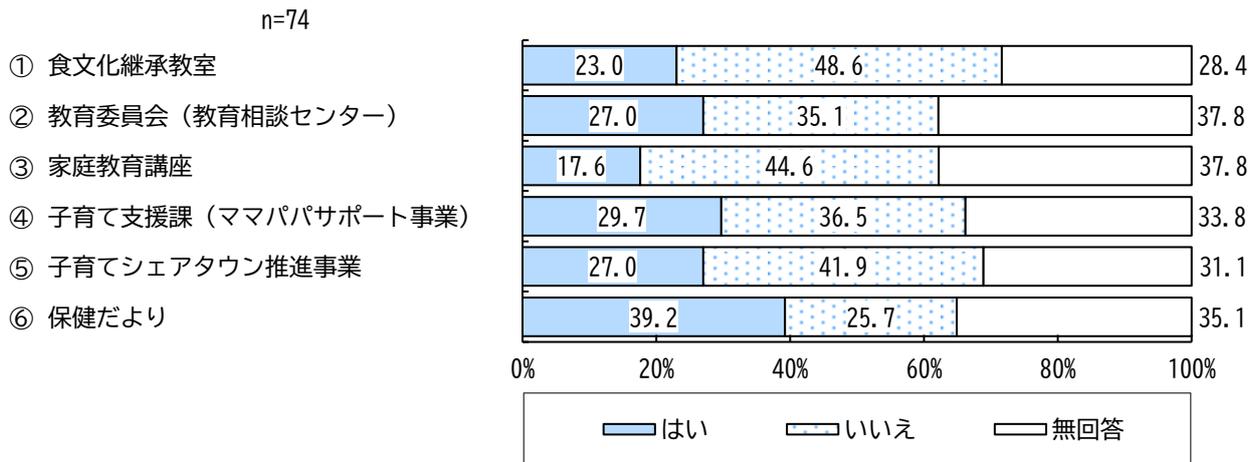
認知度においては、「はい」が“⑥保健だより”で82.4%と最も多く、次いで“②教育委員会（教育相談センター）”で77.0%、“④子育て支援課（ママパパサポート事業）”で75.7%などとなっています。

【B】利用状況



利用状況においては、「はい」が“③家庭教育講座”で43.2%と最も多く、次いで“⑥保健だより”で40.5%、“④子育て支援課（ママパパサポート事業）”で37.8%などとなっています。

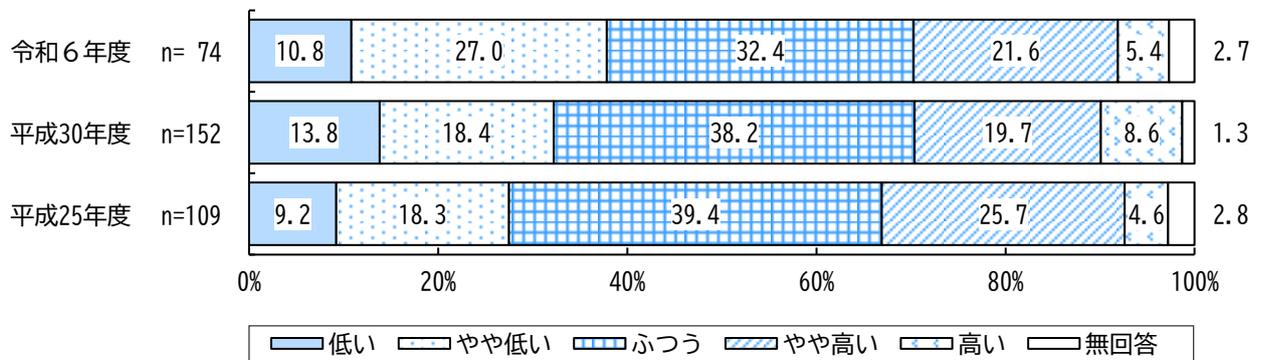
【C】利用希望



利用希望においては、「はい」が“⑥保健だより”で39.2%と最も多く、次いで“④子育て支援課(ママパパサポート事業)”で29.7%、“②教育委員会(教育相談センター)”、“⑤子育てシェアタウン推進事業”で27.0%などとなっています。

4. 町における子育て環境や支援の満足度

(SA)町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまるものを1つお選びください。

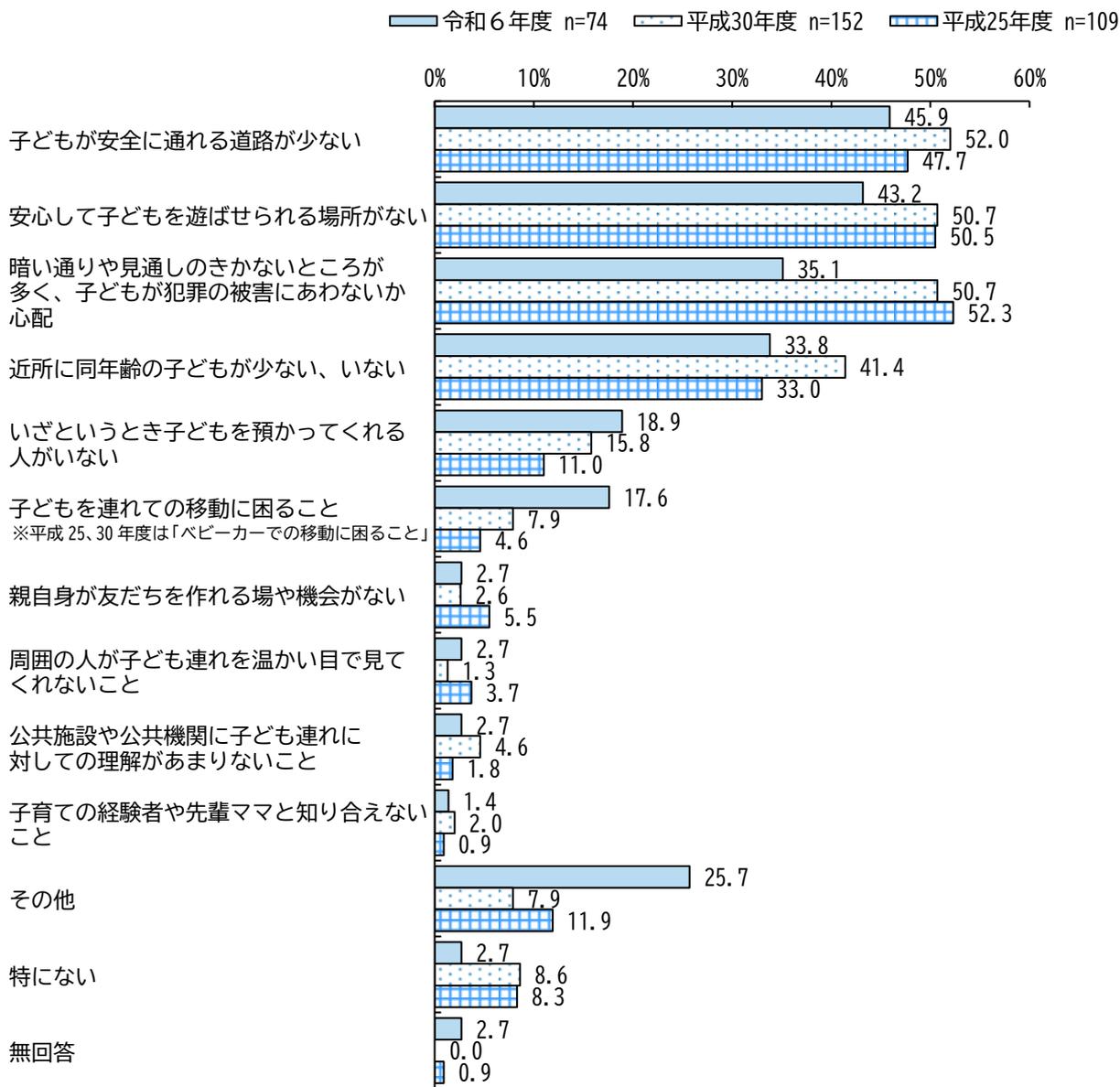


町における子育て環境や支援の満足度においては、令和6年度では「ふつう」が32.4%と最も多く、次いで「やや低い」が27.0%、「やや高い」が21.6%などとなっています。「低い」と「やや低い」を合わせた『低い』の割合が、平成25年度以降、徐々に多くなっています。

5. 子育てで困ること、困ったこと

(MA)子育てを行っていて、困ること、困ったことはありますか。当てはまるものを3つお選びください。

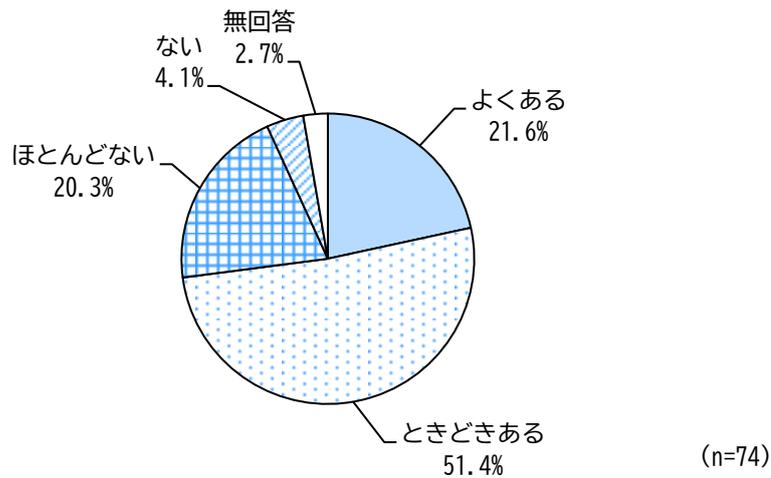
(3つまで)



子育てで困ること、困ったことにおいては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が45.9%と最も多く、次いで「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が43.2%、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」が35.1%などとなっています。「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」は、平成25年度、平成30年度では半数を超えていましたが、令和6年度ではやや少なくなっています。

6. 子育てでストレスを感じること

(SA)子育てを行っていて、ストレスを感じることはありますか。当てはまるものを1つお選びください。

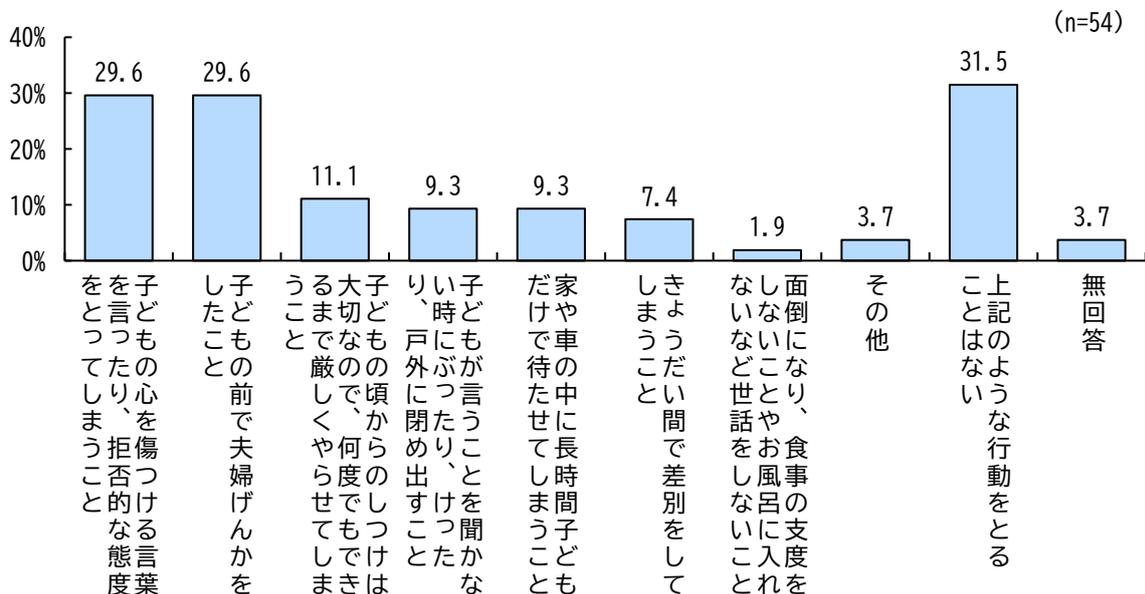


子育てでストレスを感じることにあいては、「よくある」が21.6%、「ときどきある」が51.4%、「ほとんどない」が20.3%、「ない」が4.1%となっています。

7. ストレスを感じたときにとる行動

〈6. 子育てでストレスを感じること〉で「よくある」「ときどきある」の方

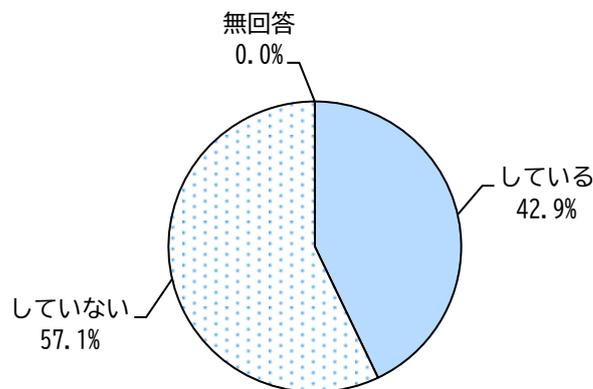
(MA)以下のような行動をとることがありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



ストレスを感じたときにとる行動にあいては、「子どもの心を傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうこと」、「子どもの前で夫婦げんかをしたこと」が29.6%と最も多く、次いで「子どもの頃からのしつけは大切なので、何度でもできるまで厳しくやらせてしまうこと」が11.1%、「子どもが言うことを聞かない時にぶったり、けったり、戸外に閉め出すこと」、「家や車の中に長時間子どもだけで待たせてしまうこと」が9.3%などとなっています。また、「上記のような行動をとることはない」が31.5%となっています。

8. 相談状況

〈7. ストレスを感じたときにとる行動〉で「上記のような行動をとることはない」以外の方(SA)そのようなときは、誰かに相談していますか。当てはまるものを1つお選びください。



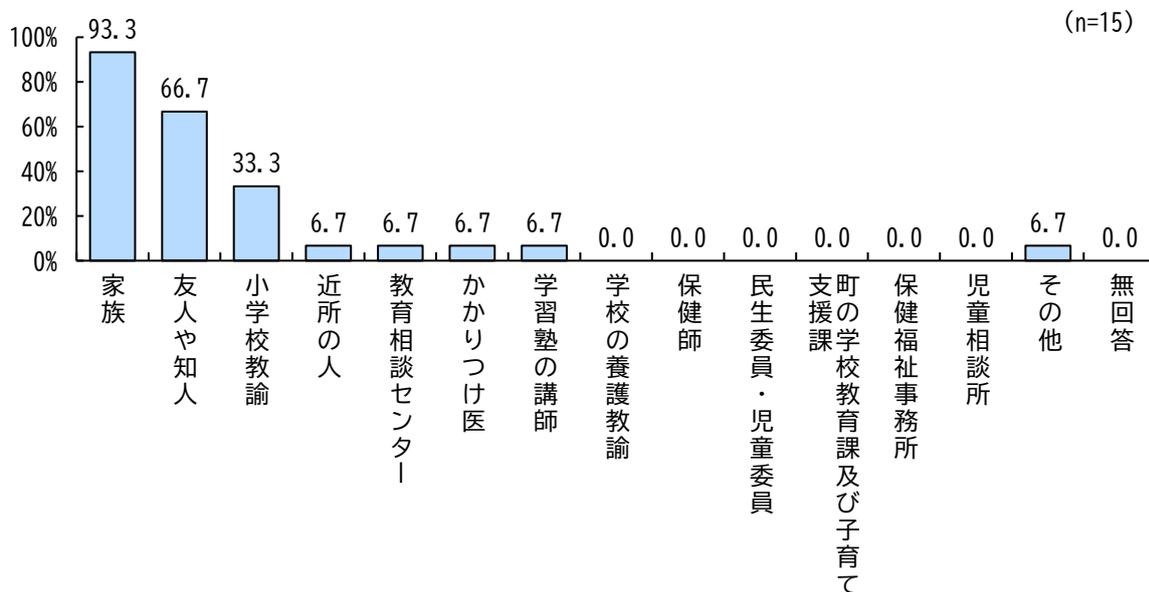
(n=35)

相談状況においては、「している」が42.9%、「していない」が57.1%となっています。

9. 相談先

〈8. 相談状況〉で「している」の方

(MA)相談しているところはどこですか。当てはまるものをすべてお選びください。

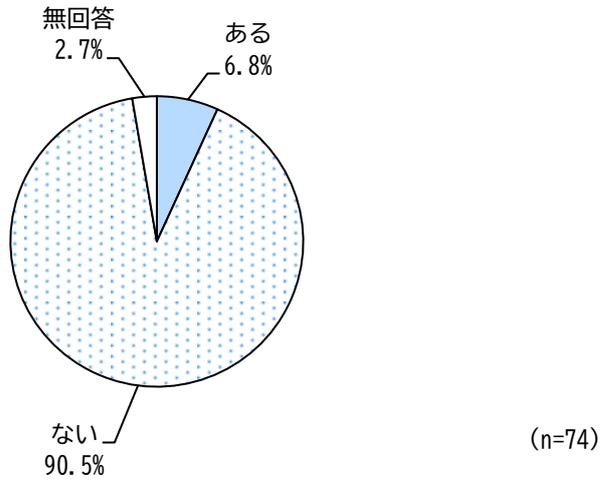


(n=15)

相談先においては、「家族」が93.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が66.7%、「小学校教諭」が33.3%などとなっています。

10. こどもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったこと

(SA)宛名のお子さんが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことはありますか。当てはまるものを1つお選びください。

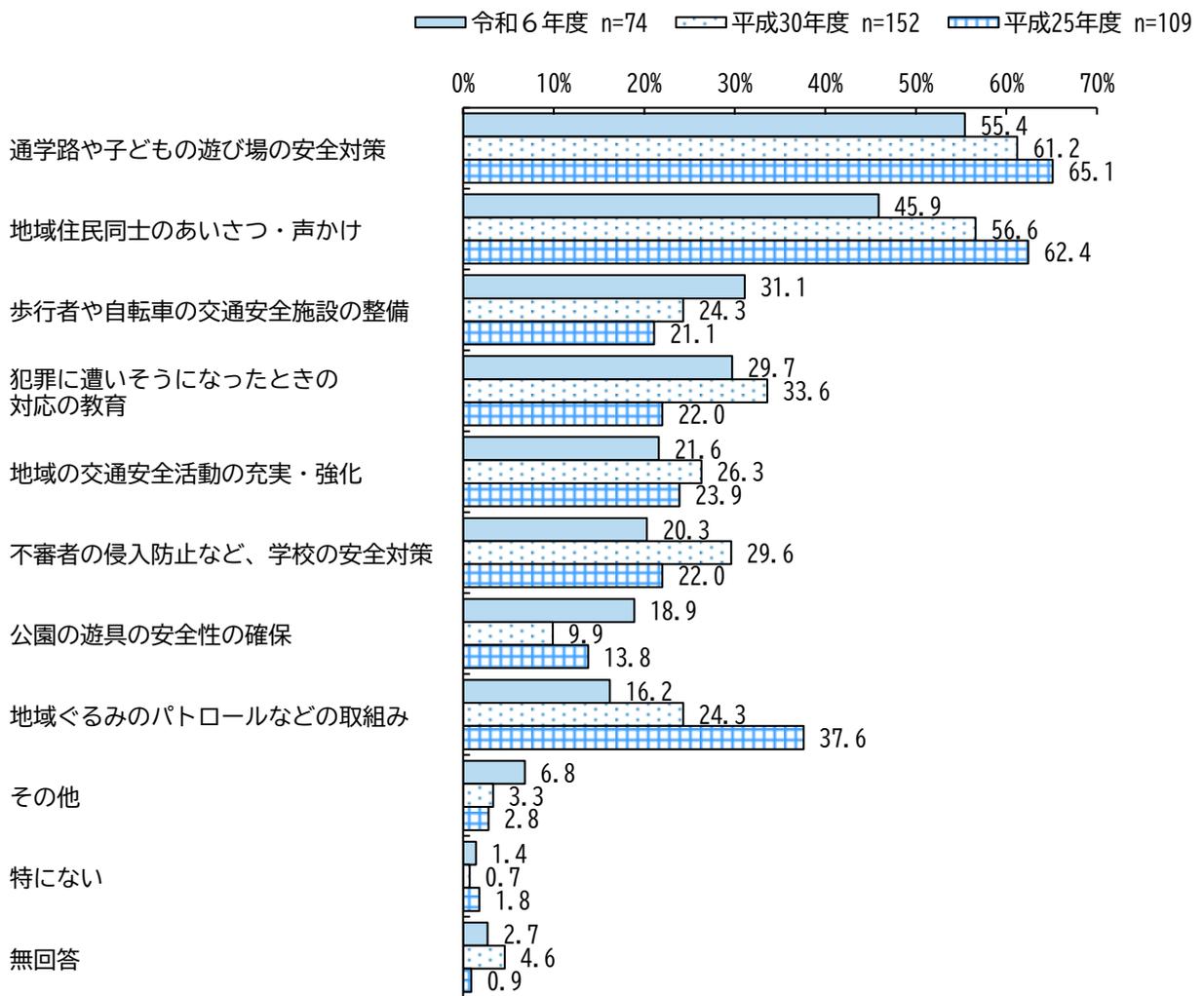


こどもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことにおいては、「ある」が6.8%、「ない」が90.5%となっています。



11. こどもの安全を守るために重要なこと

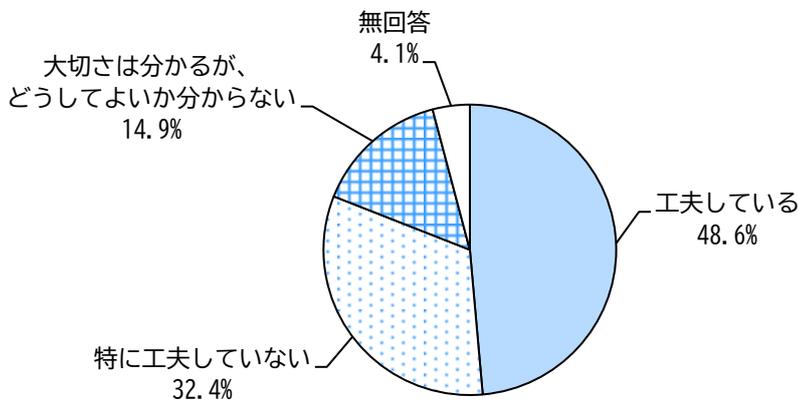
(MA)子どもの安全を守るために特に重要と思われることは次のうちどれですか。当てはまるものを3つお選びください。(3つまで)



こどもの安全を守るために重要なことにおいては、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が55.4%と最も多く、次いで「地域住民同士のあいさつ・声かけ」が45.9%、「歩行者や自転車の交通安全施設の整備」が31.1%などとなっています。経年でみると、大きな変化はみられませんでした。平成25年度以降、「歩行者や自転車の交通安全施設の整備」が増加傾向にあります。

12. 生命の大切さを教える工夫の実施状況

(SA)家庭でお子さんに生命の大切さを教える工夫をしていますか。当てはまるものを1つお選びください。

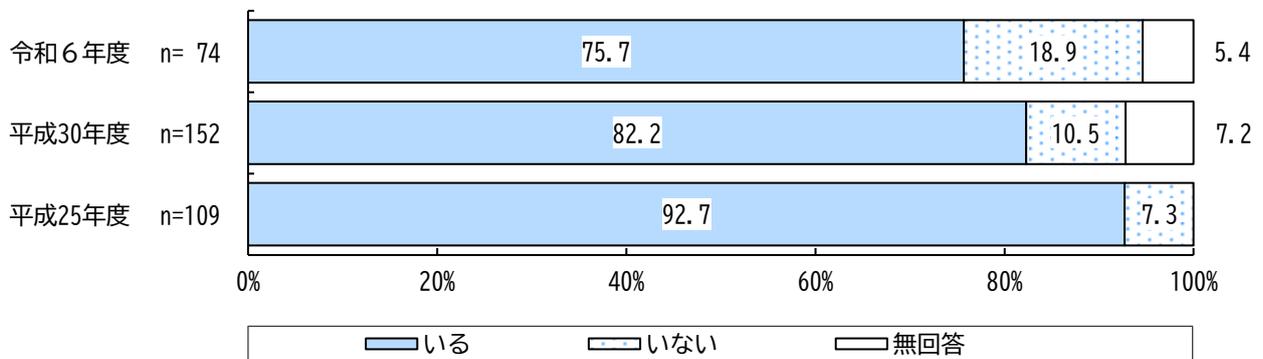


(n=74)

生命の大切さを教える工夫の実施状況においては、「工夫している」が48.6%、「特に工夫していない」が32.4%、「大切さは分かるが、どうしてよいか分からない」が14.9%となっています。

13. こどものかかりつけ医の有無

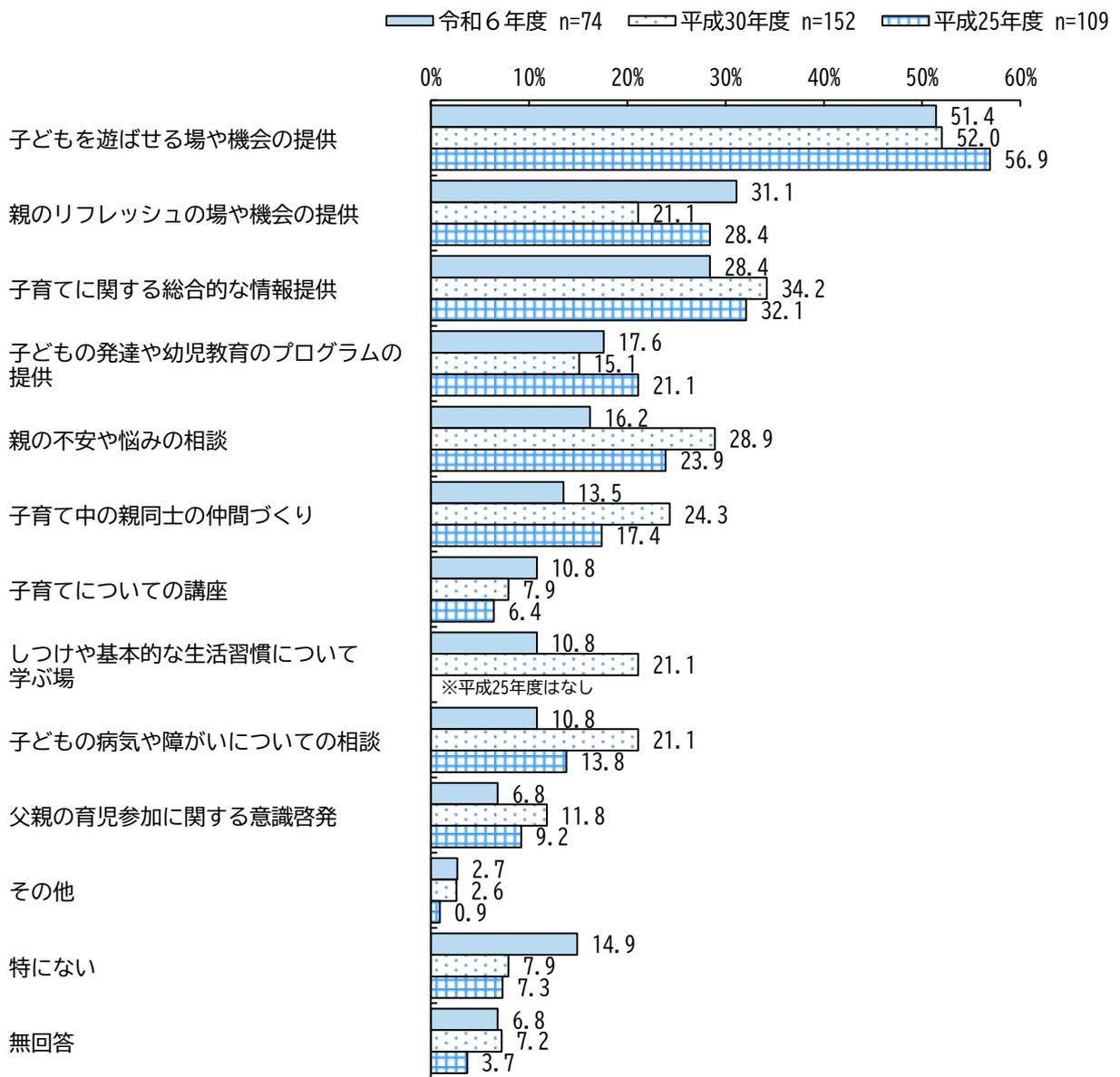
(SA)宛名のお子さんにかかりつけの（病気や発育について相談できる）医者がいますか。当てはまるものを1つお選びください。



こどものかかりつけ医の有無においては、「いる」が75.7%、「いない」が18.9%となっています。平成25年度以降、「いる」は減少傾向にあります。

14. 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス

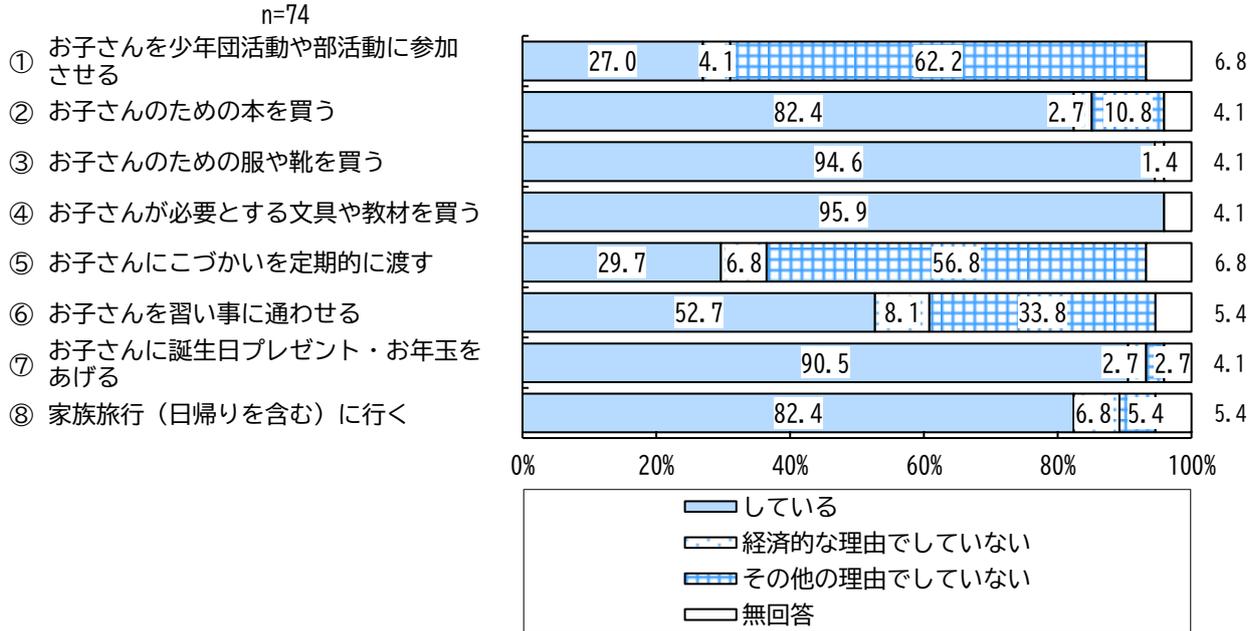
(MA)日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスはどのようなものだと思いますか。当
てはまるものを3つお選びください。(3つまで)



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスにおいては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が51.4%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が31.1%、「子育てに関する総合的な情報提供」が28.4%などとなっています。平成25年度、平成30年度、令和6年度ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多くなっています。

15. 概ね1年の間に世帯で経験をしたこと

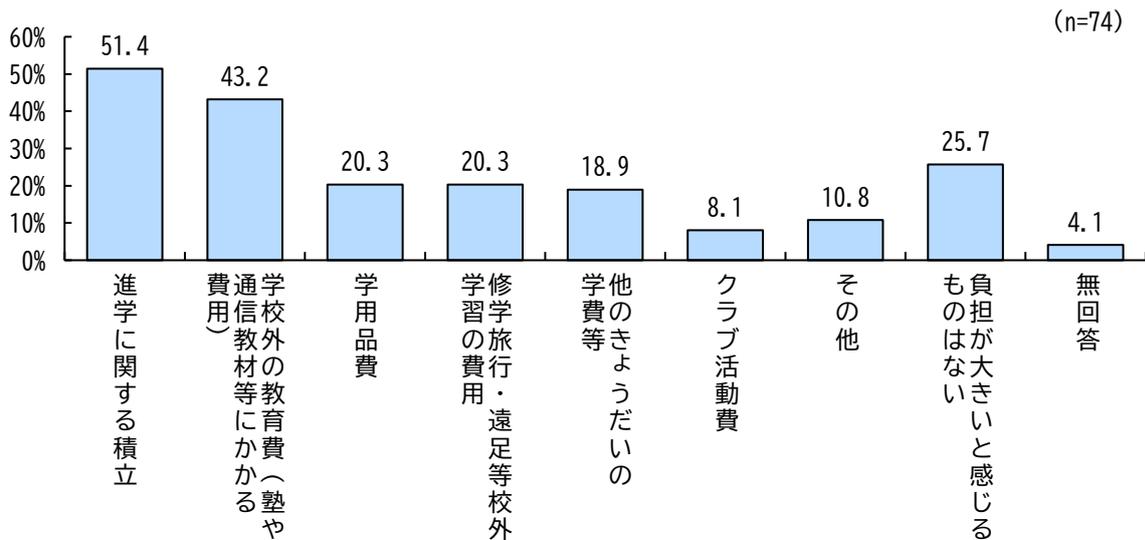
(SA)あなたの世帯では、概ね1年の間に、次のような経験をしたことがありますか。①～⑧のそれぞれについて当てはまるものを1つお選びください。(それぞれひとつずつ)



概ね1年の間に世帯で経験をしたことにおいては、「している」が「④お子さんが必要とする文具や教材を買う」で95.9%と最も多く、次いで「③お子さんのための服や靴を買う」で94.6%、「⑦お子さんに誕生日プレゼント・お年玉をあげる」で90.5%などとなっています。

16. 負担が大きいと感じる教育にかかる経費

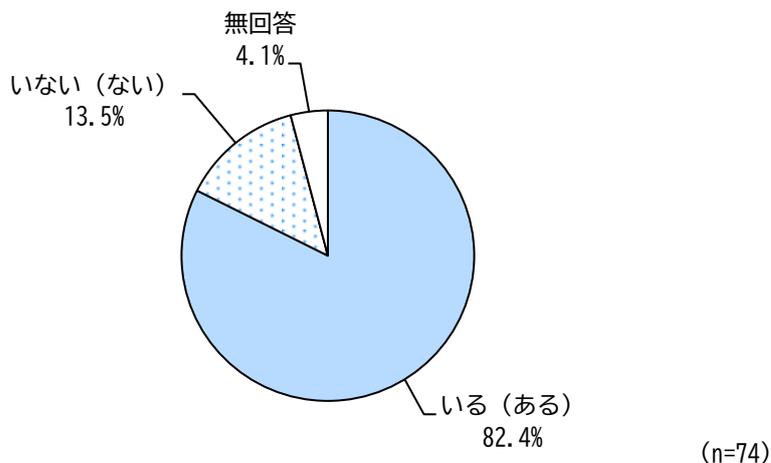
(MA)教育にかかる経費について、負担が大きいと感じているものはありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



負担が大きいと感じる教育にかかる経費においては、「進学に関する積立」が51.4%と最も多く、次いで「学校外の教育費(塾や通信教材等にかかる費用)」が43.2%、「学用品費」、「修学旅行・遠足等校外学習の費用」が20.3%などとなっています。また、「負担が大きいと感じるものはない」が25.7%となっています。

17. 子育てをする上で相談できる人の有無

(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまるものを1つお選びください。

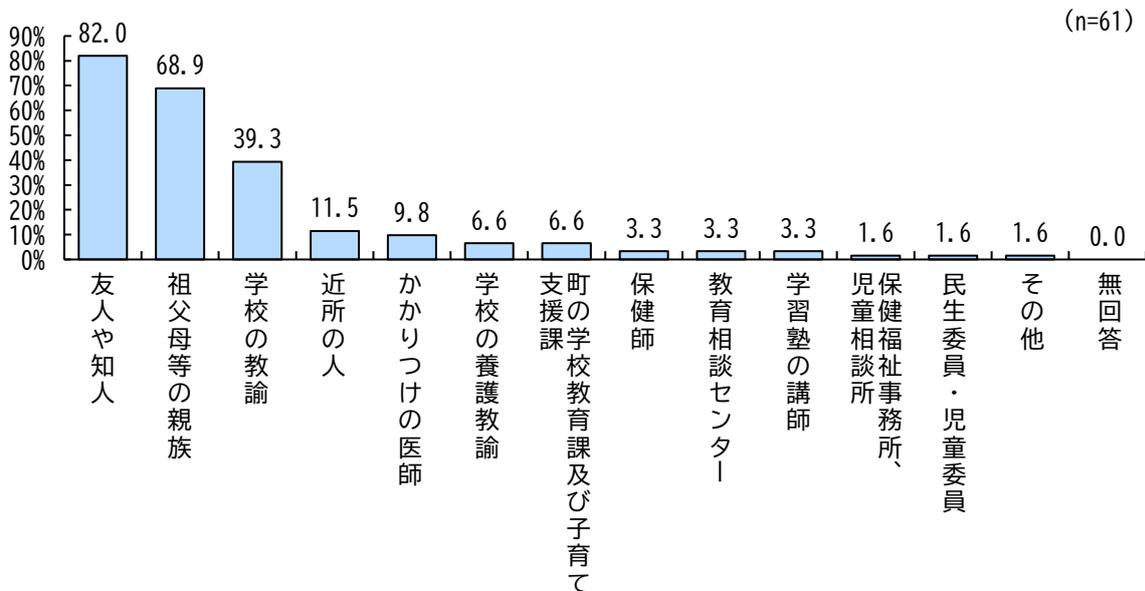


子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる（ある）」が82.4%、「いない（ない）」が13.5%となっています。

18. 子育てに関する気軽な相談先

〈17. 子育てをする上で相談できる人の有無〉で「いる（ある）」の方

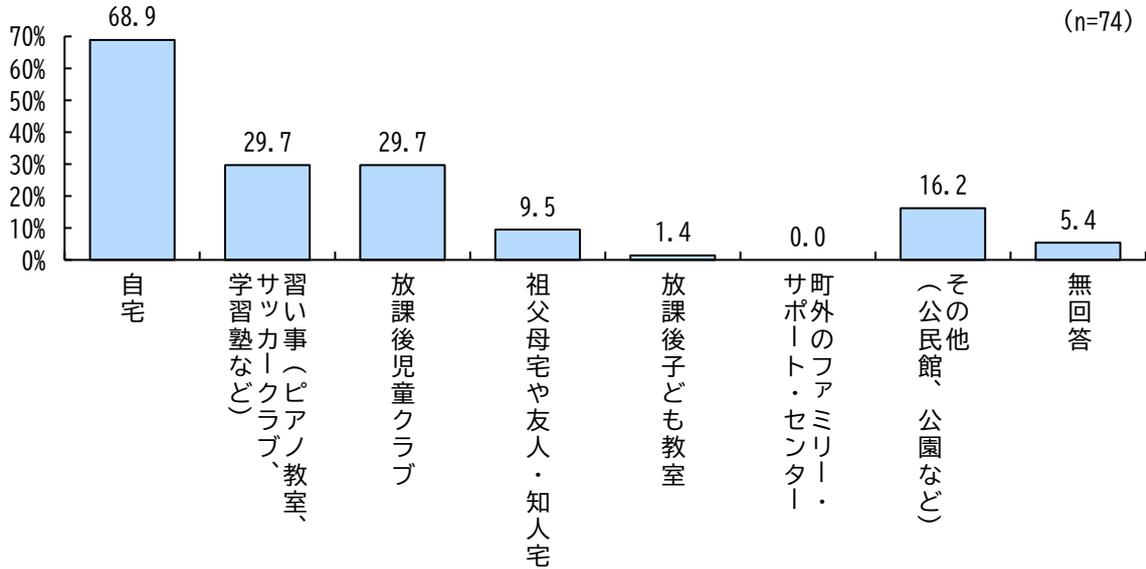
(MA)お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまるものをすべてお選びください。



子育てに関する気軽な相談先においては、「友人や知人」が82.0%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が68.9%、「学校の教諭」が39.3%などとなっています。

19. こどもが放課後の時間を過ごしている場所

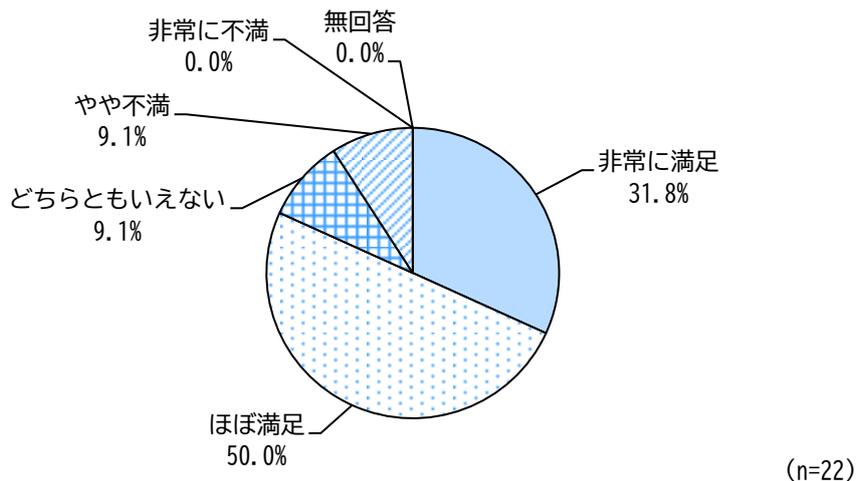
(MA)宛名のお子さんについて、現在、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。当てはまるものをすべてお選びください。



こどもが放課後の時間を過ごしている場所においては、「自宅」が68.9%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後児童クラブ」が29.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.5%などとなっています。

20. 放課後児童クラブの満足度

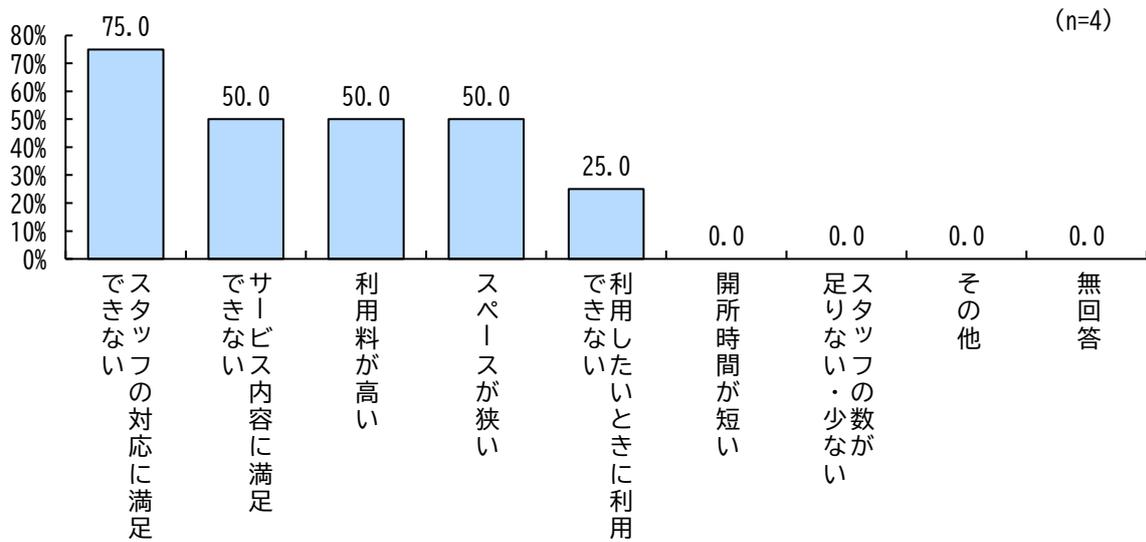
〈19. こどもが放課後の時間を過ごしている場所〉で「放課後児童クラブ」の方 (SA)放課後児童クラブの運営について満足していますか。当てはまるものを1つお選びください。



放課後児童クラブの満足度においては、「ほぼ満足」が50.0%と最も多く、次いで「非常に満足」が31.8%、「どちらともいえない」、「やや不満」が9.1%となっています。

21. 放課後児童クラブの不満な点

〈20. 放課後児童クラブの満足度〉で「どちらともいえない」「やや不満」「非常に不満」の方(MA)不満な点は何ですか。当てはまるものをすべてお選びください。

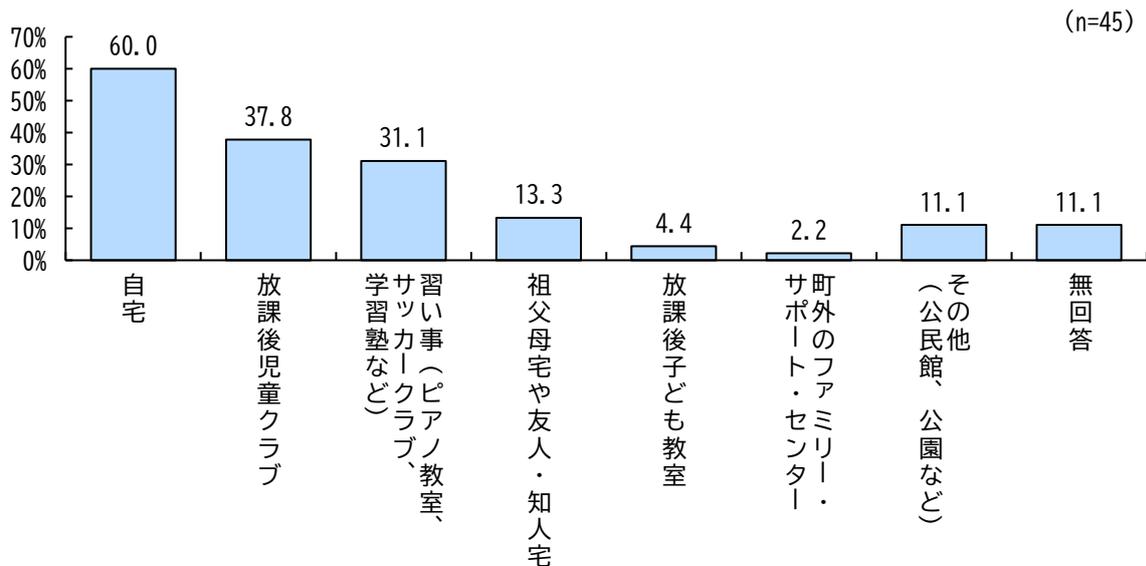


放課後児童クラブの不満な点においては、「スタッフの対応に満足できない」が75.0%と最も多く、次いで「サービス内容に満足できない」、「利用料が高い」、「スペースが狭い」が50.0%、「利用したいときに利用できない」が25.0%となっています。

22. こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「小学校低学年」の方

(MA)宛名のお子さんについて、小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

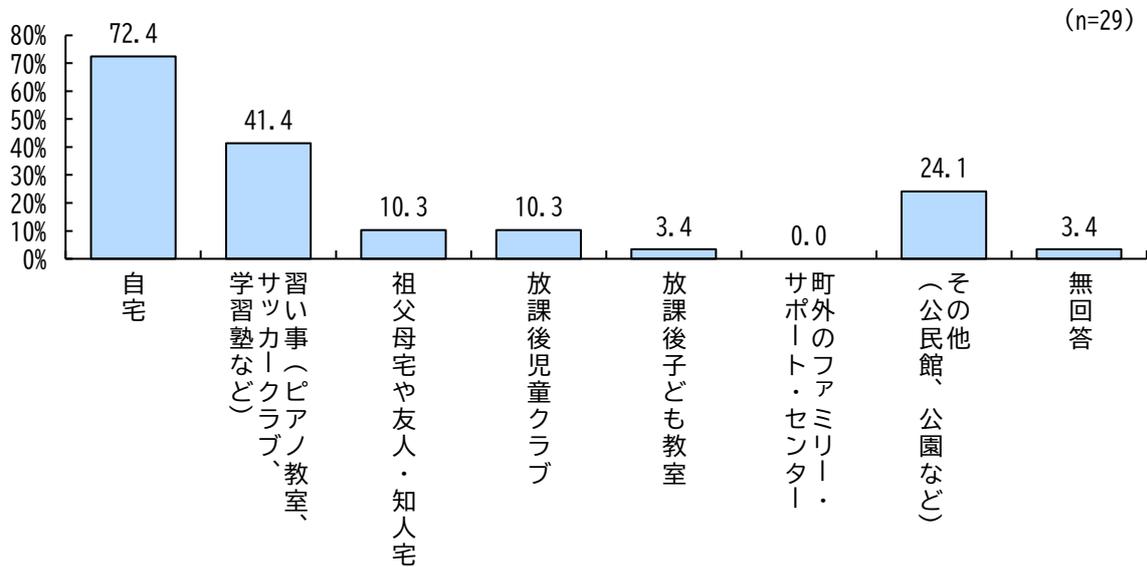


こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が60.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が37.8%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が31.1%などとなっています。

23. 今後こどもに放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「小学校高学年」の方

(MA)宛名のお子さんについて、今後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

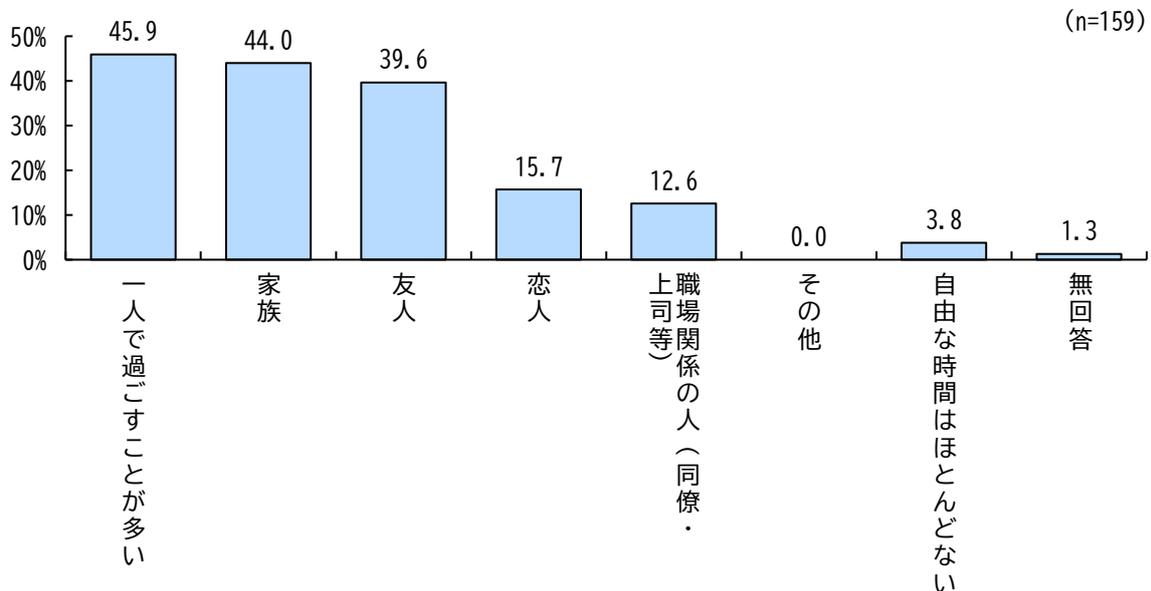


今後こどもに放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が72.4%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカー、学習塾など)」が41.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ」が10.3%などとなっています。

3-4 調査結果【16～39歳】

1. 自由な時間を一緒に過ごす人

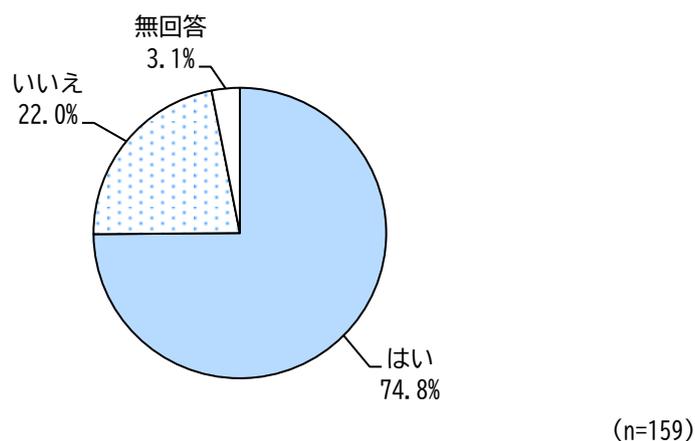
(MA)あなたは、仕事や学校、家事などのほかに自由な時間を過ごす場合に誰といっしょに過ごすことが多いですか。



自由な時間を一緒に過ごす人においては、「一人で過ごすことが多い」が45.9%と最も多く、次いで「家族」が44.0%、「友人」が39.6%などとなっています。

2. 親友の有無

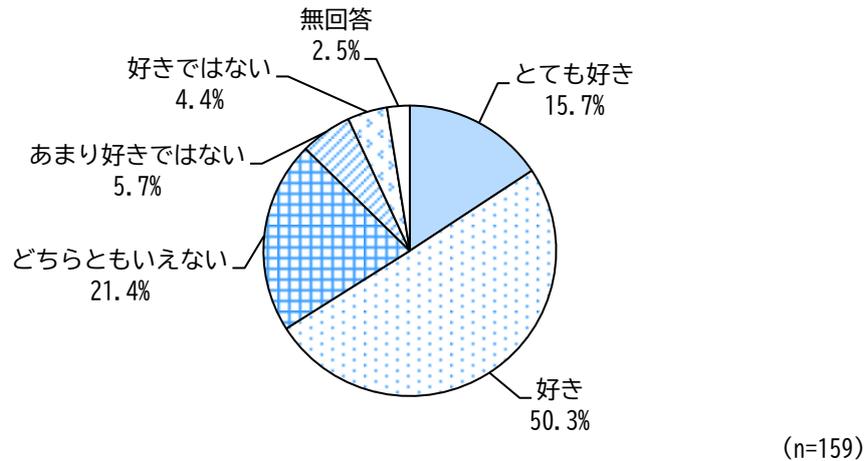
(SA)親友といえる友人がいますか。



親友の有無においては、「はい」が74.8%、「いいえ」が22.0%となっています。

3. 箱根町が好きか

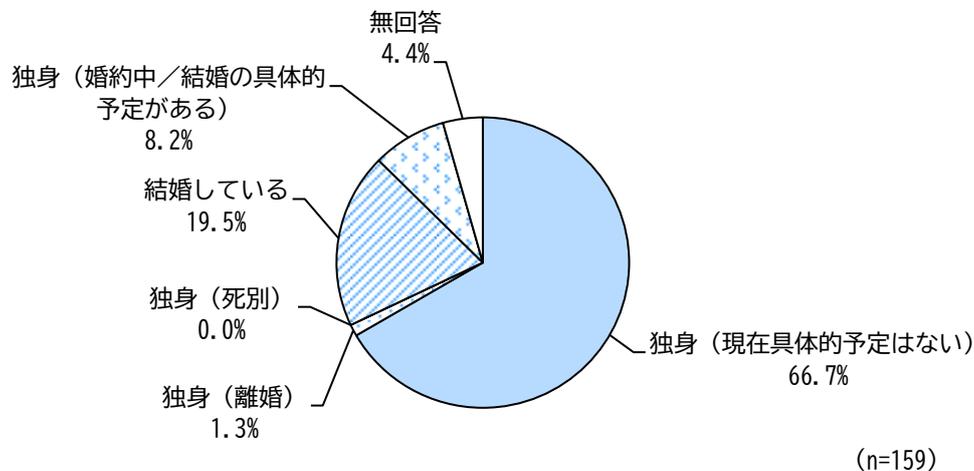
(SA)あなたは、箱根町が好きですか。



箱根町が好きかにおいては、「好き」が50.3%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が21.4%、「とても好き」が15.7%などとなっています。

4. 結婚経験

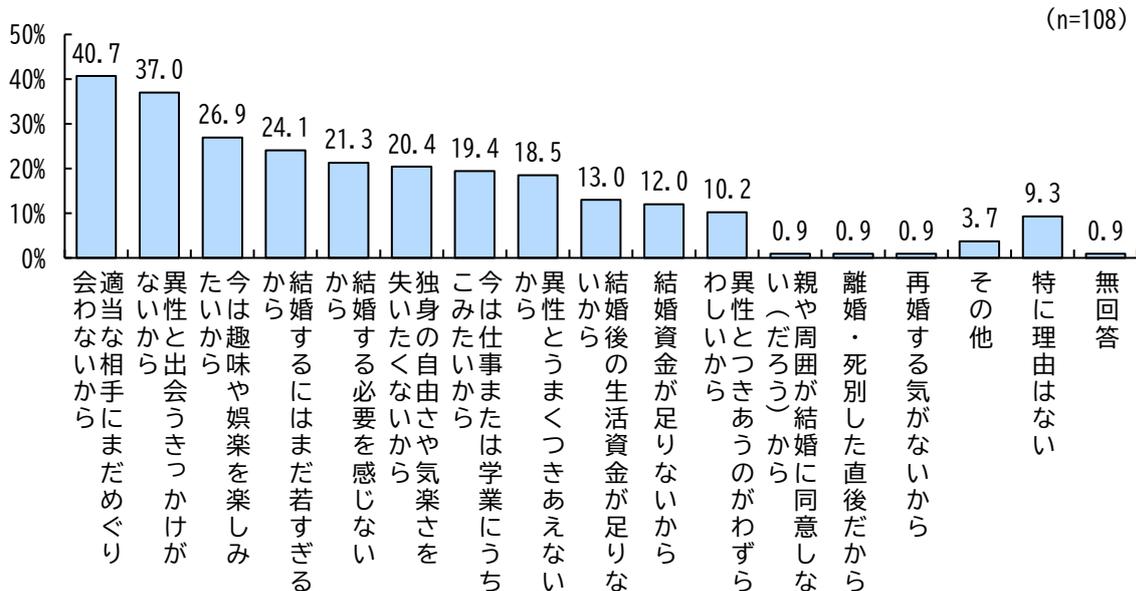
(SA)あなたの結婚経験についてお尋ねします。



結婚経験においては、「独身（現在具体的予定はない）」が66.7%と最も多く、次いで「結婚している」が19.5%、「独身（婚約中／結婚の具体的予定がある）」が8.2%などとなっています。

5. 独身でいる理由

〈4. 結婚経験〉で「独身（現在具体的予定はない）」「独身（離婚）」「独身（死別）」の方(MA)あなたが現在独身でいる理由は何ですか。

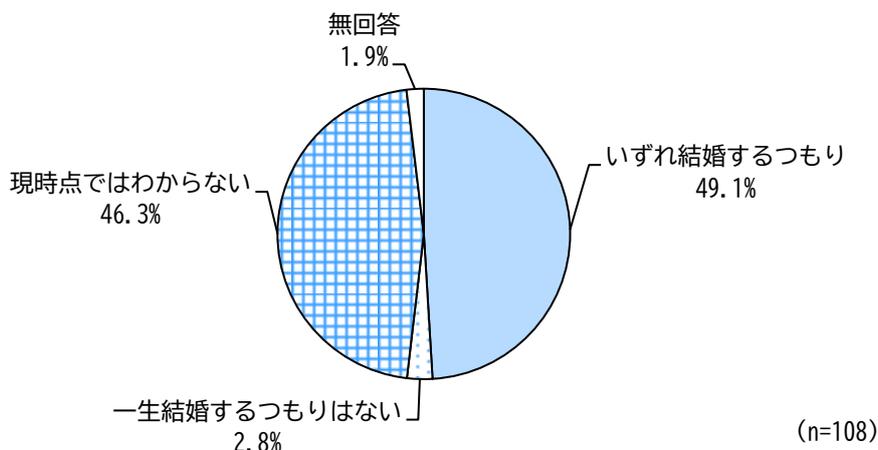


独身でいる理由においては、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が40.7%と最も多く、次いで「異性と出会うきっかけがないから」が37.0%、「今は趣味や娯楽を楽しみたいから」が26.9%などとなっています。

6. 結婚に対する考え

現在、独身の方

(SA)自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどれですか。

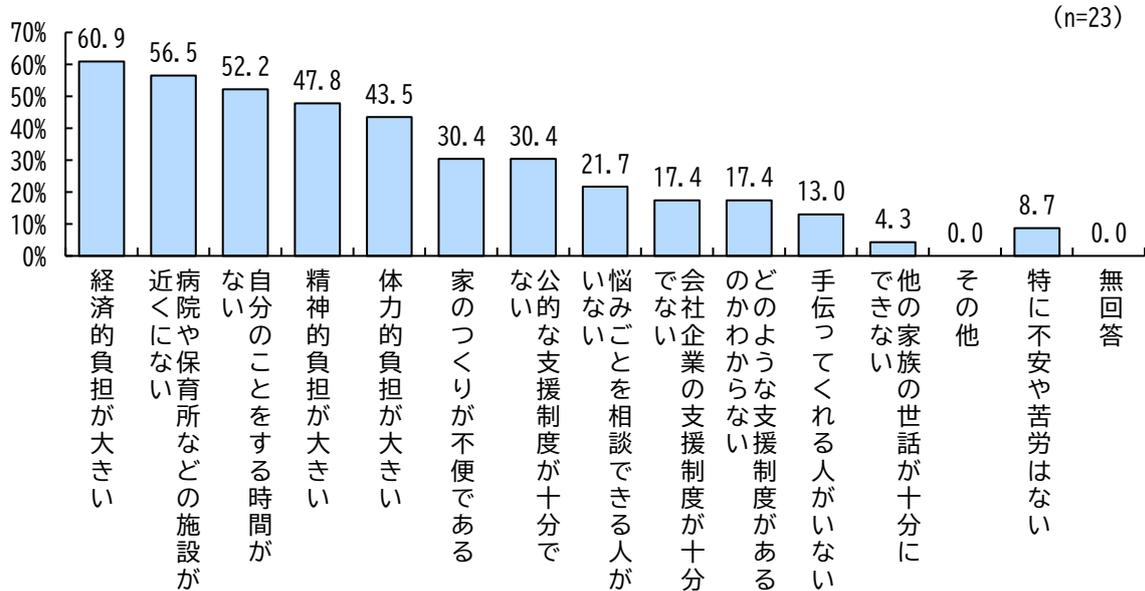


結婚に対する考えにおいては、「いずれ結婚するつもり」が49.1%、「一生結婚するつもりはない」が2.8%、「現時点ではわからない」が46.3%となっています。

7. 出産、育児に際しての不安や苦労

子どもがいる方

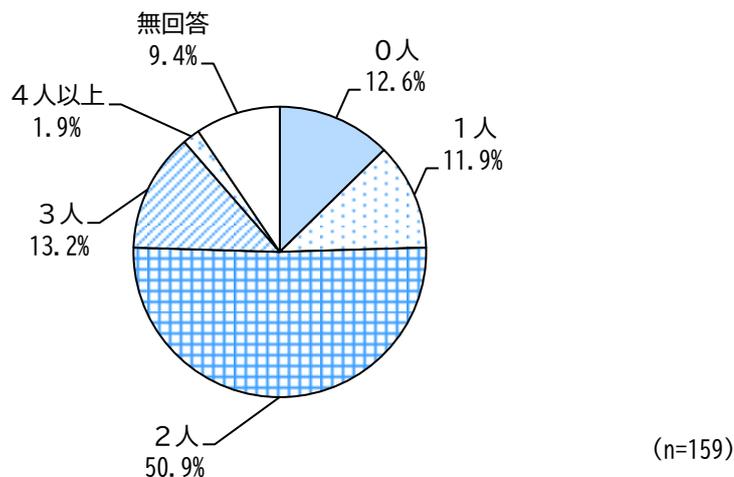
(MA) 出産、育児に際しての不安や苦労はありましたか。



出産、育児に際しての不安や苦労においては、「経済的負担が大きい」が60.9%と最も多く、次いで「病院や保育所などの施設が近くにない」が56.5%、「自分のことをする時間がない」が52.2%などとなっています。

8. 理想のこどもの人数

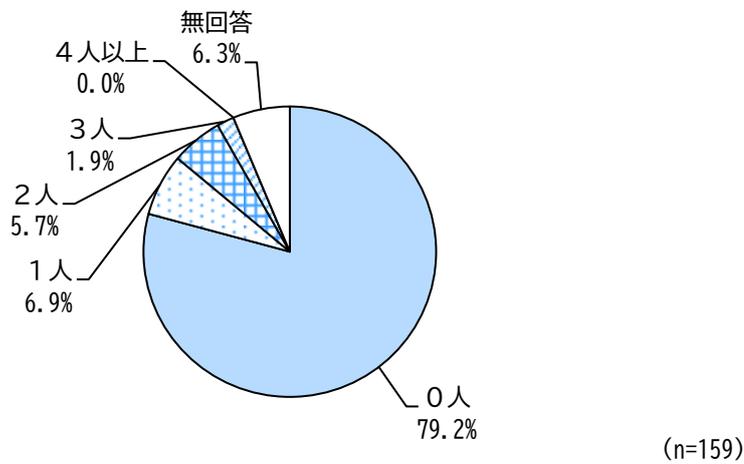
(SA) あなたにとって理想の子どもの人数は何人ですか。子どもがほしくない方は「0」とご記入ください。



理想のこどもの人数においては、「2人」が50.9%と最も多く、次いで「3人」が13.2%、「0人」が12.6%などとなっています。

9. 現在のこどもの人数

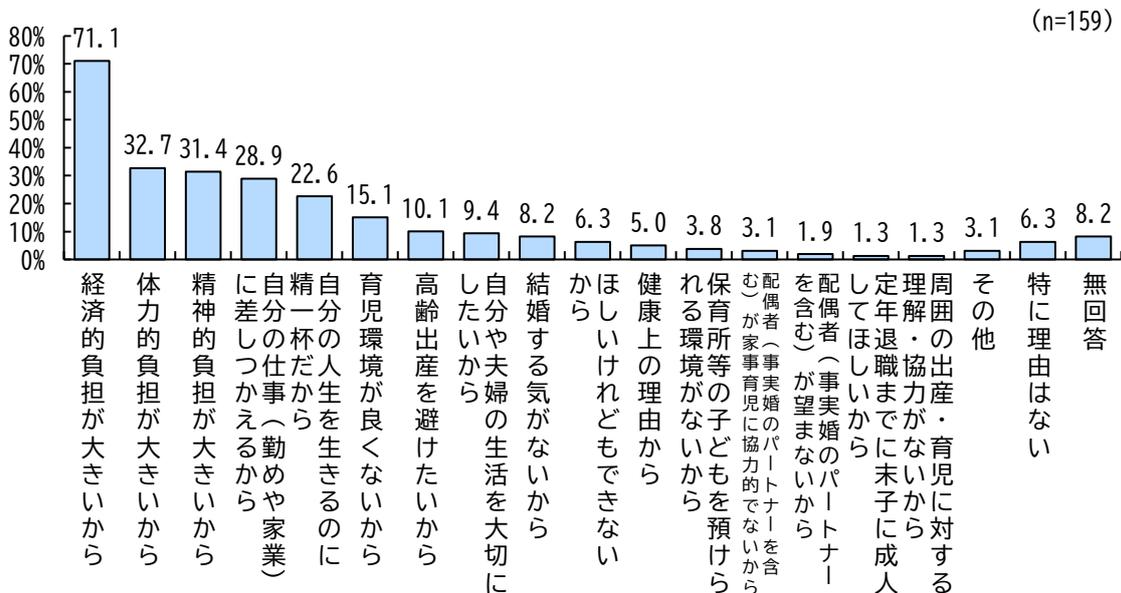
(SA)現在何人の子どもがいますか。子どものいない方は「0」とご記入ください。



現在のこどもの人数においては、「0人」が79.2%と最も多く、次いで「1人」が6.9%、「2人」が5.7%などとなっています。

10. 理想的なこどもの人数を持つ際の課題、こどもを持つつもりのない理由

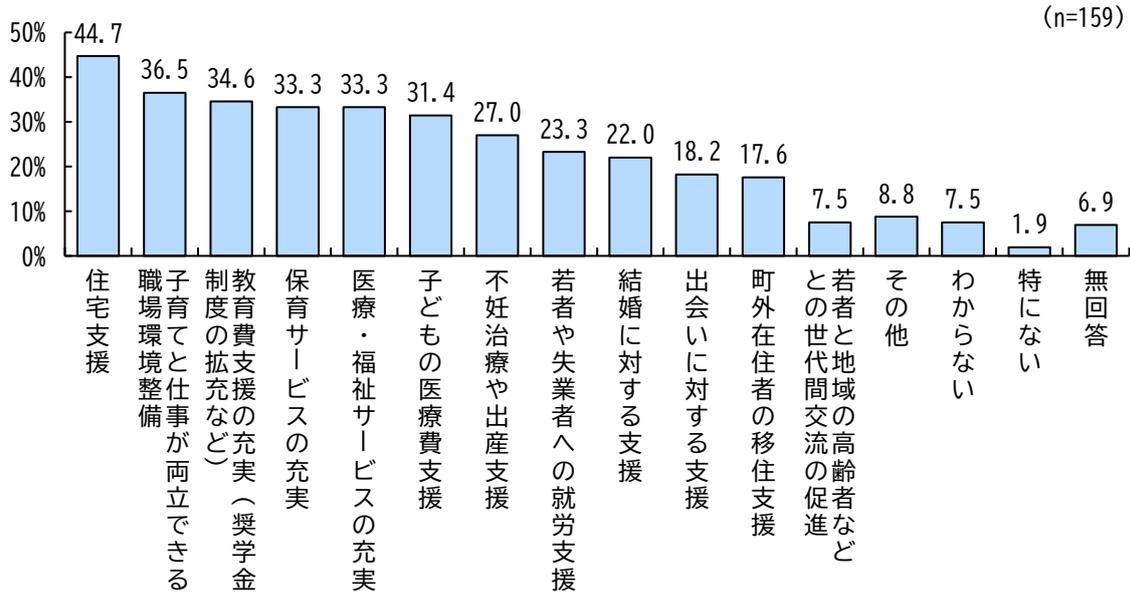
(MA)理想的な子どもの人数を持つ際に問題となると考えられる理由、子どもを持つつもりのない理由は何ですか。



理想的なこどもの人数を持つ際の課題、こどもを持つつもりのない理由においては、「経済的負担が大きいかから」が71.1%と最も多く、次いで「体力的負担が大きいかから」が32.7%、「精神的負担が大きいかから」が31.4%などとなっています。

11. 人口減少・少子化対策を進める上で充実してほしい施策

(MA)人口減少・少子化対策を進める上で、箱根町に充実してほしいと思う施策はどのようなものですか。



人口減少・少子化対策を進める上で充実してほしい施策においては、「住宅支援」が44.7%と最も多く、次いで「子育てと仕事が両立できる職場環境整備」が36.5%、「教育費支援の充実（奨学金制度の拡充など）」が34.6%などとなっています。

4

第2次子ども・子育て支援事業計画の検証

4-1 第2次子ども・子育て支援事業計画の主な取組と課題

基本目標1 安心して子育てができる環境の整備の充実

令和6年4月1日に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の二つの機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置して、妊娠を望んだときから子育て期まで、切れ目ない相談・支援体制を推進してきました。

また、子育て中の保護者に寄り添った相談先として、「産婦人科・小児科オンライン相談」や、伴走型相談支援を開始するなど、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実を図ってきました。

引き続きこども家庭センターを中心に、必要に応じ、関係機関と連携しながら、様々な相談に対応する体制整備や切れ目ない支援が必要です。

基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進

妊婦健康診査費の助成や、乳幼児健康診査を実施し、未受診者に対して受診を促進してきました。引き続き、妊産婦や乳幼児への適切な時期に訪問指導、適切な支援を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応が必要です。

産後ケアについては、産後間もない母親の育児や家事等のサポートや助産師による相談指導を行い、育児能力の向上や心身の回復等を図ってきました。今後は利用しやすいサービスの拡充を検討し利用促進を図る必要があります。

また、こども家庭センターや教育相談センターにおいては、引き続き、こどもたちが気軽に相談できる環境づくりに努める必要があります。

基本目標3 地域における子育ての支援

幼児期の教育・保育については、待機児童ゼロを継続し、学童期においては、新規放課後児童クラブを開設し、働きながら子育てができる環境の充実を図りました。

経済的支援については、乳幼児の教育・保育料や小・中学校給食費の無償化、高校生までの小児医療費助成など、県内でもトップクラスの支援を充実させてきました。

また、子育て支援センター・サロンの運営、家庭の養育力を高められる講座やイベントを開催するなどし、子育て世代の交流の促進を図ってきましたが、地域の担い手人材の発掘や育成の促進が課題となっています。

今後は、近年増加している外国籍の子育て世帯への支援などについても検討が必要です。

基本目標4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

教育環境については、箱根ミニマムの実践や外国人講師の派遣など学校教育の充実、新たに「箱根土曜塾」を開講するなど学習機会の充実に加え、こどもたちが安心・安全に教育を受けられるよう学校施設や設備の整備も進めてきました。

園・小・中学校では、「箱根ハートフルプログラム」などに取り組み、発達に応じた心の教育を推進し、小・中学生に対しては、思春期教室やいのちの授業を通じて、一人ひとりが大切な存在であることを伝え、心身の健全な成長を育んできました。

また、いじめや不登校の対応については、教育相談センターを中心に学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、児童・生徒を支援しています。

今後も、こどもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、こどもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図る必要があります。

基本目標5 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進として、児童虐待防止、ひとり親家庭支援、発達支援の充実、貧困対策等、支援を必要とする児童や家庭に対して様々な取組を行っています。

ひとり親の就業支援や児童虐待防止の意識の向上、外国籍妊産婦への支援、産後ケアの利用率の低さが課題となっており、他の施策と連携した取組や関係機関と連携した支援が必要です。

また、ヤングケアラーへの支援、不登校やひきこもりへの支援、様々なケースに柔軟に対応できる体制の構築を推進することが重要です。

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを支援する生活環境の整備については、住環境、道路環境等子育てにやさしい町の環境整備を推進しており、主に町営住宅整備、住宅の補助金制度、道路・歩道の整備、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を行っています。

アンケート調査の「子育てで困ること、困ったこと」においては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」と回答した人は未就学児童の保護者で47.2%、小学生の保護者で45.9%となっており、道路環境の整備が課題です。町民ニーズや都市整備計画等を踏まえながら、安心・安全な道路、交通安全施設の整備を図る必要があります。

基本目標7 子どもたちの安全の確保

子どもたちの安全の確保については、交通安全活動の推進と防犯活動の推進を掲げ、施策を展開しています。保育所や小・中学校での交通安全教室の開催、警察と連携した地域住民による町内パトロール等の防犯体制の強化、防犯に関する情報提供等を行っています。

交通安全運動や町内パトロールの担い手の高齢化による人員確保、関係機関との連携強化が課題となっており、啓発資料の配布を行い地域の防犯活動への参加を促進させることや警察と連携した防犯活動のさらなる推進を図ることが重要です。

基本目標8 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進

男女共同参画の意識づくりについては、「はこね男女共同参画推進プラン」に基づき、子育てへの男女共同参画につながる施策を展開しており、講演会の開催、事業所における子育て支援、地域活動への男女の参画支援、働きたい女性への支援等を行うとともにワーク・ライフ・バランスや男性の育児休暇取得等についての啓発も行っています。

講演会や男性向け子育て教室の参加者確保、男性の育児への参画や意識の醸成が課題となっており、様々な媒体を使った情報提供や誰もが参加しやすいイベントの開催を通じて男性の参加を促進し、子育てへの興味関心を高めることが重要です。また、事業者における家庭生活と職業生活の両立を支援する意識醸成が必要です。



第3章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

本計画は、「こども基本法」に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者・家庭への総合的な支援を含む計画として策定するものです。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消計画」、「母子保健計画」、「自立促進計画」としての位置づけも担う計画として策定します。

基 本 理 念

こども・若者が自分らしく健やかに育ち、
みんなで子育てするまち 箱根

こども・若者の意見聴取や意見表明について

こども・若者は、生まれながらにして権利の主体です。多様な人格を持った「個」として尊重し、社会や箱根町の現状を学び、将来について考えることができるきっかけをつくるとともに、その年齢・発達に応じて様々な形で自らの意見を表明することができる機会の確保に努めていきます。

コラム

はこねっ たちの声



箱根町の未来を担う子どもたちの本音とは？
ここでは子どもたちの本音や思いを聴く町の取組について説明します。

1

町長授業

「将来への羅針盤」

令和6年12月18日に箱根中学校にて3年生生徒を対象に「将来への羅針盤」をテーマに、勝俣浩行町長の授業が行われました。

この取組は「箱根教育」の一環として平成20年度から実施しています。箱根町の現状や将来、政治や地方自治の理解、税金や支出、教育を通して、町の発展に貢献しようとする住民としての意識の向上を図ることを目的として開催しました。

「箱根町の税金と支出」や「箱根町の教育と教育費」では、町長がクイズを交えつつ説明を行い、生徒たちは日頃の学習と箱根町の現状を照らし合わせて回答していました。

「箱根町の抱える課題」や「将来、箱根町をもっと元気にするために私たちができること」では、少子高齢化による人口減少、子どもが自由に遊べる場所の少なさ等が課題として挙げられ、地域のボランティア活動やイベントに参加する等が自分たちでもできる解決策として挙げられました。



もし、わたしが箱根町長になったら



- 子どもが遊べる場所がないので公園をつくる。
- 買い物は町外に行かなくてはいけないので、スーパーマーケットを増やしたい。



- 放課後の居場所がないので、チェーン店の飲食店を誘致する。
- バスが1時間に1、2本しかないので、交通手段としてバスの本数を増やしたい。

箱根町長からのエール

次の箱根町を支える人材に、箱根町から世界へ羽ばたく人材になってほしい！



生徒代表から、「一番印象に残ったことは箱根町が教育費の支出を大きくしてくれたことです。今まで当たり前と思っていたことが当たり前ではないと思うことができました。残りの学校生活の一つひとつを大切にしていき、町長の座右の銘「他人と過去は変えられないが、自分と未来は変えられる」のように、未来の自分を変えるために精一杯頑張っていきたいと思います」とお礼の言葉がありました。

箱根中学校の生徒が積極的な参画をし、箱根町の未来を考える良い機会となりました。

2

本音ミーティング @学童（放課後児童クラブ）



令和6年8月23日に湯本こどもクラブ、8月29日に箱根こどもクラブのこどもたちに集ってもらい、町民のファシリテーターの主導のもと「はこねっこ本音ミーティング」を実施しました。

ミーティングでは、3つのテーマ「箱根ってこんな町」、「箱根に住んでいてここがいいよね、課題だね」、「箱根町がどうなったらみんなが幸せになりそう？」に沿って意見を出してもらい、箱根町の現状や課題、未来について意見が出されました。

道路の渋滞、買い物の不便さ、娯楽施設がない、公園の遊具の要望、学校施設整備、学校がない、高等学校がない等の課題が挙げられ、おとなとこどもたちが考える課題が同じであることがわかります。

また、こどもがお金を払わなくても立ち寄る場所がほしいとの意見もあり、こどもの居場所づくりについても言及されました。

箱根町のここがよい、ここが好き

- 平和
- 観光できる（施設が多い）
- 自然がいっぱい
- 温泉に入れる（気持ちいい）
- ゴミが少ない
- お祭りが楽しい
- 花火がきれい
- 涼しい
- 芦ノ湖
- 宮城野は桜がきれい
- テレビでよく放送される
- 野生の動物が見られる
- 仙石原にはスーパーがある
- コンビニがたくさんある
- お豆腐屋さんがある
- 美術館がいっぱいある
- 有名人がくる
- 箱根駅伝



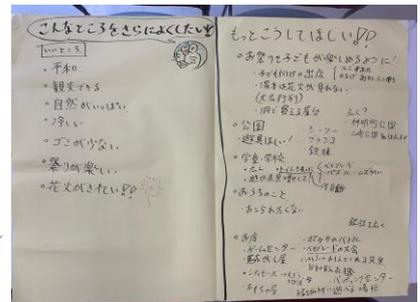
箱根町のここが残念・課題

- 商店街が少ない
- 車が混んで渋滞してしまう
- 道が狭い、車が停められない
- 観光客が多くて道が狭い
- ショッピングモールのようなところがない
- 歩いて行ける範囲にスーパーや洋服屋さんがない
- ゲームセンターがない
- 学校が遠い、高校がない
- 動物園や大きい水族館がない



こうなったらいいな

- 学校の中・昼休みをもっと長くしてほしい
- 放課後児童クラブや学校のトイレをきれいにしてほしい
- 放課後児童クラブの部屋をもっと広くしてほしい
- 放課後児童クラブの遊び道具を増やしてほしい（パズル・卓球台・カードゲームなど）
- 放課後児童クラブのおやつにポテトチップスが食べたい



こども計画の施策を推進するにあたり、こどもや若者のみなさんの意見は何よりも大切です。

こどもや若者のみなさんにとって最もよいことを考え、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、町はこども・若者のみなさんの声を聴き、反映し、こども・若者のみなさんの視点に立った施策を推進します。

2

基本的な視点

箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画においては、「すべての子どもの視点」「すべての子育て家庭の視点」「次世代の親づくりの視点」「地域で子どもを育てていく視点」「結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点」の5つの視点に基づき、施策を展開してきました。本計画はこども計画となることから、こども大綱の指針等を踏まえ、以下の6つの視点に立って、施策を展開していきます。

こどもまんなかの視点

1

こどもまんなかの考えのもと、すべてのこども・若者が個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、すべてのこども・若者の健やかな成長・発達・自立が保障されるような取組や支援を推進します。また、こども・若者が意見の表明や活動に参画できる機会を創出することで、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるような取組や支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。

すべての子育て当事者の視点

2

子育て当事者の状況は、核家族や2世帯同居等家庭環境、家族の就労状況によっても様々な影響を受けます。働き方の変化により産休や育休等の休暇が以前よりは取得しやすくなりましたが、難しい状況の子育て当事者もいます。すべての子育て当事者がこどもの成長に喜びを見出せるよう、子育て当事者の視点に立ち、施策を展開します。

次世代の親づくりの視点

3

こども・若者は「次世代の親」である認識を持ち、親子の関係性を深めていくことが必要です。こども・若者自身が将来親の立場になった際に、こどもの頃の経験や体験、記憶が自立した家庭を築く上で指標となるものと考えます。健やかに、豊かな人間性を持つ大人、次の世代の親を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

地域でこども・若者を育てていく視点

4

地域のこども・若者の成長には、学校での学習のほかに、地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが重要です。また、男女がともに子育てに積極的に取り組めるように、職場においても勤務形態の柔軟化等を行い、子育て当事者を支援していくことが必要です。地域全体でこども・若者を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

困難を抱えるこども・若者への支援の視点

5

こども・若者の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱えるこども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めていくことが必要です。また、ヤングケアラーや不登校、ひきこもり等、個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中、早期に把握し、行政のほか、教育・医療・司法等の関係機関などと連携することが必要です。課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等を考えつつ、困難を抱えるこども・若者の視点に立ち、施策を展開します。

出会い・結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点

6

「少子化対策」に取り組み、出会いから結婚、妊娠・出産、育児、次代の育成と、切れ目なく支援を行うとともに、各年代で抱える課題の解決への支援も行うという視点に立ち、施策を展開します。また、「こども家庭センター」を活用し、子育て当事者の相談・支援体制を充実させます。

3

基本目標

「こどもまんなか」の視点を軸として、基本理念である「こども・若者が自分らしく健やかに育ち、みんなで子育てするまち 箱根」を実現していくために、本計画においては、以下を基本目標として設定します。

基本目標1 結婚・家庭生活への支援の充実

- ・結婚を希望する若者に出会いの場の提供や結婚につながる支援の提供を行います。
- ・若者の町内での就職を支援するために、説明会等の機会の提供やハローワークを通じた情報提供を充実します。
- ・ワーク・ライフ・バランスや働き方の改善、男性の育児への参加についての啓発を行い、仕事と子育ての両立や男女共同参画の意識の高揚を推進します。

基本目標2 出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と支援の充実

- ・各種健康診査等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を図ります。
- ・産後ケアを充実させ、母親の負担軽減を図り、心身の回復を図ります。
- ・妊娠届出時から低年齢期にかけての伴走型支援の充実を図ります。
- ・園や学校等の関係機関と連携し、地産地消をはじめとした食育を推進します。
- ・学校や専門職、関係機関と連携し、思春期保健対策の充実を図ります。

基本目標3 子育て環境の整備

- ・こども家庭センターを中心に相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・専門職による相談支援体制や多種多様な養育支援体制を充実させます。
- ・子育てシェアタウン推進事業等様々なイベントを開催し、親子や多世代が参加できる機会の創出の充実を図ります。
- ・医療費の助成、通学費補助、幼児教育・保育の無償化等の経済的支援により、子育て当事者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・放課後児童対策ではこどもたちの適切な遊び・生活の場の充実を図ります。

基本目標4 こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・ 思春期教育や乳幼児とふれあう機会等を通じて、次世代の親の育成を図ります。
- ・ 研修を行い教育内容や方法の充実を図りつつ、教職員の資質向上を図ります。
- ・ 住民参画の学校づくりや学校公開等を通じて、開かれた学校を目指します。
- ・ 子育てに関する情報提供や家庭教育講座等の学習機会の提供により、家庭での教育力の向上を図ります。
- ・ 地域との連携やイベント、地域資源の活用を通じて、地域の教育力の向上を図ります。
- ・ 関係団体との連携や消費生活に関する教育を通じて、健全育成の環境づくりを推進します。

基本目標5 支援が必要なこども・若者への対応などきめ細かな取組の推進

- ・ こども家庭センターを中心に、児童虐待防止の情報発信や啓発活動を推進します。
- ・ 就業支援や生活支援サービスを充実させ、ひとり親家庭に対する支援を推進します。
- ・ 専門家や関係機関との連携を通じて、早期発見・対応を行い、適切な支援につなげます。
- ・ 様々な困難を抱えるこども・若者に対して、相談体制の整備や情報提供を行い支援につなげます。

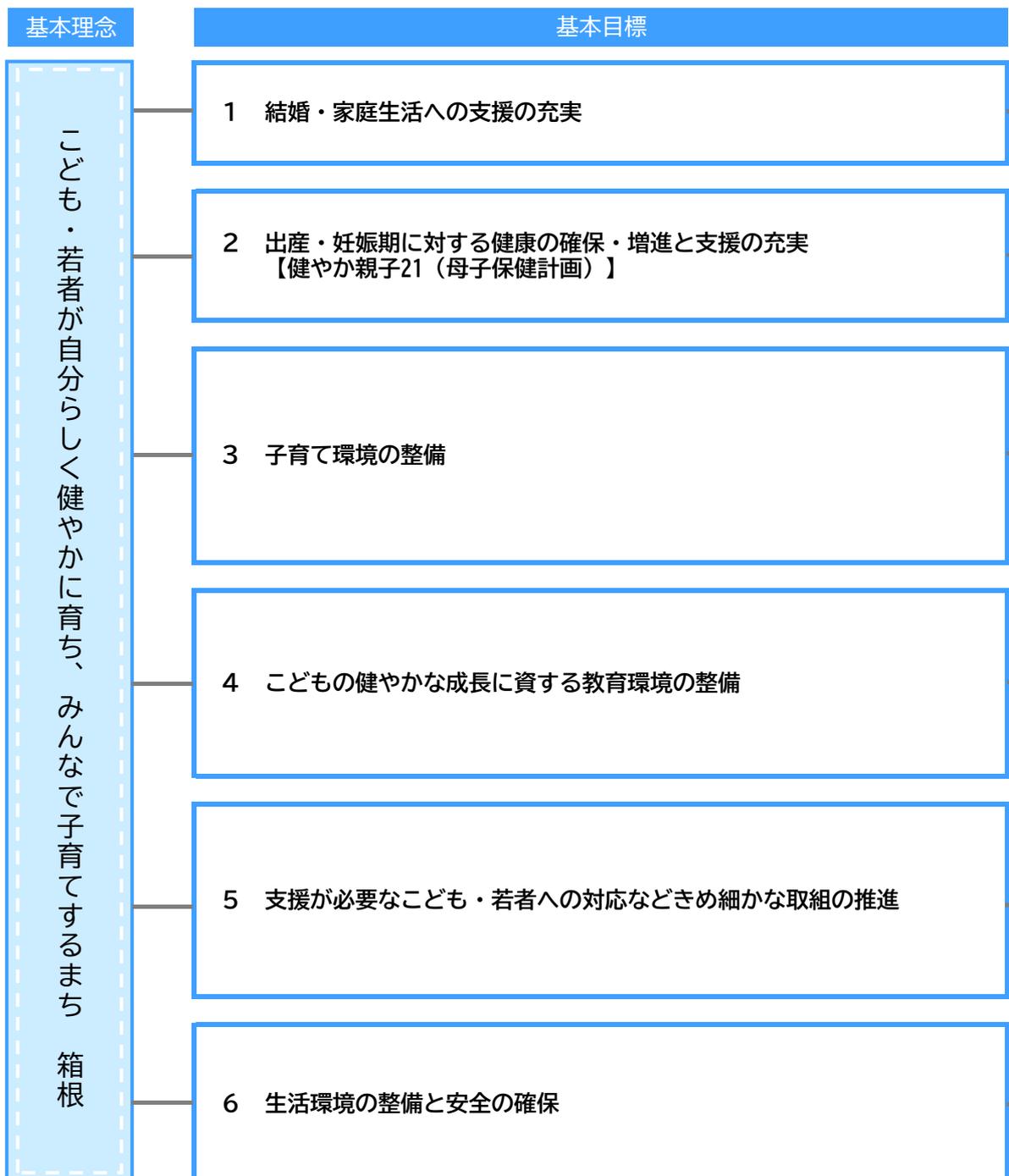
基本目標6 生活環境の整備と安全の確保

- ・ 子育てしやすい住宅の整備を通じて、支援を充実させます。
- ・ 地域住民の要望を踏まえながら、安全な道路環境を整備します。
- ・ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を通じて、子育て環境の向上を図ります。
- ・ 交通安全教育等を通じて、地域における交通安全を推進します。
- ・ 警察や地域、関係機関と連携し、地域の防犯活動を充実させます。

4

施策の体系

本計画の施策体系



施 策

- 1-1 出会い・結婚支援の充実
- 1-2 若者の自立を促す支援の充実
- 1-3 仕事と家庭生活の両立の推進

- 2-1 母子の健康の促進
- 2-2 食育の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実
- 2-4 小児医療の充実

- 3-1 子育て相談・支援体制の充実
- 3-2 家庭におけるこどもの養育支援
- 3-3 親子や多世代の交流の促進
- 3-4 出産・育児の相談、学習機会の充実
- 3-5 経済的支援の充実
- 3-6 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実
- 3-7 放課後児童対策の充実

- 4-1 次世代の親の育成
- 4-2 学校教育の充実
- 4-3 学校教育環境の充実
- 4-4 家庭の教育力の向上
- 4-5 地域の教育力の向上
- 4-6 健全育成の環境づくり

- 5-1 児童虐待防止対策の推進
- 5-2 ひとり親家庭の支援の充実
【自立促進計画】
- 5-3 障がい児等の発達支援の充実
- 5-4 その他保護を必要とするこども、困難を抱える若者への対策の充実
【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく施策】

- 6-1 子育てしやすい住環境づくり
- 6-2 安全な道路環境の整備
- 6-3 子育てにやさしい町の環境の整備
- 6-4 交通安全活動の推進
- 6-5 防犯活動の推進

第4章

基本目標ごとの取組

基本目標

1

結婚・家庭生活への支援の充実



1-1 出会い・結婚支援の充実

出会い・結婚支援の充実にあたっては、若者の出会いや結婚の希望がかなえられるような取組を行います。

また、若者が結婚しやすい環境を整え、結婚を希望している若者に出会いの場を提供し、婚姻数の増加に取り組むことで将来の箱根町の人口の増加や出生数の増加を目指しています。

主要課題

- 若者を対象としたニーズ調査における独身でいる理由では、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が40.7%と最も多く、次いで「異性と出会うきっかけがないから」が37.0%となっており、若者の出会いの支援を充実させることが若者の結婚において重要であることがわかります。

基本方針

- 県の結婚支援事業を活用するなど、結婚を希望する若者に出会いの機会を提供します。
- 町の人口増加及び定住促進により活力あるまちづくりを推進するため、町内に住宅を取得した若者世帯に取得費の一部を補助します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
出会いの場の提供、結婚につながる支援の提供	結婚しやすい環境を整えるための経済的支援や出会いの場の提供に努めます。	企画課
県のプロジェクトとの連携推進	県の「恋カナ！プロジェクト」と連携し、結婚支援に取り組みます。	企画課

1-2 若者の自立を促す支援の充実

若者の自立を促す支援の充実にあたっては、関係機関と連携した就業支援の展開と、若者とその家族に対する相談支援体制の整備推進を図っています。

主要課題

- 若者を対象としたニーズ調査における理想的なこどもの人数を持つ際の課題、こどもを持つつもりのない理由では、「経済的負担が大きいから」、「体力的負担が大きいから」、「精神的負担が大きいから」が上位となっており、若者が感じる負担を軽減し、生活の安定や自立を支援することが求められています。

基本方針

- 町内出身の若者の地元への就職を支援するために関係機関と連携し説明会等の機会の提供に取り組みます。
- 町内で就業ができるように、箱根DMOやハローワーク等と連携し情報発信や支援に取り組みます。
- 若者やその家族に対する相談支援を関係機関と連携し取り組みます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
就業支援	町内での就職を希望している若者への就職の情報提供や説明会等の機会の提供を行います。	観光課
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援	若者本人や家族が抱える悩みについて、関係機関と連携して相談支援に取り組みます。	生涯学習課

1-3 仕事と家庭生活の両立の推進

仕事と家庭生活の両立の推進にあたっては、町民や企業への啓発を行い、男女平等の視点を示しながらワーク・ライフ・バランスを推進します。

主要課題

- 男女共同参画啓発紙や講演会を通じてワーク・ライフ・バランスや各種制度等、時流に合った情報提供・啓発を行っていますが、より多くの町内企業に参加してもらうことが必要です。
- 男女共同参画に関する講演会等の内容の充実を図るとともに、参加者を増加させるための方法についても検討することが必要です。
- 未就学児童を対象としたニーズ調査における母親の就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.5%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.2%となっており、就労と子育てを両立する支援を行っていくことが必要です。

基本方針

- 事業所にて男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、子育て支援に関する周知・啓発を行います。
- 男性向けの子育て参画を促すイベントや講座の周知、働きたい女性への情報提供等、男性と女性の仕事と家庭生活の両立支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
事業所における子育て支援の促進	町民や企業への啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランスや男女平等の視点に立った雇用環境の整備に努めます。	観光課
	企業との連携の強化及び各種表彰制度等を活用し、企業における子育て支援環境の整備促進に努めます。	観光課

事業名等	内容	担当課
子育てへの男性の参画・ 家庭と仕事の両立環境の 促進	はこね男女共同参画推進プランに基づき、子育ての男女共同参画につながる施策を展開します。	町民課
	男女共同参画に関する講演会等の内容の充実を図るとともに、参加者を増加させるための方法についても検討します。	町民課
	認定こども園、保育所、幼稚園では、行事等に父親の参加を促し、こどもとのふれあいや子育てする楽しみを伝え、子育ての意識の高揚を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	妊娠期に出産や育児に関する教室や講座を開催し、男性の育児への参加を促し、子育てを共有、協力する意識の醸成を図ります。	子育て支援課
	プレママ・パパ（出産育児）教室や家庭教育講座を推進し、ワーク・ライフ・バランスの啓発と意識の醸成を図ります。	子育て支援課 町民課
地域活動への男女の参画 促進	はこね男女共同参画推進プランにより、地域活動への男女共同参画の意識づくりを図ります。	町民課
働きたい女性への支援	町内での就職を希望している女性への情報提供を行います。また、箱根DMOと連携し、町内事業所において、子育て中の女性が働きやすい時間帯や短時間シフトの仕事を紹介します。	観光課

基本目標

2

出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と支援の充実【健やか親子21（母子保健計画）】



2-1 母子の健康の促進

母子の健康の促進にあたっては、妊婦・乳幼児健康診査をはじめとした各種健康診査や訪問指導を実施し、ハイリスクケースや支援が必要な家庭を把握し適切な支援につなげています。

また、専門家を派遣し、産後間もない母親の育児や家事等のサポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図っています。

そのほか、乳幼児の事故予防の啓発や不妊・不育への支援を図っています。

主要課題

- 各種健康診査の受診率の向上を、継続して図る必要があります。
- 各種健康診査や訪問指導等を通じて、妊産婦や子育て世帯の状況を把握し、適切な支援につなげていくことが重要です。

基本方針

- 各種健康診査等の周知啓発を継続し、受診率の向上を図ります。
- 各種健康診査等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行います。
- 訪問事業や各種イベントを通じ、妊産婦に対して、出産・子育てに関する知識の普及に努めます。
- 不妊・不育に悩む人に対する助成事業や支援事業等の情報提供や経済的支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦・乳幼児健康診査の受診を勧奨し、未受診者については的確に把握し、文書・電話・訪問を行い受診につなげます。	子育て支援課
	ハイリスク妊婦や発達の遅れが見られるこども等を早期に発見し、適切な支援を行います。 乳幼児健康診査未受診児で虐待の危険が高いハイリスクケースについては関係機関と情報共有を行い、適切な支援につなげます。	

事業名等	内容	担当課
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦や乳幼児へ適切な時期に訪問指導を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と、子育ての悩みごとへの対応を図ります。	子育て支援課
妊婦・乳幼児歯科健康診査	妊婦歯科健康診査費用の助成制度を周知し、妊婦歯科健康診査の受診促進や早期からの歯周疾患予防、う蝕予防を図ります。	子育て支援課
	10か月児健康診査での歯科指導後、1歳6か月から3歳6か月まで、6か月ごとに歯科健康診査を実施し、乳幼児期のう蝕予防を促進します。	子育て支援課
乳幼児期の事故防止対策	各種健康診査や出産育児教室を活用し、妊娠中の喫煙や飲酒の影響を注意喚起するとともに、寝かせ始めのうつぶせ寝のリスクや家庭内の事故予防対策の重要性について周知を図ります。	子育て支援課
産後ケアの充実	産後ケア専門家を派遣し、産後間もない母親の育児や家事等のサポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図ります。また、助産師による授乳相談や指導、産後の回復のための支援を行うとともに、産後ケアの周知の強化と利用しやすいサービスの拡充を検討します。	子育て支援課
不妊・不育への支援	不妊症・不育症の悩み等の相談を受けるほか、「不妊治療費・不育症治療費助成事業」や生殖医療費保険適用外医療費助成制度の周知と活用促進を図ります。	子育て支援課
妊婦等包括相談支援事業（伴走型支援）	妊娠届出時より、妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て当事者に対し、出産や育児等の見通しを立てるための面談や情報発信を行い、必要な支援や経済的支援につなげます。	子育て支援課
母子に関する相談体制の整備	小児科・産婦人科オンライン相談を導入し、安心して妊娠・出産・子育てができるだけでなく、感染症、婦人科、性に関する相談についても利用可能のため、幅広い世代に利用が広がるように周知します。	子育て支援課
新生児聴覚検査	新生児聴覚検査費用の助成制度を周知し、新生児聴覚検査の受診促進や聴覚障がいの早期発見及び早期療育につなげます。	子育て支援課
産婦健康診査	産婦健康診査費用の助成制度を周知し、産婦健康診査の受診促進や母体の身体的機能の回復や精神状態を把握し、産後うつや新生児虐待の予防を図ります。	子育て支援課

2-2 食育の推進

食育の推進にあたっては、保護者に対しては、各種教室を活用し、食生活に関する学習機会の充実を図り、園児、児童・生徒に対しては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校と連携し給食等を通じて、地産地消や食文化について学び、食育の推進を図っています。

主要課題

- 教育機関と関係機関が連携して、食育を推進していく必要があります。
- 地場産食材の活用や地産地消を推進していく必要があります。
- 食育に関する情報提供を充実させていく必要があります。

基本方針

- 離乳食教室等の各種教室を通じて、保護者の学習機会の提供を行います。
- 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校で食育について学ぶことができる機会の提供に努めます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
食生活に関する学習機会の充実	産前産後の親子教室等で乳幼児の食事について、内容の充実を図り、乳児連れでも参加可能とするなど、より多くの人に参加できる教室の運営に努めます。	子育て支援課
	若い世代や子育て世帯を対象とした健康づくり教室の開催、食文化継承事業の実施、レシピの配布等を通じて、食生活の改善を含めた食育推進事業の充実を図ります。	保険健康課

事業名等	内容	担当課
認定こども園、保育所、幼稚園における食育	四季折々の食材を使用した食育教室等を通して食育の推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	認定こども園、保育所では、給食だより、試食会等を通じて、食育を行い、食べ物とこどもの健康に関連する情報を提供します。	子育て支援課
	日々の園給食や行事食等を通じ、和食の良さを取り入れた食育を推進します。	子育て支援課
学校教育における食育	給食や栄養士による教育指導等を通して食育の普及・啓発を図ります。	学校教育課
	学校給食の献立表や保健だよりを通じて、保護者やこどもへ給食の内容や食の大切さ等の情報提供に努めます。	学校教育課
	芦ノ湖のワカサギをはじめとした地場産食材を給食に取り入れることで、地域色豊かな食育や地産地消を推進します。	学校教育課



2-3 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の充実にあたっては、学校では学級担任及び養護教諭が中心となり、健全な生活の指導を行っています。

また、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置や教育相談センターの設置により、子どもたちが悩みごとを気軽に相談できる環境の整備を図っています。

主要課題

- 子どもが気軽に相談できる環境をつくとともに、専門職を加えた相談体制の強化が必要です。

基本方針

- 日々の学校生活での指導や各種講座等を通じて、こどもの心身両面の健康を支援します。
- 子どもが気軽に相談できる専門職による相談支援体制を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
健全な生活の指導	若年妊娠の予防やこどもの健康な心身をつくるため、「思春期教室」などの実施や「保健だより」などを活用して、適切な指導を図ります。	子育て支援課 学校教育課
悩みごとの相談体制の充実	こども家庭センターにおいて、相談体制を充実させます。	子育て支援課
	教育相談センターを中心に、子どもたちの悩みごとなどに対して、日頃から気軽に相談できる環境づくりに努めます。	学校教育課
	スクールソーシャルワーカー等の専門職を配置し、相談体制を充実させます。	学校教育課
母子に関する相談体制の整備【再掲】	小児科・産婦人科オンライン相談を導入し、安心して妊娠・出産・子育てができるだけでなく、感染症、婦人科、性に関する相談についても利用可能のため、幅広い世代に利用が広がるように周知します。	子育て支援課

2-4 小児医療の充実

小児医療の充実にあたっては、町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療の充実を図るとともに、近隣の医療機関と広域的に連携し、救急医療体制の強化を図っています。

また、かかりつけ医の普及のため、様々な媒体を利用し、かかりつけ医の重要性について周知啓発を図っています。

主要課題

- ニーズ調査において、かかりつけ医が「いない」と答えた割合は、未就学児童で25.0%、小学生で18.9%となっており、かかりつけ医の重要性を周知し、普段から受診できるかかりつけ医を見つけることが重要です。

基本方針

- 町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療を充実します。
- 近隣の自治体と連携し、広域的な救急医療体制を強化します。
- かかりつけ医の重要性について周知啓発を行います。

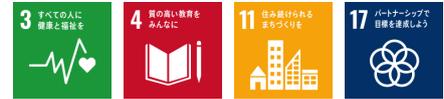
主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
医療体制の整備	町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療の充実を図ります。	保険健康課
	広域的な連携のもと、救急医療体制の強化を図ります。	保険健康課
かかりつけ医の促進	保健指導や健康相談、保健だより等を活用し、かかりつけ医の重要性について啓発を行い、かかりつけ医の促進を図ります。	保険健康課

基本目標

3

子育て環境の整備



3-1 子育て相談・支援体制の充実

子育て相談・支援体制の充実にあたっては、「こども家庭センター」を子育て支援課内に設置し運営を行っています。

また、幅広い年齢層が相談できる体制の整備、妊産婦・乳幼児訪問指導や育児支援家庭訪問等の訪問指導や不妊症・不育症の相談支援、ひとり親家庭に対する相談支援を行っています。

主要課題

- ニーズ調査において、子育てをする上で相談できる人が「いない（ない）」と答えた割合は、未就学児童で18.1%、小学生で13.5%となっており、誰もが子育てについて相談できるような環境を整備していくことが重要です。

基本方針

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」を中心に相談支援を行います。
- 訪問指導等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
こども家庭センターの運営	妊娠を望んだときから子育て期までの切れ目ない相談・支援を行います。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
相談体制の充実	こどもから大人までの様々な相談を受け付ける「こども家庭センター」の体制充実と周知啓発を行います。周知啓発については、LINEやSNS等新しい媒体を使用し、幅広い年齢層に情報提供を行います。	子育て支援課
妊産婦・乳幼児訪問指導【再掲】	妊産婦や乳幼児へ適切な時期に訪問指導を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と、子育ての悩みごとへの対応を図ります。	子育て支援課
育児支援家庭訪問の充実	妊産婦訪問や伴走型支援訪問指導等を通じ、妊産婦の健康増進、子育ての悩みごとへの対応等を図ります。	子育て支援課
	育児不安がある人や、ひとり親、外国籍住民をはじめ、乳幼児を抱える母親に対して民生委員・児童委員が訪問する「すくすく赤ちゃん訪問」や家庭訪問等を通じて、母親が地域とつながりながら子育てできる環境を支援します。	子育て支援課
	就学前転入児の家庭に保健師と民生委員・児童委員が同行訪問する「ようこそ（転入児）訪問」を実施し、母子保健事業や地域の子育てサービス、防災について情報提供するとともに児童の安全確認を行います。	子育て支援課
妊婦等包括相談支援事業（伴走型支援）【再掲】	妊娠届出時より、妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て当事者に対し、出産や育児等の見通しを立てるための面談や情報発信を行い、必要な支援や経済的支援につなげます。	子育て支援課
不妊・不育の相談	なかなかこどもを授からない心配や不安についての相談や、治療中でつらい気持ち・悩みなどを保健師が窓口や電話で対応します。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談、情報提供	ひとり親家庭が抱える様々な悩みについての相談体制を充実させます。	子育て支援課
	ひとり親家庭への支援サービス、制度についての情報提供を図ります。	子育て支援課

3-2 家庭におけるこどもの養育支援

家庭におけるこどもの養育支援にあたっては、訪問指導や専門職を派遣し育児への助言や相談を行う養育支援訪問を行っています。

また、外国籍住民への子育て支援として、外国語版の書類の作成や、外国語版の母子手帳を活用し支援を行っています。

そのほか、乳幼児健康診査時に乳幼児期の子育ての事故のリスクとなる要因を伝え、指導しています。

主要課題

- 支援を必要とする妊産婦やこどもを訪問指導等を通じて把握し、適切な支援に導くことができる体制の整備が必要となっています。

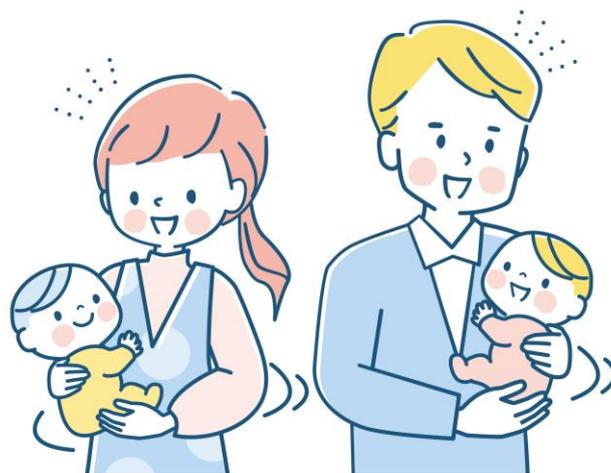
基本方針

- 保健師や助産師、心理士等による専門的な相談支援や多種多様な相談に対応できる養育支援体制を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
養育支援訪問事業	保健師や助産師、心理士等の専門職を派遣し、育児に関する助言・相談、育児不安等への対応を図ります。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て当事者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、悩みや不安を傾聴し、家事支援や育児代行、母子保健・子育て施策等の情報提供を行い、子育て世帯の支援を行います。	子育て支援課
乳幼児の健康支援	低体重出生児など乳幼児への訪問指導等を通じ、病院と連携し、乳幼児の健やかな発育支援を図ります。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
外国籍住民への子育て支援	外国語版の妊娠届作成や母子健康手帳の副読本の配付を通じて、外国籍住民への子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
母子手帳電子化の周知・啓発	母親の子育てを支援する電子母子手帳「はこねっこ手帳」の周知を行います。	子育て支援課
乳幼児期の事故防止対策【再掲】	各種健康診査や出産育児教室を活用し、妊娠中の喫煙や飲酒の影響を注意喚起するとともに、寝かせ始めのうつぶせ寝のリスクや家庭内の事故予防対策の重要性について周知を図ります。	子育て支援課



3-3 親子や多世代の交流の促進

親子や多世代の交流の促進にあたっては、子育てシェアタウン推進事業をはじめ、子育て支援センター等や各種教室、イベントを通じて親子や多世代が参加できる機会の充実を図っています。

そのほか、公園や広場、遊具の設置等、遊び場の確保についても努めています。

主要課題

- 未就学児童を対象としたニーズ調査において、子育て支援センターや子育てサロンなどを「利用していない」と答えた割合は、51.4%となっており、引き続き子育て支援センターや子育てサロンの利用者数を増加させることが課題です。
- ニーズ調査における日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスでは、未就学児童、小学生ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」がともに半数を超え、最も多くなっており、こどもの遊び場や機会の不足が課題です。
- 講座や教室、イベントの参加者の減少と指導者の確保や自主的な活動の促進が課題となっています。

基本方針

- 子育てシェアタウン推進事業を中心に子育てに協力する担い手の発掘・育成に努めます。
- 子育て支援センター、子育てサロンの周知や各種イベントを通じて、親子の交流を充実させます。
- 住民のニーズを把握しながら、こどもが安心して遊べる場の充実に努めます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
子育て支援センター等事業の充実	子育て支援センター及び子育てサロンの周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、同世代の親子が交流できる機会の充実を図ります。	子育て支援課
親子の交流機会の充実	「子育てシェアタウン推進事業」などを通じて、親子や多世代が交流できる機会の充実を図ります。	子育て支援課
	親子が交流できる教室や、事業の講師・指導員の確保に努めるとともに、町民ニーズに応じた事業の充実を図ります。	生涯学習課 学校教育課

事業名等	内容	担当課
こどもの自主的な活動の促進	子ども会、スポーツ少年団等へのこどもの参加を促進するとともに、指導者の確保やニーズに応じた活動内容の充実を図ります。	生涯学習課
公園などこどもの遊び場の整備	地域コミュニティと協働して、地域の実情等に応じた公園の整備や維持管理を進めるとともに、利用者の利便性の向上を図ります。	都市整備課
	公園等の定期的な点検やパトロールを行う中で、修繕等の維持管理を行うとともに、老朽化した遊具等の公園施設を更新し、安心して遊べる公園等の整備を図ります。	都市整備課
	町営住宅の敷地の一部を利用して、こどもの遊び場としての活用を図ります。	福祉課
	社会教育センター等を活用し、こどもたちが活動できる場を確保します。また、定期利用団体ほか各種団体等との連携によって、多世代交流につながる事業を展開します。	生涯学習課
	こどもたちが活動しやすい環境の充実を図るとともに、活動場所の周知を行います。	生涯学習課
認定こども園、保育所、幼稚園の園庭開放	家庭で育児している親子が気軽に利用できるよう、認定こども園、保育所、幼稚園の園庭開放を進めるとともに、周知を図ります。	子育て支援課 学校教育課
ブックスタートの推進	乳幼児のことばと心を育むために、「絵本」を介した親子のふれあいの大切さを伝える機会の確保を図ります。	生涯学習課
親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	子育て支援課

3-4 出産・育児の相談、学習機会の充実

出産・育児の相談、学習機会の充実にあたっては、育児プログラムや親子のふれあいプログラムを通じて家庭における育児力の向上を支援しています。

また、広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し、家庭に必要な情報を提供しています。

主要課題

- ニーズ調査において、子育てをする上で相談できる人が「いない(ない)」と答えた割合は、未就学児童で18.1%、小学生で13.5%となっており、誰もが子育てについて相談できるような環境を整備していくことが重要です。
- ニーズ調査において、箱根町で行っている事業の認知度は、小学生ではすべての事業で5割以上が認知している状況ですが、未就学児童では半数が認知している事業がある一方で、3割に留まる事業もあり、認知度を向上させる情報発信や取組が必要です。

基本方針

- 育児に関する情報提供や、専門家を交えた相談支援体制を充実させます。
- 育児サークルの支援を行うとともに、SNS等による情報提供を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
家庭における育児力の向上に関する支援	こどもへのよりよい関わり方や、親子の愛着形成を支援する取組などを通じて、家庭における育児力の向上を図ります。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
情報提供・相談体制の充実	広報紙、パンフレットの紙媒体や、SNS、ホームページなどの電子媒体など、様々な媒体を活用し、子育て当事者に必要な情報の提供を図ります。	子育て支援課
	保健師、栄養士、社会福祉士等が健康・育児・栄養などの相談を受け、一人ひとりの悩みに沿った相談支援を実施します。	子育て支援課
	教育相談センターにおける情報共有等を通じて、関係機関相互の連携の強化を図ります。	学校教育課
民生委員・児童委員等の活動	民生委員・児童委員として、町内の各種イベントに積極的に参加し、委員活動の周知を図るとともに、研修等を通じて、委員の資質向上を図ります。	福祉課
育児サークル等住民の活動の支援	育児サークルや地域の活動の情報提供を行い、子育てに関する住民活動を支援します。	子育て支援課



3-5 経済的支援の充実

経済的支援の充実にあたっては、児童手当、小児医療費の助成、就学援助、通学費補助、奨学金制度など各種経済的支援の施策を展開しており、広く住民への制度の周知や利用促進に努めています。

また、小・中学校の給食費や、0歳児から5歳児までの給食費を含めた幼児教育・保育料を無償化しています。

そのほか、不妊症や不育症の治療についても一部助成しています。

主要課題

- ニーズ調査における教育・保育にかかる経費では、「負担が大きいと感じるものはない」と答えた割合は、未就学児童で34.7%、小学生で25.7%となっており、経済的支援を継続していく必要があります。

基本方針

- 0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料の無償化により、子育て世代の経済的負担を軽減します。
- 小児医療費の助成や通学費補助制度、小・中学校の給食費の無償化等を通じて経済的な支援を行います。
- 医療費の助成や通学費補助制度等の充実した町独自の経済的支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
各種手当、医療費の助成等	児童手当、小児医療費の助成など各種経済的支援について、国等の動向を踏まえて充実を図るとともに、制度を住民に周知し、利用促進に努めます。	子育て支援課
通学費等補助制度の推進	町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額及び高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部補助、または通学支援金を支給し、負担軽減を図ります。	学校教育課
	奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、修学を支援します。	学校教育課

事業名等	内容	担当課
ベビーバス等のリース	使用期間の短いベビー用品（ベビーバス等）を貸し出します。	子育て支援課
はこねっこ誕生祝金の交付	子育て世帯の経済的負担の軽減及び子育てしやすい環境の整備を図るため、条件に応じて、第2子以降の児童を対象に誕生祝金を支給します。	子育て支援課
幼児教育・保育料の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課 学校教育課
給食費の無償化	認定こども園、保育所等では、0歳児から5歳児までの給食費を無償化します。 小・中学校では、給食費を無償化します。	子育て支援課 学校教育課
昼食費の補助	幼稚園では、昼食費を補助します。	学校教育課
子育てのための施設等利用給付の実施	教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する際の利用料を助成し、保護者負担の軽減を図ります。	子育て支援課
妊婦健康診査費用の助成	妊婦健康診査の費用の一部を最大14回分補助し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査費用の助成	妊娠期間中に口腔の健康状態をチェックするため、歯科健康診査費用の一部を助成します。	子育て支援課
不妊治療費・不育症治療費助成事業	不妊症や不育症の治療を受けている夫婦等に対して、保険適用外となった治療費の一部を助成します。	子育て支援課
新生児聴覚検査【再掲】	新生児聴覚検査費用の助成制度を周知し、新生児聴覚検査の受診促進や聴覚障がいの早期発見及び早期療育につなげます。	子育て支援課
産婦健康診査【再掲】	産婦健康診査費用の助成制度を周知し、産婦健康診査の受診促進や母体の身体的機能の回復や精神状態を把握し、産後うつや新生児虐待の予防を図ります。	子育て支援課
妊婦のための支援給付	妊娠届出後に5万円、出産後に出産したこどもの数に応じた給付金（こども一人あたり5万円）を支給します。	子育て支援課

3-6 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実

幼児期の教育・保育・子育て支援の充実にあたっては、町内2か所の認定こども園、1か所の保育所、1か所の幼稚園にて、各施設の整備、教育・保育の充実、家庭のニーズに合った支援サービスを提供しています。

主要課題

- 未就学児童を対象としたニーズ調査における定期的に利用したい教育・保育事業では、「幼児学園（認定こども園）」が45.8%と最も多くなっており、幼児学園（認定こども園）のさらなる充実が求められています。
- 待機児童ゼロを引き続き達成していくために、乳幼児期の教育・保育事業のさらなる充実が必要です。

基本方針

- 待機児童ゼロを維持するとともに、教育・保育事業のさらなる充実を図ります。
- 住民のニーズに応じた子育てしやすい支援サービスの提供に努めます。
- 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等と連携し、切れ目のない乳幼児期の教育・保育・子育て支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
認定こども園、保育所、幼稚園の整備	町内の認定こども園、保育所、幼稚園のニーズを把握しながら修繕や改修を行い、利用しやすい環境の整備を推進します。	子育て支援課 学校教育課
教育・保育の充実	こどもにとってより好ましい保育環境を念頭に、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
	家庭の事情等を踏まえ、延長保育や一時保育を推進します。	子育て支援課
	休日保育の充実を図るとともに夜間保育施設の支援を図ります。	子育て支援課
	こどもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育・保育を行えるよう、研修や講義を充実し保育教諭等の資質向上を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	社会情勢の変化や保護者のニーズに対応できるよう、職員の研修等を実施し資質向上と教育内容の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に向けた検討を行います。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
幼稚園の預かり保育	保護者のニーズを踏まえ、幼稚園の預かり保育の充実に努めます。	学校教育課
認定こども園、保育所、幼稚園における安全の確保	認定こども園、保育所、幼稚園等で園児の安心・安全な保育環境の構築を推進します。	子育て支援課 学校教育課
関係機関の連携	認定こども園、保育所、幼稚園、町その他関係機関が連携し、未就学児童の適切な教育・保育を図ります。	子育て支援課 学校教育課
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等との連携	こどもの一貫した健康や生活習慣の確立、学習の推進を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、町その他関係機関による連携を強化します。	子育て支援課 学校教育課
病後児保育の整備	病後児（病気の回復期ではあるが、集団保育は困難な児童）の保育の担い手の確保を図るなどサービスの実施に向けて、検討を行います。	子育て支援課
認定こども園、保育所、幼稚園におけるスポーツ機会の充実	スポーツ指導員を町内の認定こども園、保育所、幼稚園に派遣するほか、総合型スポーツクラブと連携を図り、児童の成長と運動する機会を促進します。	生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て世帯の送迎などのニーズに対応できるような体制の確保など実施に向けて検討を行います。	子育て支援課
海外から帰国した児童や外国籍児童等への支援	海外から帰国した児童や外国籍児童等に対して、小・中学校で日本語指導員等による支援を行います。	学校教育課
こども宅食サービス事業	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情でこどもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生のこどもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課

3-7 放課後児童対策の充実

放課後児童対策の充実にあたっては、放課後児童クラブを各小学校区で開設し、小学1年生から6年生を対象に、平日の放課後から18時30分まで、こどもの適切な遊び・生活の場の提供を行っており、配慮が必要な児童にも対応した支援を実施しています。

また、一部地域においては、放課後子ども教室も運営し、放課後児童クラブと連携を図っています。

主要課題

- 小学生を対象としたニーズ調査における放課後児童クラブの運営についての満足度では、「非常に満足」が31.8%、「ほぼ満足」が50.0%、合計81.8%となっています。「非常に満足」の割合を増加させる等、さらなる満足度の向上が必要です。
- 全地域で放課後子ども教室の実施ができるよう人材の確保が必要です。

基本方針

- 放課後児童クラブを各小学校区で運営するとともに、運営委託先である事業者と連携を図り、人材の確保及び資質の向上に取り組みます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、こどもたちが放課後も安全で安心して生活できる環境を整備します。
- 利用者のニーズを把握し、サービスの向上を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ等)	就労等の理由で、保護者が昼間家庭にいないこどもを対象に、放課後にこどもの適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを各小学校区で運営します。	子育て支援課
	利用者のニーズを調査し、活動内容の充実、民間事業者との連携強化、指導者の確保及び資質の向上を図ります。また、配慮が必要な児童にも対応できる体制の構築に努めます。	子育て支援課
	放課後子ども教室との連携を強化し、事業の充実を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室運営事業	児童が放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所を提供し、家庭学習のサポートや様々な体験活動を行うことを目的に、放課後子ども教室を運営します。	生涯学習課
	放課後児童クラブとの連携を強化し、事業の充実を図ります。	生涯学習課

基本目標

4

こどもの健やかな成長に資する 教育環境の整備



4-1 次世代の親の育成

次世代の親の育成にあたっては、町立小・中学校においては認定こども園、保育所、幼稚園との異年齢交流活動や交流学习、ボランティア活動を実施し、乳幼児等とふれあう機会の促進を通じて、子育てや家庭の大切さ、こどもへの愛情、親への感謝を学び、将来の子育てに対して期待や意欲を持てるよう取組を推進しています。

主要課題

- 「箱根町教育方針」に基づき、各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組むとともに、各園・学校の特色を生かした教育の取組を推進する必要があります。

基本方針

- 町立小・中学校において道徳教育や異年齢交流活動、ボランティア活動を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
乳幼児等とふれあう機会の促進	町立小・中学校において、認定こども園、保育所、幼稚園との交流学习やボランティア活動を実施します。	学校教育課 (小・中学校)
思春期教室	思春期にある小・中学生に対し、一人ひとりが大切な存在である「命の大切さ」を伝え、心身の健全な成長に資することを目的とし、思春期教室を実施します。	子育て支援課

4-2 学校教育の充実

学校教育の充実にあたっては、箱根ミニマム、外国人講師の派遣を通じて児童・生徒の学力の向上に努めるほか、教職員の研修を通じて資質向上を図っています。

また、いじめや不登校への対応については、学校、家庭、教育相談センター、地域、関係機関と連携を図りながら、児童・生徒の支援に取り組んでいます。

そのほか、心の教育の推進については、町立園・小・中学校において「箱根ハートフルプログラム」を実践し、こどもたちの心の教育を推進しています。

主要課題

- 小学生を対象としたニーズ調査の町における子育ての環境や支援への満足度では、「低い」または「やや低い」と答えた割合が37.8%となっており、満足度の向上が課題となっています。
- いじめや不登校等のケアや防止のため、専門的な知識・視点を持つ相談員や関係機関と連携を深める必要があります。

基本方針

- 箱根ミニマムや箱根ハートフルプログラム等、特色ある教育を推進します。
- 住民参画や学校公開、ボランティア活動等を通じて、開かれた学校づくりを推進します。
- いじめや不登校等の問題に専門職も交え、関係機関と連携を図りながら相談支援体制を構築します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
生きる力を育む教育の推進	学習の基礎的知識・技能である漢字の書き取り・計算等を習得する「箱根ミニマム」を実践します。	学校教育課
	町立小・中学校に外国人講師（ALT教員）を派遣し、総合的な学習の時間や特別活動等において、国際理解教育を推進します。	学校教育課
	小・中学生の英語力の向上を図るため、英語検定の検定料の補助を行います。	学校教育課

事業名等	内容	担当課
教育の内容・方法の充実	教職員の研修を充実し、教職員の資質の向上を図ります。	学校教育課
開かれた学校づくり	学校運営協議会や学校評議員会等を活用し、住民参画による学校づくりを実践します。	学校教育課 (小・中学校)
	町立園・小・中学校において、学校公開を実施します。	学校教育課 (園・小・中学校)
	地域の住民に様々なかたちで学校ボランティア活動に協力してもらえるよう、働きかけを行います。	学校教育課 (小・中学校)
心の教育の推進	町立園・小・中学校において、こどもたちの発達段階に応じて「自立」と「共生」の力を養う「箱根ハートフルプログラム」を実践します。	学校教育課 (園・小・中学校)
特別支援教育の推進	集団の中での学習が困難な児童・生徒に対し、コミュニケーション指導教室「スマイル」等を通じて、学習支援や心のケアを実施します。	学校教育課 (小・中学校)
いじめ、不登校等への対応	「箱根町いじめ防止基本方針」及び各町立学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、教育相談センター、地域、関係機関等と連携を図りながら、いじめの防止及び対策を行います。	学校教育課 (小・中学校)
	教育相談センターを中心に、学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、専門の相談員による不登校の児童・生徒の支援等に取り組みます。	学校教育課

4-3 学校教育環境の充実

学校教育環境の充実にあたっては、学校生活の安全を最優先に考え、学校施設・設備の整備を推進します。また、警察や関係機関、地域と連携して安全対策の強化を図っています。

主要課題

- 児童・生徒が学習しやすい環境を整備することが重要です。
- 児童・生徒の安全対策の強化に警察、地域、学校が連携して取り組むことが重要です。

基本方針

- 学校からの要望や施設等点検時の指摘事項を踏まえ、学校施設や教育設備の整備を行います。
- 教育指導方法の多様化に対応するため、必要な教材用備品を購入します。
- 警察や関係機関、地域住民との連携を強化しながら、防犯対策を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
学校施設・設備の整備	学校からの要望や施設等点検時の指摘事項を踏まえ、学校生活の安全を最優先に考えつつ、学校施設の整備を図ります。	学校教育課
	教育指導方法の多様化に対応するため、必要な教材用備品など、教育設備の整備を図ります。	学校教育課
学校の安全対策の強化	警察、関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の参画を得ながら、統一的な危機管理マニュアルを用いて学校における防犯対策の強化を図ります。	学校教育課

4-4 家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上にあたっては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、家庭教育の重要性を周知し、教育機関と家庭教育の相互連携を図っています。

また、育児プログラムや家庭教室講座の開催等を通じて、家庭における教育力の向上を図っています。

主要課題

■家庭の教育力の向上を図るため、関係機関と連携した取組を推進していくことが重要です。

基本方針

■講座を開催するなど、学習機会や情報の提供を行い、家庭の教育力の向上を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
学習機会、情報の提供	各家庭に「箱根町家庭学習の手引き」を配付する等、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、家庭教育の重要性を周知するとともに、相互の連携を強化します。	子育て支援課 学校教育課
	学校ごとにホームページを開設する等、様々な媒体や方法を活用し、こどもの教育、養育等に係る情報提供を推進します。	学校教育課
	中学3年生を対象に「箱根土曜塾」を開講し、高等学校入学試験の受験対策を行うとともに、オンライン学習ソフトを受講生に限らず希望者は利用できるようにし、自宅学習を支援します。	学校教育課
家庭における育児力の向上に関する支援【再掲】	こどもへのよりよい関わり方や、親子の愛着形成を支援する取組などを通じて、家庭における育児力の向上を図ります。	子育て支援課
家庭教育講座の開催	家庭におけるこどもへの接し方、しつけの在り方とはどうあるべきか等について、保護者が学習できる家庭教育講座等の機会の提供や様々な媒体での情報発信を行い、家庭教育力の向上を図ります。	生涯学習課
親子関係形成支援事業【再掲】	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	子育て支援課

4-5 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上にあたっては、児童・生徒と地域住民の相互交流を促進しています。

また、地域で行っているスポーツ活動や様々な体験活動への参加を推進しています。

そのほか、箱根町の自然や文化財、観光資源を活用し、こどもたちの体験活動や交流が行えるよう推進しています。

主要課題

- 子育てを家庭だけではなく、地域が一体となって支援できるような取組が重要です。

基本方針

- 交流機会やスポーツ活動等を通じて、地域における教育力の向上を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
地域資源の活用	こどもたちが様々な体験活動や交流などを行えるよう、町の豊かな自然環境や文化財、観光関連も含めた各種施設などの地域の資源を活用した学びの場を展開します。	生涯学習課 学校教育課
地域におけるスポーツ機会の充実	体育協会等の関係団体と連携し、地域におけるスポーツ機会を充実させるとともに、こどもたちだけでなく幅広い年齢層に地域のスポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課
地域におけるその他活動の促進	地域住民の協力のもと担い手の確保に努めつつ、こどもたちの様々な体験活動などを促進します。	生涯学習課 学校教育課
	青少年指導員等との連携を図り、様々な活動を通じて地域の青少年の非行防止・健全育成に取り組めます。	生涯学習課

4-6 健全育成の環境づくり

健全育成の環境づくりにあたっては、青少年関係団体をはじめとした各団体とともに健全育成活動を推進しています。また、街頭パトロールによる有害環境の改善を図っています。

そのほか、町立小・中学校での望ましいスマートフォン等モバイル端末の使い方の指導や、小田原市消費生活センターと連携しながら消費生活教育を行い、こどもたちの健全な生活を促進しています。

主要課題

- 子ども会育成団体連絡協議会の担い手が減少しているため、新たな役員等の担い手を育成する必要があります。
- スマートフォン等モバイル端末やアプリケーションの取り扱いへの対応が求められています。

基本方針

- スマートフォン等モバイル端末の使い方やリスクについての指導や消費生活教育を行い、こどもたちがトラブルに巻き込まれないように努めます。
- パトロール活動や子ども110番の家等の取組を通じて、地域住民や事業所、関係機関が連携して健全な生活を送れるように努めます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
健全育成活動の推進	青少年関係団体、社会教育関係団体等の活動を促進します。	生涯学習課
有害環境の改善	子ども110番の家や街頭パトロールなどの運動、地域の商店や事業所等の協力により、地域の有害環境の改善を図ります。	生涯学習課
スマートフォン等モバイル端末の使い方の指導	町立小・中学校においてスマートフォン等の正しい使い方について、関係機関等の協力により情報モラル教育を実施します。	学校教育課 (小・中学校)
消費生活に関する啓発及び相談窓口の開設	こどもの消費者トラブルを防ぐため、小田原市消費生活センターと連携しながら、保護者をはじめ、消費生活に関する住民の知識と関心を高め、消費生活教育の充実を図ります。	町民課

基本目標

5

支援が必要な子ども・若者への
対応などきめ細かな取組の推進

5-1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策の推進にあたっては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、保護者への虐待防止の周知、基本的人権の尊重などについて意識啓発を図っています。

また、家庭へは、養育支援や訪問支援を通じて状況を把握するとともに、支援を行っています。

そのほか、代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催や実務者会議における研修等の実施により、広域的な連携を取りながら児童虐待の防止を図っています。

主要課題

- ニーズ調査において、ストレスを感じたときにとる行動で「子どもの心を傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうこと」が未就学児童で29.5%、小学生で29.6%となっており、そのようなときに誰かに相談「していない」と答えた割合は、未就学児童で54.2%、小学生で57.1%となっています。相談事業の周知も含めた児童虐待に対する対策が課題です。

基本方針

- こどもや保護者に対して、命や人権、虐待防止に関する学習機会の提供や周知啓発を行います。
- 関係機関や専門家等と連携し、支援が必要な子どもや家庭への支援を充実させます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
こどもの命、人権に対する意識の向上	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、保護者への虐待防止の周知、人権意識の啓発等を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	子育てや家庭教育に係る学習機会や園・学校・保護者を対象とした講座を活用し、人権意識に関する講義を行うとともに、研修会等の情報提供を行い、人権意識の啓発を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
	人権擁護委員と連携し、住民全体の人権意識の高揚を図ります。	福祉課

事業名等	内容	担当課
養育支援訪問【再掲】	保健師や助産師、心理士等の専門職を派遣し、育児に関する助言・相談、育児不安等への対応を図ります。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て当事者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、悩みや不安を傾聴し、家事支援や育児代行、母子保健・子育て施策等の情報提供を行い、子育て世帯の支援を行います。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催や実務者会議における研修等の実施により、広域的な連携を図りながら児童虐待の防止を図ります。	子育て支援課
こども宅食サービス事業【再掲】	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情でこどもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生のこどもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課
産後ケアの充実【再掲】	産後ケア専門家を派遣し、産後間もない母親の育児や家事等のサポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図ります。また、助産師による授乳相談や指導、産後の回復のための支援を行うとともに、産後ケアの周知の強化と利用しやすいサービスの拡充を検討します。	子育て支援課
こども家庭センターの運営【再掲】	妊娠を望んだときから子育て期までの切れ目ない相談・支援を行います。	子育て支援課
児童虐待防止の意識の向上	こどもを虐待から守るために、広報等により啓発を図るとともに、こども・子育てに関係する機関へポスター等を掲示し、児童虐待に対する理解を深めます。	子育て支援課

5-2 ひとり親家庭の支援の充実【自立促進計画】

ひとり親家庭の支援の充実にあたっては、民生委員・児童委員の日常的な活動の中で、ひとり親家庭の実態を把握し、必要に応じて生活支援サービスや就業支援、教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考の優遇措置を行っているほか、ひとり親家庭に対する相談対応、情報提供に努めています。

主要課題

- ひとり親家庭の状況を把握し、関係機関と連携して情報提供等を行いながら、就労支援等の適切な支援につなげることが重要です。

基本方針

- 関係機関と連携し、ひとり親家庭の把握、相談、情報提供、支援とつなげ、切れ目のない支援の提供を目指します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
ひとり親家庭に対する支援事業	民生委員・児童委員の日常の活動の中でひとり親家庭の実態把握を図ります。	福祉課
	ひとり親家庭への生活支援サービスの周知を図ります。	子育て支援課
	公共職業安定所等の事業や研修を紹介し、ひとり親の就業支援を図ります。	子育て支援課
	教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考において、優遇措置を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談、情報提供【再掲】	ひとり親家庭が抱える様々な悩みについての相談体制を充実させます。	子育て支援課
	ひとり親家庭への支援サービス、制度についての情報提供を図ります。	子育て支援課

5-3 障がい児等の発達支援の充実

障がい児等の発達支援の充実にあたっては、新生児訪問や乳幼児健康診査などを通じて、障がいの予防及び早期発見・対応に努めています。

また、認定こども園、保育所、幼稚園において、障がい児、発達支援を要するこどもの交流を進めるとともに、必要とする支援を実施しています。

主要課題

- 新生児訪問や乳幼児健康診査の機会を活用し、関係機関と連携した早期発見と対応ができる体制整備が求められています。

基本方針

- 早期発見から早期療育や早期支援につなげ、障がい児、発達支援を要するこどもに対する支援を充実させます。
- 専門家と連携し多様な障がいへの対応が可能な相談支援体制の構築を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
障がいの予防、早期発見・対応	関係機関との連携のもと、新生児訪問や乳幼児健康診査などを通じて、障がいの予防及び早期発見・対応を図ります。	子育て支援課
	「地域訓練会（なでしこ教室）」、「言語訓練会（ことばの教室）」の周知を行い、参加を促進するとともに、障がい児、発達支援を要するこどもの療育を充実させます。	福祉課
障がい児保育・教育の充実	認定こども園、保育所、幼稚園において、障がい児、発達支援を要するこどもの交流を進めるとともに、必要とする支援の実施を図ります。	子育て支援課 学校教育課
発達障がい等多様な障がいへの対応	保健事業や認定こども園、保育所、幼稚園を通じ発達障がい等の早期発見・対応に努めるとともに、専門家を派遣し、こどもの状況に応じた必要な支援を図ります。	子育て支援課 学校教育課
臨床発達心理士による園等への巡回相談	臨床発達心理士による巡回相談を認定こども園、保育所、幼稚園で実施するとともに、こどもの発達に関する支援を行います。	子育て支援課 学校教育課
乳幼児健康診査の実施	育てにくさを感じる保護者を対象とした相談を行うことにより、保護者の気づきを促すとともに早期発見・早期療育につなげます。	子育て支援課

5-4 その他保護を必要とするこども、困難を抱える若者への対策の充実 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく施策】

その他保護を必要とするこども、困難を抱える若者への対策の充実にあたっては、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に対しては、就学に必要な費用の支援を行っています。

また、幼児教育や保育料の無償化、給食費の無償化等、保護者の負担を軽減する支援を行っています。

そのほか、困難を抱えるこども・若者の支援については、県の取組と連携して行うとともに、相談窓口の設置や居場所づくり等を検討します。

主要課題

- 困難を抱える家庭に対する経済的支援や相談体制の強化、見守り等の様々な視点からの支援が必要です。

基本方針

- 生活困窮、養育困難の家庭に対する経済的な支援や見守り支援等を通じて、こどもの貧困解消を推進します。
- 困難を抱えるこども・若者への相談支援体制の構築、県が行っている施策の情報提供を行い、県と連携した支援を検討します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
教育費及び教育に関する支援	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費、修学旅行費等、就学に必要な費用を援助します。	学校教育課
	町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額及び高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部補助、または通学支援金を支給し、負担軽減を図ります。【再掲】	学校教育課
	奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、修学を支援します。【再掲】	学校教育課
	中学3年生を対象に「箱根土曜塾」を開講し、高等学校入学試験の受験対策を行うとともに、オンライン学習ソフトを受講生に限らず希望者は利用できるようにし、自宅学習を支援します。【再掲】	学校教育課

事業名等	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 保護者負担金の軽減	要保護世帯、準要保護世帯を対象に、利用料について負担軽減を図ります。	子育て支援課
こども宅食サービス事業 【再掲】	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情でこどもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生のこどもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課
幼児教育・保育料の無償化 【再掲】	子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課 学校教育課
給食費の無償化【再掲】	認定こども園、保育所等では、0歳児から5歳児までの給食費を無償化します。 小・中学校では、給食費を無償化します。	子育て支援課 学校教育課
昼食費の補助【再掲】	幼稚園では、昼食費を補助します。	学校教育課
ひとり親家庭に対する 支援事業【再掲】	民生委員・児童委員の日常の活動の中でひとり親家庭の実態把握を図ります。	福祉課
	ひとり親家庭への生活支援サービスの周知を図ります。	子育て支援課
	公共職業安定所等の事業や研修を紹介し、ひとり親の就業支援を図ります。	子育て支援課
	教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考において、優遇措置を行います。	子育て支援課
困難を抱えるこども・ 若者、家庭への支援の充実	かながわ子ども・若者総合相談センターや神奈川県西部青少年サポート相談室と連携した相談体制の整備を検討します。また、ホームページ等を通じて、ひきこもりやヤングケアラー当事者、中途退学者の居場所に関する情報提供や相談支援を行います。	子育て支援課 生涯学習課 学校教育課

基本目標

6

生活環境の整備と安全の確保



6-1 子育てしやすい住環境づくり

子育てしやすい住環境づくりにあたっては、町内に居住するための住宅を新築、購入、増改築等する場合の各種補助制度について、周知や利用の促進を図っています。

主要課題

- 定住対策、少子化対策に向けては、子育て世代が子育てしやすい住環境を整備していくことが必要です。

基本方針

- 子育て世帯が暮らしやすい住宅及び住宅の新築・増改築等の支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
子育て世帯向けの住宅の供給	子育て世帯をはじめとした住民の安心・安全に配慮した町営住宅の整備に努めます。	福祉課
居住環境の向上	総合的・計画的なまちづくり施策や開発事業、景観事業とも連携を図りながら、少子化にも対応した居住環境の整備を図ります。	都市整備課
住宅新築等の支援	人口の定着及び労働力の確保を図るために、町内に居住するための住宅を新築、購入等する場合の補助金制度の周知を図ります。	企画課

6-2 安全な道路環境の整備

安全な道路環境の整備にあたっては、地域の要望を把握し、住民が安心・安全に道路を利用できるように、計画的に道路や歩道の整備を行っています。国・県道については、国・県に要望を伝え、事業促進のため支援協力しています。

また、都市整備計画等を踏まえながら、交通安全施設の整備を図っています。

主要課題

- ニーズ調査の子育てを行っていて困ることでは、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が未就学児童で47.2%、小学生で45.9%と最も多くなっており、安全な道路環境の整備が課題となっています。

基本方針

- 国や県、地権者と協力しながら、道路・歩道環境を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
道路・歩道等の整備	地権者と地域住民の理解と協力を得ながら、計画的に安心・安全な道路・歩道の整備を図ります。	都市整備課
	既存駐車場の有効活用を図るとともに、民間の協力のもと、駐車場の確保を図ります。	都市整備課
	国・県道については、事業促進のための支援協力を行います。	都市整備課
交通安全施設の整備	地域の要望や都市整備計画等を踏まえながら、安心・安全な道路、交通安全施設の整備を図ります。	町民課 都市整備課

6-3 子育てにやさしい町の環境の整備

子育てにやさしい町の環境の整備にあたっては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めています。段差の解消や授乳室の設置、公衆トイレへのベビーチェア設置など、子育て世帯の利用に配慮した整備の充実と情報提供に努めています。

主要課題

- 公共施設の改修に合わせて、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

基本方針

- 公共施設に授乳室やベビーチェアを設置する等、子育て世代が利用しやすい環境を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化	公共施設等における段差の解消や授乳室等の設置など、子育て世帯が利用しやすい施設・設備の整備に努めます。	関係各課
	公共施設や公衆トイレ等にベビーチェアを設置する等、子育て世代が利用しやすい環境を整備します。	関係各課
	バス、電車及び駅舎など公共交通の移動等円滑化を促進するため、交通事業者への改善要望や必要に応じた支援協力を行います。	都市整備課
バリアフリー施設、ユニバーサルデザイン施設の情報提供	子育て世帯の利用に配慮した施設・設備の整備情報を町内・外に広く発信し、子育て環境の向上につなげます。	子育て支援課

6-4 交通安全活動の推進

交通安全活動の推進にあたっては、県と連携し、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において交通安全教育を実施しています。また、啓発パンフレットを配布する等、年代に応じた交通安全教育を推進しています。

そのほか、警察や関係機関等による交通安全運動を促進しています。

主要課題

- ニーズ調査の子育てを行っていて困ることでは、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が未就学児童で47.2%、小学生で45.9%と最も多くなっており、様々な視点からの交通安全の推進が必要です。

基本方針

- 県や国、学校等と連携しながら、こどもたちへの交通安全教育を推進します。
- 警察や関係機関と連携しながら交通安全環境を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
交通安全教育	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校におけるこどもたちへの交通安全教育を関係団体と連携して推進します。	子育て支援課 町民課 学校教育課
	様々な機会を活用しながら、啓発パンフレットを配布する等、年代等に応じた交通安全教育を推進します。	町民課
	交通安全にかかる指導者の確保に努めます。	町民課
	警察や関係機関等と連携を深め、交通安全運動を促進します。	町民課
	認定こども園、保育所、幼稚園では、園外活動を通し、安全な歩行の仕方を指導します。	子育て支援課 学校教育課

6-5 防犯活動の推進

防犯活動の推進にあたっては、警察や関係機関と連携し、防犯活動への住民の参画を促進し、地域の防犯体制・活動の促進に努めています。

また、不審者情報や、県や警察の情報提供を受けた際には、住民に対して迅速に情報提供を行い、通学路の安全確保を図っています。

主要課題

- 小学生を対象としたニーズ調査において、こどもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことが「ある」と答えた割合は6.8%となっており、地域で連携した防犯対策の推進が求められています。

基本方針

- 警察や関係機関、地域と連携し、パトロール等の防犯活動を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
防犯体制・活動の促進	警察をはじめとする関係機関との連携を図り、防犯活動への住民の参画を促進することで、地域住民が主体となる防犯体制の強化を図ります。	町民課
防犯に関する情報提供等	警察の情報等を有効に活用し、関係機関との連携強化を図ることにより、住民に対し迅速な情報提供に努め、防犯活動を推進します。	町民課
	不審者の出現などの情報について、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等において共有するとともに、こども、保護者への周知を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	学校、保護者、道路管理者、警察等が連携して通学路を定期的に点検し、通学路の安全確保を図ります。	都市整備課 町民課 学校教育課

第5章

教育・保育、子育て支援事業の
量の見込み

1

教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本町の教育・保育提供区域は、次のとおり設定します。

教育・保育提供区域

区域	該当事業	考え方
町全域 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> ●平日日中の教育・保育 (子ども・子育て支援給付) ●時間外保育事業(延長保育事業) ●放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ●子育て短期支援事業(ショートステイ) ●地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業) ●一時預かり事業 ●病児保育事業 ●子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ●利用者支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●妊婦健康診査 ●子育て世帯訪問支援事業 ●児童育成支援拠点事業 ●親子関係形成支援事業 ●乳児等通園支援事業 ●産後ケア事業 ●妊婦等包括相談支援事業 	<p>事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。</p> <p>なお、平日日中の教育・保育(子ども・子育て支援給付)、時間外保育事業(延長保育事業)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、町全域及び小学校区単位の利用ニーズも考慮しつつ、実施内容を検討します。</p>

2

こども数の推計

計画期間のこども数については、計画期間（令和7年～11年）の0～11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従って、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

こども数の推計

(単位：人)

年齢	実績	推計					
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和7→11年増減
0歳	37	29	31	31	33	33	4
1歳	21	39	31	33	33	35	△ 4
2歳	28	20	37	29	31	31	11
3歳	27	29	21	39	31	33	4
4歳	32	27	29	21	39	30	3
5歳	34	32	28	30	21	39	7
小計	179	176	177	183	188	201	25
6歳	41	33	31	26	28	20	△ 13
7歳	42	39	32	30	25	27	△ 12
8歳	37	43	40	33	31	27	△ 16
9歳	52	36	41	39	32	30	△ 6
10歳	37	54	38	44	42	34	△ 20
11歳	54	37	54	38	44	42	5
小計	263	242	236	210	202	180	△ 62
合計	442	418	413	393	390	381	△ 37

年齢	実績	推計					
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和7→11年増減
0歳	37	29	31	31	33	33	4
1～2歳	49	59	68	62	64	66	7
3～5歳	93	88	78	90	91	102	14
6～8歳	120	115	103	89	84	74	△ 41
9～11歳	143	127	133	121	118	106	△ 21

※令和6年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

3

教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。
また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を設定します。

3-1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

平日日中の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	こどもが満3歳以上保育の必要なし	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施。
2号	こどもが満3歳以上保育の必要あり	認定こども園及び保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	こどもが満3歳未満保育の必要あり	認定こども園及び保育所、地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

3-2 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

1号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）による確保方策等を次のとおり設定します。

1号認定

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	14	13	15	15	16
確保方策	120	120	120	120	120
特定教育・保育施設	120	120	120	120	120
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

② 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）等による確保方策等を次のとおり設定します。

2号認定

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	74	65	76	76	86
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	6	5	6	6	7
上記以外	68	60	70	70	79
確保方策	160	160	160	160	160
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
認可外保育施設	0	0	0	0	0

③ 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）等による確保方策等を次のとおり設定します。

3号認定

【0歳】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	5	5	5	5	5
確保方策	17	17	17	17	17
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2

【1歳】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	24	19	20	20	22
確保方策	38	38	38	38	38
特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2

【2歳】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	16	29	23	24	24
確保方策	38	38	38	38	38
特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2

④ 0～2歳児の保育利用率

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における0～2歳児の保育利用率を次のとおり設定します。

0～2歳児の保育利用率

(単位：人、%)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童人口（0～2歳）	88	99	93	97	99
保育所入所児童数（量の見込み）	45	53	48	49	51
保育利用率	51.1	53.5	51.6	50.5	51.5



4

地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

4-1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0歳～就学前まで
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ等)	保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休暇中に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業	1～6年生
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業 ショートステイ(宿泊を伴う預かり)、 トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0歳～就園前まで
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3歳～就学前まで (幼稚園)
		認定こども園、保育所での一時預かり	0歳～就学前まで
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う事業	0歳～就学前まで 1～6年生

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成すること もの送迎・預かりサービス	0歳～就学前まで 1～6年生
8	利用者支援事業	子育て家庭や妊婦が子育て支援事業 等を円滑に利用できるように、身近な 場所での相談や情報提供、助言等の必 要な支援や関係機関との連絡調整、連 携等を行う事業	0歳～就学前まで 1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべ ての家庭を訪問し、子育て支援に関する 情報提供や養育環境等の把握を行う 事業	0歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、 その居宅を訪問し、養育に関する指 導・助言等を行うことにより、当該家 庭の適切な養育の実施を確保する事 業	養育支援を必要と する家庭
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るた め、妊婦に対する健康診査として、① 健康状態の把握、②検査計測、③保健 指導を実施するとともに、妊娠期間中 の適時に必要に応じた医学的検査を 実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る 補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案し て、特定教育・保育施設等に対して保 護者が支払うべき日用品、文房具その 他の教育・保育に必要な物品の購入に 要する費用又は行事への参加に要す る費用等を助成する事業	給付を必要とする 家庭
13	多様な主体が本制度に 参入することを 促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者 の参入の促進に関する調査研究その 他多様な事業者の能力を活用した特 定教育・保育施設等の設置又は運営を 促進するための事業	事業者
14	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、子育て等に対して不安 や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、 ヤングケアラー等がいる家庭を訪問 し、不安や悩みを傾聴するとともに、 家事・子育て等の支援を実施する事業	18歳未満
15	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学 校に居場所のない児童等に対して、児 童の居場所となる場を開設し、児童の 状況に応じた支援を包括的に提供す る事業	小学生～18歳未満

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
16	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者や児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の助言や情報提供を行うとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業	18歳未満
17	乳児等通園支援事業	保育所等において、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳児又は幼児を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業	未就園児
18	産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業	産婦及び乳児
19	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業	妊産婦及びその配偶者

※12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない。

4-2 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

11時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、夜間保育施設等と連携を図りつつ、ニーズに対応します。

時間外保育事業（延長保育事業）

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	-	-	-	-	-



② 放課後児童健全育成事業

ア 放課後児童クラブ

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休暇中に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

放課後児童クラブ

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	67	63	56	51	46
小学1年生(6歳)	18	17	14	15	11
小学2年生(7歳)	12	10	9	8	8
小学3年生(8歳)	19	17	14	13	12
小学4年生(9歳)	12	13	13	10	10
小学5年生(10歳)	4	3	4	3	3
小学6年生(11歳)	2	3	2	2	2
確保方策	105	105	105	105	105
小学1年生(6歳)	27	27	27	27	27
小学2年生(7歳)	26	26	26	26	26
小学3年生(8歳)	21	21	21	21	21
小学4年生(9歳)	15	15	15	15	15
小学5年生(10歳)	10	10	10	10	10
小学6年生(11歳)	6	6	6	6	6

イ 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安心・安全な活動拠点(居場所)を設け、地域の住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業です。

放課後子ども教室

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	2	2	3	3	3

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	-	-	-	-	-

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④こども・子育て支援に関する講習等があります。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

（単位：人回）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,941	4,433	4,164	4,344	4,433
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	824	730	842	852	955
1号認定による利用	824	730	842	852	955
2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保方策	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050

イ 保育所その他の場所での一時預かり

(トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

保育所その他の場所での一時預かり

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	76	77	79	81	87
確保方策	100	100	100	105	110
一時預かり事業	80	80	80	85	90
子育て援助活動支援事業	20	20	20	20	20
子育て短期支援事業	-	-	-	-	-

⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

現在、本町では実施していない事業ですが、保護者支援を図る観点から、事業の実施について検討を行っていきます。

病児保育事業

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	204	205	212	218	233
確保方策	-	-	-	-	-

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の小学生対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

現在、本町単独では事業を実施していませんが、近隣市町村と連携しながらサービスを提供していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て家庭や妊婦が子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援や関係機関との連絡調整、連携等を行う事業です。

利用者支援事業

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	31	31	33	33
確保方策	実施体制	2	2	2	2
	実施機関	町	町	町	町
	委託団体	-	-	-	-

⑩ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保 方策	実施体制	3	3	3	3	3
	実施機関	町	町	町	町	町
	委託団体	-	-	-	-	-

⑪ 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

妊婦健康診査

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		29 (319)	31 (341)	31 (341)	33 (363)	33 (363)
確保 方策	実施場所	医療機関				
	実施体制	委託				
	検査項目	国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる				
	実施時期	随時				

※ () 内は、利用回数11回を人数に乗じて算出

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

子育て世帯訪問支援事業

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

⑬ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

児童育成支援拠点事業

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	-	-	-	-	-

⑭ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者や児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の助言や情報提供を行うとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

親子関係形成支援事業

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

⑮ 乳児等通園支援事業

保育所等において、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳幼児を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。令和8年度からの給付制度化に向けて、国から示される考え方に従って、受け入れ体制の整備に努めます。

乳児等通園支援事業

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	10	10	10	10
0歳児	-	2	2	2	2
1歳児	-	4	5	5	5
2歳児	-	4	3	3	3
確保方策	-	10	10	10	10
0歳児	-	2	2	2	2
1歳児	-	4	5	5	5
2歳児	-	4	3	3	3

⑯ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

産後ケア事業

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策	75	75	75	75	75

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

妊婦等包括相談支援事業

(単位：人回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	87	93	93	99	99
妊娠届出数（組）	29	31	31	33	33
1組当たり面談	3	3	3	3	3
確保方策	135	135	135	135	135
こども家庭センター	135	135	135	135	135
こども家庭センター以外	0	0	0	0	0

5

教育・保育の一体的提供及び

教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園、保育所、幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域のこどもや家庭が利用できる施設として、引き続き認定こども園を通じて、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

6

産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

7

こどもに関する専門的な知識及び 技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

8

労働者の職業生活と家庭生活の両立のための 雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

9

子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、保護者の経済的負担や利便性等を勘案しつつ、年4回を目安に、公正かつ適正な給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使にあたっては、県と連携し、必要に応じて施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給を図ります。

第6章

計画の推進に向けて

1

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、企業、町民と連携して、多くの意見を取り入れながら取組を広げていきます。

「こども大綱」の理念やこども・若者の権利について幅広く周知・啓発に取り組み、社会全体の理解の促進を図ります。

こども・若者に関する施策の策定や実施などにあたって、当事者であるこども・若者の意見反映や社会参画を積極的に取り入れることは、施策の実効性を高めることにつながるとともに、こども・若者にとって、自己肯定感や社会の一員としての主体性を育む経験となることも期待されます。このため、施策の目的や内容、対象とするこども・若者の年齢や発達の程度などに応じて、様々な手法で意見聴取する機会の充実に努めながら計画を推進していきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組みます。

2

計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

計画を着実に実行するために、施策の進捗状況を把握し、改善する仕組みであるPDCAサイクルを確立し、効果的・効率的に計画を推進します。

点検・評価にあたっては、「箱根町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果を町民へ公表します。また、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。



3

災害時をはじめとする緊急時の対応

災害や感染症の流行等、災害時や緊急時においては、国や県の指針、町が出す方針と整合を図りながら計画を推進します。

資料編

1

箱根町子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

条例第14号

改正 令和5年3月9日条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項第1号及び第2号において「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、箱根町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開催される子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和5年3月9日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2

箱根町子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

	所属機関	役職	氏名
1	小田原医師会	箱根班長	永井 昇
2	神奈川県小田原児童相談所	所長	山下 真弘
3	神奈川県小田原保健福祉事務所	保健福祉課長	中條 和子
4	小田原短期大学	教授	吉田 収
5	箱根町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	佐々木 匡子
6	箱根町立幼稚園・幼児学園・ 保育園保護者会連絡協議会	会長	大熊 春香
7	箱根町立小学校PTA	会長	勝俣 要
8	箱根町立小・中学校 PTA連絡協議会	会長	菅原 美樹
9	箱根町園長会	園長代表	小山 千恵美
10	箱根町校長会	校長代表	高橋 大明
11	富士屋ホテル保育園	主任	佐藤 明香
12	一般公募	-	室伏 久美子
13	一般公募	-	西岡 利明
14	箱根町教育委員会	教育次長	吉田 朋正
15	箱根町福祉部	福祉部長	安藤 正博

箱根町こども計画

令和7年3月発行

箱根町 福祉部 子育て支援課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
TEL : 0460-85-9595

